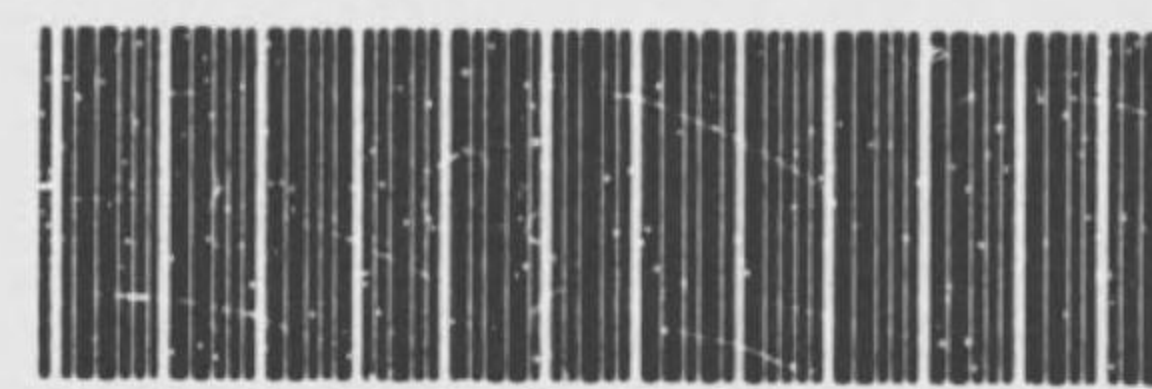


昭和十八年十二月

歐洲廣域經濟圏の建設狀況

世界經濟調査會



0024105000

0024105-000

333.5-Se1222o

歐洲広域經濟圏の建設狀況

世界經濟調査會

1943

ADD

33
Se/

盟邦獨國はその得意とする電撃戦によつて、全歐洲をその勢力下に置き、一方に於いて苛烈なる戦争を遂行すると共に他方、歐洲新秩序建設に着々その効果を示しつつある。而して日獨は、洋の東西、其の處をこそ異にするとはいへ、共に相呼應して夫々新しき秩序の建設に努力しつつあることは奇しき運命といはねばならぬ。

序

序

大東亞戰の赫々たる戦果は忽ちにして、南方諸地域より米英蘭の諸勢力を追放して、廣大なる地域を我が國の支配下に持つに至つたことは、皇軍將兵諸士の並々ならぬ努力奮闘の結果であり、我々國民として深甚なる感謝の意を表すると共に、この占領地を如何に統治し、經濟的新秩序を實現せしむるかは、國民の總てに課せられたる重大なる責務といはねばならない。何となれば此の南方諸地域を如何に組織し、その經濟的資源を充分に利用し得るか否やは、大東亞戰の遂行に重大なる影響をもつものたるは論を俟たざるところなるが故である。

而してこれが周到なる計畫をたつるに當つて有力なる參考たるべきものは云ふまでもなく歐洲に於ける新秩序建設の事實である。



333.5
Se/2220



118959

歐洲新秩序建設に關する研究の重要にして忽せになすことを得ざる理由も亦ここにある。茲に於いて當會は中央大學大野信三教授に、歐洲新秩序たる廣域圏の研究を依頼し、南方建設の一資料たらしめんと意圖したのであるが、ここにその御報告の完成を見るに至つたのであるが、その究むるところ極めて廣く、その説くこと極めて懇切にして、之れを徒らに一部の人のみの利用に委ぬべきものにあらず、寧ろ廣く之れが研究者に示すことこそ、本報告を一層意義あらしむるものと信ず。當會が之を印刷に付する所以も全く此處にあると共に、必ずや本書が研究上に貢献すること大なるべきことを疑はざるものである。

昭和十八年十二月

世界經濟調査會

目次

第一章 歐洲廣域圏の經濟的な基礎……………(一)

第二章 ドイツの占領地金融通貨工作……………(二)

第一節 通貨工作の基本方針……………(二)

第二節 ライヒ信用金庫……………(七)

一、ライヒ信用金庫の設置……………(七)

二、信用金庫の組織と活動……………(九)

第三節 各占領地域と通貨工作……………(三)

一、オランダ……………(三)

二、ポオランド總督管轄區……………(四)

三、デンマアク……………(五一)

四、ベルギー……………(六一)

五、フランス……………(六九)

六、ノオルウエイ……………(七六)

七、東南ヨオロッパ諸國……………(八三)

八、舊ソ聯領……………(八五)

第三章 歐洲に於ける爲替清算制度適用の現状……………(八九)

第一節 序説……………(八九)

第二節 ドイツが爲替清算制度を採用するに至つた経緯……………(九二)

第三節 爲替清算制度の機構……………(九六)

第四節 現行爲替清算制度の種類……………(一〇六)

第五節 結論……………(一一三)

第四章 ドイツ占領地域の産業經營方式……………(一二五)

第一節 歐洲廣域經濟圏の産業建設配置……………(一二五)

第二節 ドイツ占領地域の産業經營の方式……………(一二七)

第五章 歐洲廣域圏の經濟建設の現状……………(一三三)

一、フランス……………(一三三)

二、ルクセムブルグ……………(一四〇)

三、ポオランド……………(一四三)

四、デンマアク……………(一四〇)

五、ノオルウエイ……………(一四四)

六、オランダ……………(一四六)

七、ベルギー……………(一五二)

八、舊ソ聯領……………(一五六)



第一章 歐洲廣域圏の經濟的な基礎

ドイツが構想する歐洲廣域經濟の最高の目標は、ランドフリード經濟次官のいふやうに、「非常時に當つて自己の力で獨立し得るだけの物資の供給を確保する」のにある。

廣域經濟はアウトタルキイを目的としてその成立の可能性が與へられ、且つその確立への過程にあるのであるが、單純なるアウトタルキイの概念を以てしては廣域經濟を律することはできない。

即ち、アウトタルキイを單純に自給自足經濟と理解するならば、それは廣域經濟と本質的に異なる。この點で一九四一年六月ウイーンに於けるフンク博士の廣域經濟に関する講演の要旨は次の通りである。

- (1) 歐洲廣域經濟は漸次に成立しつつある。歐洲は廣範圍の自給自足並に豊富な食糧供給能力を持つた地理的な一單位である。これが即ち廣域經濟の概念である。

- (2) ドイツが代表する經濟新秩序の原理は、國民經濟を貧困ならしめる極端なアウトタルキイをも、また國民の政治的、經濟的な立場を無視した國際分業をも否定する。
- (3) 歐洲廣域經濟圏はその生産設備及び消費力を以て他の廣域經濟圏と協働し得る。

また一九四一年十一月二十四日に、ドイツ・ブルガリヤ經濟會議所の創立十五周年記念式に於いてフランク經濟相が試みた講演の要點は、「歐洲的な生活は、ドイツが勝利を得た場合にのみ可能となる。歐洲諸國は、經濟的な外國依存が同時に政治的な依存の危険を意味することを悟つた。歐洲は公正且つ合理的な原則に即して經濟生活を指導し、成形する。この基礎に基いて、新歐洲に計画的な經濟共働が發展する。各國は一國の需要に基いて物を生産することを止め、共榮圏全體の需要を目標とする。ドイツの目的は歐洲各國の經濟力を引上げ、相互の物資交換を増大し、參加國全部の利益を圖るのにある。かくして歐洲諸國民に依つて高い生活程度が約束されるであらう。同時に將來歐洲に對して經濟封鎖を手段とする戰爭は全く無効となるであらう。經濟封鎖は英國が一九一四年に行つて成功したものであるが、今日では最早や役に立たない」といふのである。この歐洲の經濟共同宣言ともいふべきフランク經濟相の講演は新秩序建設後の歐洲各國がそ

れぞれの獨立經濟を止め、歐洲大陸全體のための生産活動を行ふべきことを暗示してゐる。

この歐洲新秩序に對する根本方針は、その後一九四二年九月六日附の「フォエルキツンジャー・ベオバハター」紙に掲げられたロオゼンベルグドイツ東邦相の「歐洲諸國民の運命的な課題」と題する論文のうちで、更に一層明確に陳述された。ロオゼンベルグに從へば「現在の戰爭に於いて優先的な地位を要求し得るものはドイツとその同盟國のみである。何となれば新たな建設は唯ドイツと共にのみ考へ得られ、ドイツとその同盟國なくしては、戰爭に直接に參加しない諸國は存在し得ないからである」。これは所謂歐洲の新秩序なるものが歐洲諸國民の單なる平面的、無機的な關聯ではなくて、事實上ドイツを中心とする政治的、經濟的並びに文化的な階層構造たるべきものであることを示唆するものである。大陸歐洲に於けるドイツの地政治學的な位置と就中は戰前既にそのルウル・ライン並びにシュレジエン・ボヘミアの二大重化學工業地帯を把握してゐたところのドイツの産業力とは正しくドイツをしてかういふ新しい政治經濟的な階層構造の中心たらしめるものである。

かういふ將來を持つた歐洲廣域經濟圏の現實の建設工作の進捗狀況はどうであらうか。廣範圍に互る占領地域の經濟建設工作が短日時に達成され得るものでないことは今更いふまでもない。

故に一應近い過去の實狀を検討することに依つて、現在進行しつつある歐洲廣域經濟圏の性格を概括的に把握して置くことが必要である。

我々は差し當り歐洲大陸(ヨオロッパ・ロシヤを除く)を以つて歐洲廣域圏の範圍と考へる。その場合には歐洲廣域經濟圏構造の基本的な指標は次の通りである。

一、人口	三億六千萬(世界人口の二一・五%)	
有業人口	一億二千百萬人	
農業人口	五千六百萬人(有業人口の四三%)	
工業人口	四千萬人(同 三一%)	

二、生産 (數字は世界生産に占める割合)

(1) 食糧及び嗜好品

小麦	二八・六%(世界生産 一、六六八百萬キントアル)	
米	〇・七%(同 九三九)	
玉蜀黍	一七・九%(同 一、一七四)	

燕麥	三五・七%(同 六八二)
大麦	三六・二%(同 四三七)
ライ麥	五〇・八%(同 四八四)
肉類	三五・一%(同 三〇〇)
牛酪	四〇・三%(同 三三)
砂糖	二〇・〇%(同 二七〇)
煙草	一一・九%(同 二四)

他に珈琲、茶、ココアの生産がない。

(2) 天然ゴム及び纖維原料

棉花	〇・四%(世界生産 八二、八百萬キントアル)
羊毛	九・六%(同 一七、七)
生糸	六・七%(同 〇、五)
亞麻	二八・七%(同 八、一)
大麻	五七・五%(同 四、一)

他に天然ゴム及び黄麻の生産はない。

歐洲廣域經濟圏の建設狀況

(3) 鑛物原料

アンテイモニイ	九・九% (世界生産)	四一・六千瓩
ボオキサイト	四五・一% (同)	四、〇〇〇・〇
クロオム鑛	八・四% (同)	五九〇・〇
銅鑛	六・三% (同)	二、三四八・〇
鐵鑛	三〇・一% (同)	九八、〇〇〇・〇
鉛鑛	一五・四% (同)	一、七〇五・〇
マンガン	九・〇% (同)	二、九七〇・〇
水銀	七六・七% (同)	四・九
ニツケル鑛	一・七% (同)	一一四・〇
錫鑛	〇・六% (同)	一五八・〇
タングステン	六・三% (同)	二一・八
亞鉛鑛	二四・一% (同)	一、八五六・〇
石炭	二五・五% (同)	一、三〇七、四〇〇・〇
石油	二・八% (同)	二七二、〇四四・〇

三、貿易

(1) 總額

石綿	二・〇% (同)	五〇三・〇
燐鑛	一・一% (同)	一四、五〇〇・〇
加里	八三・九% (同)	三、二〇〇・〇
黃鐵鑛	六〇・六% (同)	一〇、六二〇・〇
硫黃	一一・〇% (同)	三、四〇〇・〇
金	一・七% (同)	一・一

(2) 圏内貿易

輸出	八・〇四	十億新金ドル (世界總輸出の三〇%)
輸入	六・九〇	(世界總輸入の三三%)
超入	一・一四	
輸出	三・九〇	
輸入	四・一四	
超入	〇・二四	

歐洲廣域經濟圏の建設状況

(3) 圏外貿易

輸出	三・〇〇
輸入	三・九〇
入超	〇・九〇

(4) 食糧及びその関係品の貿易(品目別の数字は省略す)

食糧	入超	三二二百万新金ドル
関係品	入超	三八二
計	入超	七〇四

(5) 工業原料貿易(品目別の数字は省略す)

入超 一、五五三百万新金ドル

四、重要物資自給率(一九三三—三七年平均)

(1) 主要穀物

小麦	八二・七%
ライ麦	九九・五%
大麦	九一・八%

燕麥	九七・七%
玉蜀黍	七二・五%
米	四九・五%

(2) ゴム及び繊維

棉花	三五・〇%
羊毛	三一・〇%
生糸	六三・〇%
生ゴム	〇・〇%

(3) 鑛物

銅鑛	一九・〇%
鉛鑛	八三・〇%
亜鉛鑛	四一・〇%
タングステン鑛	二四・〇%
クロオム鑛	八二・〇%
マンガン鑛	一六・〇%

第一章 歐洲廣域圏の經濟的な基礎

以上の指標に據れば、歐洲廣域經濟圏には

- (1) 人間の主食穀物中小麥及び米が不足してゐる。
- (2) 肉類、酪農品及び植物性の油脂は不足してゐないやうであるがその代りには飼料特に玉蜀黍が不足し、また含油種子が不足してゐる。而して含油種子の絞り粕がまた飼料として利用されてゐることを考へなければならぬ。

(3) 衣料として棉花と羊毛が不足してゐる。

(4) 工業原料としてはゴム、銅、マンガン、コバルト、モリブデン、タングステン、ヴァナディウムその他の製鐵用の合金金屬が不足してゐる。

(5) 原油が著しく不足してゐる。

(6) 食料及びその關係品の入超七〇三百萬新金ドル、工業原料の入超一、五五三百萬新金ドルを輸出して、圏外貿易は入超九〇〇百萬新金ドルとなつてゐる。これは右の輸出貿易を維持し得た時の入超である。勿論輸出が減すれば、輸入も減少するが、入超九〇〇百萬新金ドルは廣域圏の戦前の生活程度が維持される限り、増加はしても、減少するとは考へられない。

以前は右の入超は貿易外収入を以て決済され、若干の受取勘定となつてゐた。廣域圏體制の下に於いて貿易外收支が如何なる變化を蒙るかは簡単に断定し難いが、相當大きな減少を來たすものと考へられる。その場合には右の入超類は如何に處理さるべきであらうか。その方法は、(イ)廣域圏を擴大すること、(ロ)廣域圏内の自給率若しくは生産額の増進を図ること、(ハ)生活程度を引下げることである。併し、(ハ)の方法を採ることは、廣域圏體制の歴史的な使命からいつても、望ましいことではないから、結局實際には(イ)と(ロ)の二方法があるに過ぎない。

歐洲廣域經濟圏の資源及び貿易の狀況は前に述べた通りであるが、これに對してドイツは生産力の擴充と占領地域の擴大とを以て對處してゐる。そこでドイツの經濟政策の最近の特質は次の諸點に要約し得る。

一、金融と産業のあらゆる部面を通じて、ドイツは逐次全歐洲諸國との資本的な聯繫を強化しつつある。初めに強力な外交が、通商と清算協定の面を通じて、ドイツ經濟とその外延の諸國を一層緊密な關係に結び附けて行つたが、今日の段階にあつては、英佛資本の退却に伴ひ、ドイツ資本がこれに代位し、全經濟を系統的に結び附けて往かうとする政策が必要とされまた成功を收

めながら發展しつつある。

二、石炭カルテルの再編成に見られるやうに、企業集中の傾向は急速に新らしい發展を見せ始めた。鐵鋼業部面に於いても、一九四一年の四月に編成替が行はれ、それぞれの企業體は從來のトラスト形態から一層高次の共同經營組織に移行した。何れの場合にも、ヘルマン・ゴエリング製鐵所の指導的な役割が甚だ鮮明に顯出して居る。この企業集中は、過去に於ける獨占資本の形成過程と異り、結局國家と私的な資本との距離を縮めることに目標が置かれてゐるやうである。ロンドンの「エコノミスト」は、この企業集中の傾向を私的な企業家の前進であるといつてゐるが、寧ろ私的な資本を國家資本の中に解消し、これを變質させて、統制の自動的な作用を發揮させようとするのであるであらう。ドイツの當局者がこれは中小企業を否定ではないと辯明してゐるのは蓋し當然であり、ドイツの傳統的なカルテルとシンディケートのやうな既存の組織を如何に利用するかといふ觀點に重心を置いて觀るべきものであると思はれる。即ちそれは劃一的な統制ではなくて、各々の個別的な事情を飽くまでも生かして往かうとするところに、ナツイス統制經濟の特異な性格があつたのである。

三、歐洲大陸の自然的な條件と闘ふために、合成工業若しくは貧鑛處理、代用工業若しくは不毛地の耕地化等が依然として重要な意味を持つてゐるが、これらの諸計畫は當然に勞働力の強化を要求する。人造石油一噸の生産に要する勞働は明らかに天然石油一噸の必要勞働量を超えるであらう。そこで生産費の昂騰と勞働力の需要の増大とが不可避となるのであるが、勞働力の不足は外國人勞働者の補給に依つて充足されてゐる。

問題は生産費の昂騰であるが、これは甚だ興味のある事實である。即ち從來のやうに、所謂國際經濟の支配下に於いては、一國の物價系統は、國際的な商品經濟の支配に依つて強く影響され獨自の系統を築き得る望みは少なかつた。然るに廣域經濟的な組織の下にあつては、件の地域の生産事業の影響が支配的であり、その結果物價格系統は獨自の序列を形成してそこに安定しようとする。歐洲大陸はその意味に於いて、今や全く獨立した經濟系統を持ち始めようとしてゐるといひ得る。廣域經濟は、最早や理念ではなくて、現實とならうとしてゐる。

第二章 ドイツの占領地金融通貨工作

第一節 通貨工作の基本方針

占領地域に於ける經濟建設工作は戦火に依る混亂から經濟生活の再建にある。この工作は短期戦にあつては餘り問題ではないが長期戦にあつては重大な意義を有するのである。猶その際戦争が共存共榮の經濟新秩序の建設を目指すとするれば、問題は一層複雑となり、また多面的となる譯である。占領地域に於ける經濟建設工作のうちで先づ第一に着手されなければならないのは通貨工作である。蓋し通貨工作に依つて確立された地盤の上のみ各種の經濟建設工作が行はれ得ることとなるからである。

近代戦に於ける占領地工作の目標は、占領國の戦争目的の達成のために、占領地域内の人的並びに物的な經濟力をできるだけ高度に利用するのにある。だがまたこれと同時に占領地域の政治經濟的な復興並びに建設が行はれなければならない。さりながら當面の問題としては、第一に占

領地域の治安の確保就中經濟と人心の安定が必要であり、これには食糧その他の生活必需品の供給と幣制とを確得しなければならない。殊にドイツのやうに、戦争を通じて歐洲新秩序の確立に邁進しようとする場合には、これは猶更必要とされるところである。

今次の歐洲戦争に當つてドイツの行つた占領地通貨工作は以上のやうな要請を含むものと見られる。今次の大戦に當つてドイツ軍は、占領地域に於いて必需物資を調達する場合には、常に現金に依る購入の方法を採つたために、占領地域に於ける通貨の問題は獨軍の進撃とその歩調を一つにして到るところに發生した。このドイツの占領地域に於ける通貨工作の特質を要約すれば、各占領地域内の中央銀行をドイツ側に協力させ、これらの中央銀行を中心とする各地の従來の金融機關をできるだけ利用したことである。最初ドイツ軍が軍の緊急の支拂手段として準備したものは軍票としての「ライヒ信用金庫券」(Reichskreditkassenscheine)であつた。それは單に應急の處置たるに止まり、占領地域の治安の回復と共に經濟取引が再始されるに及んで、中央銀行と協定を締結し、既發の信用金庫券を速かに回收させ、それと同時に各中央銀行の發行する銀行券をドイツ軍の支拂手段とした。これらの銀行券はライヒス・マルク、信用金庫券、またはライヒス・バンク、信用金庫本部、ドイツ清算金庫等に對する債權をその主たる發行準備とするもので

あつた。かく各占領地域の貨幣單位をライヒス・マルクに連繫させるために、それらの貨幣單位とライヒス・マルクとの間に交換比率がそれぞれ次の通りに公定された。

(一九四〇年六月末現在)

- 一 デンマーク・クロオネ 〓 五〇ライヒス・プエンニツヒ
- 一 オランダ・ギルダア 〓 一・五ライヒス・マルク
- 一 ベルギー・フラン 〓 一〇ライヒス・プエンニツヒ
- 一 ルクセムブルグ・フラン 〓 一〇ライヒス・プエンニツヒ
- 一 フランス・フラン 〓 五ライヒス・プエンニツヒ

かくしてドイツ本國と各占領地域との間の清算取引に依る貿易が再始され得るに至つた。加之、ベルリンを中心とする多角的な清算制度の機構も亦整備されるに至つた。

唯かく二種類の通貨の流通は金融部面の混亂を生じ易く随つてできるだけ速かにこの混亂を回避するための方策が採られなければならなかつた。例へばノオルウエイにあつてはドイツ占領軍

當局はノオルウエイ銀行との協定に依つて、ノオルウエイ銀行がドイツ軍當局の必要とする金額を直接にノオルウエイ・クロオネを以つて支拂ふと共に、ノオルウエイ銀行に對してはこれがライヒス・マルクで表示された相當額を信用金庫ベルリン本店の借方に記入した。それ故に實際にはドイツ占領軍は純然たる軍票としての信用金庫券を行使することとなり、ノオルウエイ銀行には軍票の流通は見られなかつた。同様な傾向はデンマークでも見られた。

第二節 ライヒ信用金庫

一 ライヒ信用金庫の設置

占領地域に於ける通貨工作として第一に必要なことは、ドイツ軍隊の進駐に隨伴して、これに對して所要の通貨を供給することである。この場合に問題となることは自國通貨を使用するか、それとも特殊支拂手段を發行するかといふことになるのであるが、占領地域に於ける自國通貨の使用は通貨政策上當を得た措置とはいへない。ドイツがライヒ信用金庫(Reichskreditkasse)を設置し、その發行にかゝる國家信用金庫券を使用した所以はここにある。最初にライヒ信用金庫券

が軍票として使用されたのは、ポオランドに於いてである。即ち獨軍は、ポオランド進撃後當分の間はドイツの通貨であるライヒス・マルクとポオランドの通貨であるズロタイとを併用し、その交換率を二ズロタイ對一ライヒス・マルクと定めたのであるがその後通貨の必要は益々増大したから、一九三九年九月二十三日にドイツ國防軍最高軍司令官はライヒ信用金庫令を始め二、三の附隨的な命令を公布し、本店をロツヅに置き、それ以外の地に支店十五ヶ所を有する信用金庫を設け、ポオランド占領地域内に流通する特殊通貨として、最初は一乃至二〇ライヒス・マルクと五〇ライヒス・プエニツヒの、後には最高五〇ライヒス・マルク、最低五〇ライヒス・プエニツヒの信用金庫券を發行させた。この信用金庫は當分の間補助的な發券機關として設けられたものである。

かくて一時は收拾し難いまでの混亂に陥つたポオランド金融界を安定させ、短期間に通貨及び信用上の不安を除去して支拂取引を圓滑化する上に多大の貢獻をした。それ故に信用金庫の設置に依つて一應通貨處理工作を終るや、一九三七年十二月十五日附の總督令を以つて新たにポオランド發券銀行 (Emissionsbank in Polen) がクラカウに設置され、一九四〇年四月八日に新發券銀行として營業を開始すると同時に、ライヒ信用金庫の任務はここに終了し、その本支店とも閉鎖

されたのである。

二、信用金庫の組織と活動

ポオランドに於ける通貨工作の經驗は、その他の占領地域にも導入されるに至つた。即ち一九四〇年四月九日獨軍はデンマアクとノオルウエイに進駐し、更に十日にはオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ等に向つても進撃を開始したから、これら各占領地域に於いても、ポオランドの場合と同様に、ライヒ信用金庫券を流通させることとなつた。但しデンマアクとノオルウエイには信用金庫が設置されず、専らベルリン本店が發行に當つた。

だがオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ及びフランスの占領地域に對しては、ポオランドに於ける通貨工作の經驗を基礎として、ドイツ最高國防會議は一九四〇年六月三日の「ライヒ信用金庫令」(五月十五日一部改正) 並びに同月十五日の「占領地域に於ける國家信用金庫の設置並びに發券範圍に關する命令」を公布した。今煩雜ながら、これが組織と活動範圍に關する規定を掲げれば、次の通りである。

ライヒ信用金庫に關する命令

一九四〇年五月三日附(一九四〇年五月十五日附命令を以て改正)

最高國防會議は左の通り定め、これに法律たる効力を賦與す。

第一條 (1) デンマアク、ノオルウエイ、ベルギイ、フランス、ルクセムブルグ及びオランダにあるドイツ軍隊及び行政官廳に對して通貨を供給し並びにこれらの諸地域に於ける支拂取引及び經濟を維持せんがために、ライヒ信用金庫券(Reichskreditkassenscheine)及びライヒ信用金庫貨(Reichskreditkassenmünzen)を發行することを得。

(2) 右發行はライヒ信用金庫中央管理會これを爲す。ライヒ信用金庫中央管理會はその所在地をベルリンに置く。

(3) ライヒ信用金庫に管理委員會を設置し、これが所在地をベルリンに置く。管理委員會はドイツ・ライヒス・バンク總裁の指名する者(中一名を委員長とす)並びにライヒ財政大臣、ライヒ經濟大臣、國防軍最高司令官の代理者各一名を以つて組織す。

第二條 (1) ライヒ信用金庫中央管理會は少くとも二名より成る理事をその首班とす。理事は管

理委員會之を任命す。

(2) 中央管理會の聲明は、中央管理會理事の二名の成員が之を發する場合には、拘束力を有するものとす。管理委員會の定むる理事團代理人も亦右の聲明を發することを得。

第三條 管理委員會は中央管理會の爲したる措置に付常に之が報告を受くるものとす。ライヒ信用金庫管理會は管理委員會に對し各曆月末に既發ライヒ信用金庫券の總額及び現存準備手段に關する一覽表を提出すべし。

第四條 ライヒ信用金庫中央管理會は第一條第一項に掲ぐる目的の爲に國に三十億ライヒス・マルクを限度として貸上を爲す。

第五條 (1) ライヒ信用金庫券は券面五十、二十、五、二及び一各ライヒス・マルク及び五十ライヒス・プエンニツヒとす。ライヒ信用金庫貨は十及び五ライヒス・プエンニツヒとす。

(2) ライヒ信用金庫券及びライヒ信用金庫貨はその發行前ライヒ信用金庫中央管理會より其の詳細なる模様を公告すべし。

第六條 (1) ライヒ信用金庫中央管理會は破損、汚損し若しくは流通に依りて毀損せるライヒ信用金庫券を新金庫券と交換する義務を負ふ。

(2) 中央管理會は毀損せるライヒ信用金庫券に就きその所有者が該金庫券の半ばよりも大なる部分を提出するとき又は半ば若しくは其れよりも少き部分を提出したる金庫券の殘餘が破滅したる旨證明を爲すときは、之が賠償を爲す。中央管理會は訴訟手段に依らずして右の證明が爲されたりやを定む。

(3) 金庫券の回収及び設收は中央管理會之を爲し、中央管理會は此の點に付詳細なる規定を制定す。該規定は之を公告すべし。

(4) 回収せる金庫券は中央管理會の定むる期間の經過後は之を無効とす。

(5) 中央管理會は破滅、喪失し又は無効となりたる金庫券に就き賠償を爲す義務を負ふことなし。

第七條 (1) ライヒ信用金庫券を偽りて流通せしめんが爲に、偽造又は變造したる者は懲役に處し、情狀酌量すべき時は禁錮に處す。

(2) 偽造又は變造せられたる金庫券を偽りて流通に附し又は其の傳播に加擔したる者も亦之を罰す。犯人が斯かる金庫券を惡意なくして受取り然も其の不正なることを知りて後偽りて行使するときは二年未満の禁錮又は罰金に處す。企行も之を可罰とす。

(3) 刑の外可罰行爲に關係ある物件は之を沒收することを得。特定の人を訴追し又は處罰し得ざるときは、沒收は之を獨立に言渡すことを得。

(4) 前三項の規定は之をライヒ信用金庫貨に準用す。

第八條 ライヒ信用金庫中央管理會に對しては總べての公租及び公課、並びに總ての手數料を免除す。

第九條 ライヒ信用機關中央管理會の決算は管理委員會の詳細なる命令に依り之を檢查す。

第十條 ライヒ信用金庫中央管理會の收入は管理費用を控除したる後或は生ずることあるべき損失の填補の爲之を使用すべし。

第十一條 財政大臣及び經濟大臣は國防軍最高司令官と協議の上本令の施行及び補足の爲に必要なる規定を制定する權利を有す。此の場合本令の規定を變更することを得。

第十二條 本令は公布の日より之を施行す。

占領地區に於けるライヒ信用金庫の設置及其の業務範圍に關する命令

一九四〇年五月十五日附

一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫に関する命令第十一條に基き、國防軍最高司令官と協議の上、左の通り定む。

第一條 (1) 一九四〇年五月十五日附財政大臣の公告に依る一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫に関する命令第一條第一項に掲ぐる諸地域にライヒ信用金庫を設置す。

(2) ライヒ信用金庫中央管理會は各ライヒ信用金庫の理事及び必要なる代理者を定め、各ライヒ信用金庫の住所及び施設を定め、竝に業務經營を規律す。

第二條 (1) ライヒ信用金庫は其の理事之を裁判上及裁判外に代表するものとす。ライヒ信用金庫理事の聲明は當該ライヒ信用金庫の業務範圍内に於て二名の理事又は其の代理者より發せらるるときは拘束力あるものとす。

(2) ライヒ信用金庫の代表權限を有する者の氏名及び署名筆蹟は之を其の事務室に掲示して公告すべし。

(3) ライヒ信用金庫に對して意志表示を爲すべきときは代表權者一人に對して爲すを以て足る。

第三條 (1) ライヒ信用金庫は第一條第一項に掲ぐる諸地域に於ける貨幣取引、支拂取引及信用取引を規制する權利を有す。

(2) ライヒ信用金庫は中央管理會の詳細なる指示に従ひ左の業務を爲すことを得。

a. 通常三名、少くとも二名の支拂能力ありと認めらるる者を債務者とする手形及び小切手の賣買、但し該手形は買入の日より計算して六箇月以内に満期に達するものたることを要す。

b. 適當なる擔保を供せしめ、通常六ヶ月未滿の利附貸付を爲すこと。

c. 無利子資金を振替取引又は預金として受入ること。

d. 各種の銀行委託業務の執行、特に手形其他の證書の取立を爲すこと。

e. 有價物件、特に有價證券を保管及び管理すること。

(3) 前項に規定する以外の業務は中央管理會の明示の同意を得たる場合に限り之を爲すことを得。ライヒ信用金庫が手形の引受を爲すことは之を許さず。

第四條 (1) 擔保は左のものに依り用意せらるることを得。

a. 前條第三項 a 號の要件の適格を有する手形に擔保權を設定すること。

b. ライヒ信用金庫中央管理會の許可を得たる有價證券に擔保權を設置すること。
 c. 腐敗の虞なき各種の商品に擔保權を設定すること、但し其の擔保占有の確保し得べきものに限る。

d. 公法上の施設に對する貸付に就ては此等施設の債務證書又は財産物件の引渡を受け又は之に擔保權を設定すること。

(2) ライヒ信用金庫は右の外副擔保、特に保證を要求し又は許容することを得。

(3) ライヒ信用金庫が商品に擔保權を設定するときは、引渡を受くるに代ふる擔保權の設定が外的徵表、例へば目錄の調製に依りて確認せらるるを以て足る。

(4) 擔保供與者が擔保物を引渡すに當り該擔保物を受くることなき自由なる所有權に屬する旨又は擔保供與者が商人なるときは所有權者より無制限處分權を委ねられ居る旨の文書に依る證明書を交附するときは、該擔保物に對する第三者の權利は、ライヒ信用金庫に知られ居りたる場合に限り、ライヒ信用金庫の不利益に主張することを不得。

第五條 (1) 擔保物は元本、利息及び費用に付其の責に任す。利息及び費用は貸付金額より直接天引することを得。

(2) 擔保權に依りて保證せられたる債權が期間通りに返還せられざるときは、ライヒ信用金庫は擔保物を、催告又は通知なく、且つ裁判所の授權又は協力なくして、取引所價格若しくは市場價格又は其の適當と認むる價格を以て一般競賣又は自由の方法に依りて賣却し、又は之を自己の所有に移すことを得。ライヒ信用金庫は件の權利を他の債權者及び債務者の破産財團に對しても有するものとす。

(3) ライヒ信用金庫は擔保契約に基く其の權利を主張するの外、其の債權を直接債務者に對して主張することを不得。

第六條 ライヒ信用金庫の業務取引に適用せらるべき利率はライヒ信用金庫中央管理會之を定む。

第七條 流通ライヒ信用金庫券は左のものに依りて準備せらるることを要す。

a. ライヒ信用金庫に於ける本令第三條第二項 a 號の適格を有する手形小切手の現在高。

b. 本令第三條第二項 b 號に依る貸付業務に基く債權。

c. ドイツ國支拂手段の現在高及び管理委員會の細目規定に従ひ外國支拂手段の現在高、ドイツ・ライヒ・ス・バンクに對する預金勘定、清算取引に基く資金勘定並にドイツ・ライヒ國庫手形。

d. 一九四〇年五月十五日附財政大臣公告に依る一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫に關する命令第四條に依るドイツ國に對する貸上金債權。

第八條 本令は一九四〇年五月十日より之を施行す。

ところでその後戦火の擴大と共に、獨軍の進撃と併行してライヒ信用金庫も亦占領各地域に設置されることとなつた。

尤もデンマアク、ノオルウェイ、ハンガリイ、ルウマニア、ブリガリヤ等のやうに、初めから獨軍の進駐を許容したかさもなければ戦火が軽度であつてその國の通貨金融機構が殆んど混亂しなかつた地域に於いては、ライヒ信用金庫が開設されず、唯當分の間進駐軍のための通貨として信用金庫券及び金庫貨の流通を見たに過ぎない。またドイツは獨領に編入した占領地域に對してはできるだけ速かにこれをドイツ化するといふ線に沿つて、原則として舊幣制を廢しライヒス・マルク制を採用してゐる點は注目さるべきであらう。

これを要するに、ライヒ信用金庫は、今次大戰勃發後、軍票發行機關兼占領地に於ける臨時發券銀行として設立された特殊金融機關であり、その機構は管理委員會及び本金庫をベルリンに置き、占領地各地には支金庫が設けられ、管理委員會は信用金庫全般の指揮監督に當るものであ

り、ライヒス・バンク總裁の指名した者若干(内一名は委員長)の外、藏相、經濟相、ドイツ國防軍最高司令官の代理者各一名から成る(ライヒ信用金庫令第一條第三項)。本金庫には中央管理部長が、また支金庫には理事が居り、それぞれの管理に當つてゐる。これらの理事の任命はその上級機關に依つて行はれ、管理委員會は中央管理部長を、中央管理部長は支金庫理事をそれぞれ任命する仕組である。實際の事務には主としてライヒス・バンク行員が當つてゐる。

ライヒ信用金庫の業務の主なるものは、(一)信用金庫券及び信用金庫貨の發行、(二)占領地に於ける軍隊及び行政官廳に對する貸上、(三)占領地に於ける通貨、支拂、金融取引を規制し、(四)手形割引、擔保貸附等中央銀行類似の活動をなすのにある。信用金庫券と金庫貨の發行準備には一般に營業上受入れる手形、小切手、通貨、ライヒス・バンク預金、政府證券、政府貸上金等で充てられることになつてゐるが、實際上は、政府貸上金がその主要準備を成してゐる點からいつても、信用金庫券の性質は結局軍票といふべきものである。

信用金庫券の發行限度は初め十億ライヒス・マルクであつたが、その後占領地の擴大するに伴つて、漸次に引上げられて、獨ソ戰の勃發後は無制限となつた。

一方ドイツ政府は、信用金庫券の發行に依つて國內通貨政策が攪亂されないために、國內と占

領地との間に嚴重な爲替管理を實施してゐる。即ち占領地とドイツ本國との間を往來する場合に、それが假令ドイツ國防軍に屬する者であつても、一定額の信用金庫券または被占領國通貨の他ライヒス・マルクでは絶対に十マルク以上は携行し得ないことになつてゐる。更に占領地に於ける軍隊の通貨は被占領國の通貨かさもなければ信用金庫券に限られてゐるから、携行したライヒス・マルクは必ず兩替することを必要とする。この他軍隊支拂規定はライヒス・マルクを占領地に郵送すること若しくは占領地に於いて一般人からライヒス・マルクを受取することを禁じてゐるから、これらの規定に依つてドイツ國と占領地との間に通貨政策上嚴たる境界が設けられ、マルクの流出に依つて生ずべき通貨膨脹に對して豫め慎重な手配がなされてゐるのである。

但しライヒ信用金庫は、その設置の目的からしても、他くまでも暫定的な通貨制度であつて、これを長く存続させることは占領地の統治並びに産業開發の上に幾多の弊害が生ずる。故にドイツはできるだけ早くこれを閉鎖する方針を採つてゐる。そのために占領國の舊中央銀行を復興整備することを原則としてゐるのであるが、これが不可能であつたところのポオランド若しくはベルギーのやうな場合には、新發券銀行を設立してこれに代らせてゐる。隨つて現在實際に信用金庫券が流通してゐるのは舊ソ聯占領地の一部分だけである。

戰爭の擴大と長期化とに伴つて、ライヒ信用金庫令も屢々改正されて、その事業範圍も單なる軍費の支辨から占領地に於ける通貨の發行と産業復興資金の貸付等までも行ふこととなり、ドイツの占領地域建設工作に貢獻した點は實に大きいものがある。他方我々の注目すべきはドイツが、信用金庫券の流通に依つて、經濟と信用取引が常態に復するのを俟つて、占領地に於ける通貨とライヒス・マルクとの交換比率を定めた上當該國通貨に復舊するといふ方法で、マルクをして爲替性のある歐洲圏の基準本位貨たらしめてゐることである。かくてドイツは、信用金庫券なる軍票を通じて歐洲通貨並びに信用取引のドイツ的な秩序編成への途を用意すると共に、これに依つて歐洲各國の取引をドイツ清算金庫に結び付け、ドイツをして歐洲廣域經濟圏の中心たらしめようとする恒久的なものへの準備を整へてゐるのである。

第三節 各占領地域と通貨工作

次に各占領地域に於ける通貨工作の現状を見よう。これを地域別に分類すると左の通りである。

イ、ライヒス・マルク制編入地域

- 一、舊ボオランダ領中獨領併合地域
- 二、オイペン||マルメデイ、モレネ地方
- 三、ルクセムブルグ
- 四、アルサス||ロオレエン
- 五、舊ユウゴオ・スラヴィヤ領中獨領併合地區
- ロ、他の占領地通貨とライヒス・マルクとの交換比率(月日は協定成立日)
 - 一、ボオランダ總督管轄區——一〇〇ヅロタイ||五〇ライヒス・マルク(一九四〇年四月二十三日)
 - 二、ノオルウエイ——一〇〇クロオネ||五七ライヒス・マルク(一九四〇年九月三日)
 - 三、デンマアク——一〇〇クロオネ||五二・二ライヒス・マルク(一九四二年一月二十五日)
 - 四、オランダ——一〇〇グルデン||一三二・七ライヒス・マルク(一九四一年四月一日)
 - 五、ベルギー——一〇〇フラン||八ライヒス・マルク、一〇〇ベルガ||四〇ライヒス・マルク(一九四〇年七月二十二日)
 - 六、フランス(非占領地、占領地)——一〇〇フラン||五ライヒス・マルク(一九四〇年五月十七日)

日)

- 七、ギリシア——一〇〇ドラクマ||一、六七ライヒス・マルク
 - 八、ウタライナ民政區——一〇〇ルウブル||一〇ライヒス・マルク
- 一、オランダ

オランダ占領一九四〇年五月十八日後、ドイツ軍司令官乃至占領下のオランダに對して總統令布告に依つてライヒ監理官が任命された。件の監理官は、従前の地位に止まつてゐるオランダ官憲と協力して、行政を管理、監督し、同國の秩序ある再建工作を行つた。戦闘行爲に依つて建築物、生産設備及び交通機關の大破壊を見たのはオランダの極めて僅かな地域に過ぎなかつた。然かもかういふ破壊は、戦闘期間が短かつたために、ベルギーとフランスに於けるよりも、遙かに輕微なものであつた。オランダ國民經濟とその發展にとつて一層痛切な問題は、海外植民地、特に蘭領インドとの關係の中斷及び船舶輸送、海外貿易、國際的な資本移動の阻害であつた。オランダの外國貿易のうち金額にして約五〇%、數量にして約三五%がイギリスの封鎖に依つて切捨てられてしまつた。再建設と勞働調達は、その必要な程度の規模に於いて主としてオランダの農

業を轉換して、國民に充分な食糧を保證し得るやうにし、且つ増強された生産量をドイツへ輸出し得るやうにすること、並びに工業を轉換、活動させて、國內市場向けに、又大ドイツ並びにドイツを通じて獲得されるヨオロッパ大陸諸市場向けに輸出し得るやうにする點に集中されてゐる。國民經濟の殘餘のあらゆる領域に於いてもオランダ經濟の轉換が行はれてゐる。蓋しオランダは海外諸國から引離されるに至つた結果、その後背地との結合の必要を最も強く意識するに至つたからである。

一九四〇年五月に生じた事態は一系列の重大な金融問題を提起したが、それらは何れもドイツ、オランダ兩當局の協力に依つて解決することができた。オランダ銀行と同國の銀行制度は、作戰の終了後に於いても、完全に無傷であつた、オランダ銀行の重役會は全員オランダ國內に踏み留まつてゐた。また同行の重要職員も、少數の例外を除いて、オランダ國內に踏み留まつてゐた。

今次の戰爭勃發に際して、一般人が一層廣い範圍に亘つてその銀行預金を現金で引出したために、五月十日に銀行モラトリアム令が發布された。だがオランダ軍の降伏後間もなく一般民衆の間に落着きが顯はれ、金融市場の健全化の徵候も顯著となり、銀行モラトリアム令は六月十一日には早くも再び廢止されることとなつた。大銀行の或るものにあつては、戰爭勃發の一週間後若

しくは降伏後日ならずして、受入金が再び拂出金を凌駕した。銀行モラトリアムに依つて金融の動搖は阻止され、通貨に對する住民の信認を反映する長期と短期投資も引續き増加を見た。

五月十日前とその後のオランダ銀行の週報の數字を比較すれば、金融、通貨政策の基礎が全く無傷のままであつたことが認められる。またオランダの金融は更に十分な支拂能力のあることが認められ、ために復興及び守備費の金融に就いて提起される問題を何れも克服することができた。五月二十二日にオランダ銀行の週報が再び公表された。次の抜萃から作戰前後の比較對照が明かにされる。

單位百萬フロン	一九四〇年五月六日附報告	一九四〇年五月廿日	一九四〇年十二月二日	五月廿日に對し比較増減
	手形現在高(大藏省證券を含む)	九・九	三八・七	
擔保貸付及貸付	二二七・八	二六二・九	二〇二・二	-
政府貸上金	—	一五・〇	一五・〇	±
金 現 在 高	一一六〇・三	一一一五・四	一〇九八・〇	-
銀 貨	一一一・三	七・三	一五・〇	+
				一九四・一
				六〇・七
				〇・〇
				一七・四
				七・七

紙幣通高	一一五八・六	一二六〇・六	一四九四・〇	+	一二三三・四
政府振替預金	二三・一	—	—	+	—
「民間」の振替預金	二二二・二	一九三・二	一九三・三	+	〇・一

同年五月六日附のオランダ銀行報告を見ると、各項目共正常な狀況を示してゐる。同行の手形現在高は當日九百九十萬フロオリンに達したが、従前の報告と比較すれば、例へば一九三八年十月三十一日附の報告が千二百四十萬フロオリン、一九三九年十二月三十一日附の報告が千二十萬フロオリンの手形現在高を示してゐる通り、それは従前通りの役割を演じてゐる。また紙幣流通額は一九四〇年五月六日に十一億五千八百六十萬フロオリンに達したが、それは一九三九年十月三十一日の十一億二千六百三十萬フロオリンから三千二百三十萬フロオリンだけ多くなつてゐるに過ぎない。ヨオロッパ戦争に基く國家財政状態の緊張も亦一九四〇年五月六日の同行の報告には全然反映してゐない。即ち中央發券機關に對する政府の振替預金は當日二千三百萬フロオリンに及んで居り、また銀行條例に依つて政府に用立てられ得る貸上金は要求されてゐない。同行の五月六日に於けるかういふ良好な状態は、當時政府がその財政需要の支辨のために、同行

の力を藉りなかつたといふことを明かにするものである。蓋しその當時までは、戦争準備、國土防衛及びオランダ國防軍動員の費用は一部は公債と發券銀行の金再評價利益金から支辨され、極く限られた部分ではあるが、一部は租税と關稅のやうな經常國家歳入からも支辨されたからである。

これに反して、占領後初めての一九四〇年五月二十日附の報告には、政府の振替預金の解消貸付許容最高額たる千五百萬フロオリンの要求並びに手形現在高三千八百七十萬フロオリンに於ける二千八百八十萬フロオリンの増大に特に現はれてゐる。同時に民間銀行が主としてその信用要求に應ずるために利用するのを常とする擔保貸付と貸付は、四千五百十萬フロオリン方を増加して二億六千二百九十萬フロオリンになり、民間の振替預金は三千九百萬フロオリンを減じて一億九千三百二十萬フロオリンとなつた。また金現在高は、一九四〇年五月六日附の報告の十一億六千三十萬フロオリンに比すれば、四千四百九十萬フロオリン方減じて、十一億一千五百萬フロオリンとなつた。然かも、これに對して紙幣流通量は總額僅か一億二百萬フロオリンを増加して、十二億六千六十萬フロオリンとなつたに過ぎず、一方流通中の銀貨は五百萬フロオリンだけ熔解された。

中央發券銀行の資産狀況は次の六箇月中に、或る程度の緊張を示した。併し占領地域に於ける事態を安定せしむべき經濟的な指導のために執つた色々な措置を全然度外視するとしても、かういふ緊張の度合は今日猶ほインフレーションの發展に關する懸念を是認し得る底のものとは凡そ懸け離れたものである。一九四〇年十二月二日附のオランダ銀行の報告が、五月二十日附の報告と比較して、本質的な特徴としてゐるところは、手形現在高が顯著な増加を示してゐることである。然かもそれは一億九千四百萬フロオリンを増加して二億三千二百八十萬フロオリンとなり、その内二億二千六百萬フロオリンが國庫手形であつた。

政府に對する貸上金は千五百萬フロオリンの許容額まで全額利用された儘であつた。紙幣流通額は二億三千三百四十萬フロオリンとなり、銀貨の現在高は、五月二十日附の報告に對比して、七百七十萬フロオリンを増加して、千五百萬フロオリンとなつた。民間振替預金の現在高は僅かに十萬フロオリンだけ動いたに過ぎなかつたが、一方擔保貸付と貸付は二億二百二十萬フロオリンとなり、六千七十萬フロオリンといふ多額の減退を見た。

かういふ推移から次のことが明かとなる。即ち一九四〇年五月二十日から十二月二日までの間に、政府の財政需要が顯著に發券銀行に依頼するを餘儀なくされるが、これと併行して、かうい

ふ政府財政の發展に依つてオランダ經濟の流動性が少なからず増進するに至つたといふことがこれである。

戰爭の勃發はまた民間銀行と金融市場の發展に對する危機を意味するものであつた。一九三九年九月のヨオロッパ戰爭の開始以來、債務者の金額が絶えず増加し、現金及び容易に換價し得る投資は本質的に減退してゐた。

然るにオランダ占領後これと反對の發展が始まつた。高度の流動性は相變らず顯著であつた。現金及び政府紙幣は絶えず増加してゐた。債務者數は、證券擔保貸付をも含めて、減少し、一方債權者數は増加した。諸銀行は多額の國庫手形と大藏省證券を過去六ヶ月間に受け入れた。オランダ銀行はこの全期を通じて大藏省の需要に應ずるため買受ねばならなかつたところの大藏省證券類を市場及び諸銀行で消化し切れなかつた部分だけ引受ければ可かつた。オランダ銀行の週報に於ける國庫手形の現在高は四ヶ月後即ち十月初旬に初めて一億フロオリン臺に達したに過ぎない。十二月初旬にはそれは二億フロオリンを突破した。かくして十一月に至るまでは、國庫手形の發行は政府の流動債務の増加と同一歩調を保つてゐた。

總計二億二千六百萬フロオリンの國庫手形の直接賣却に依つて、政府が從來とは違つて發券銀

行に依頼するに至つたことに就いては、色々な原因があつた、即ち政府の資金調達のうち、またそれによつて惹起された循環過程のうち、銀行業と金融市場に起つた變化の本體が存してゐる。戦争開始の際、紙幣の突發的な需要に依つて、金融市場の梗塞化が始まつた。次いで件の需要は銀行手形の發行とドイツ軍が取引に用ひたライヒ信用金庫券とに依つて、——唯信用金庫券はそれが流通過程に止まつてゐた範圍内に於いてではあるが、——充足された。オランダ大藏大臣は先づ發券銀行に於けるその貸方残高に手をつけ、無利子貸上金全額を要求した。次いで國庫手形を直接發券銀行に賣却した。その後の數ヶ月に於いてはオランダ大藏省は、諸銀行の許で經濟界から諸銀行に流れ込む資金のうちからその需用を殆んど完全に充足することができた。經濟界はまた色々な方法で國家の手から資金を供給され、且つ經濟界の流動性のある資金は大部分諸銀行の許に合流した。十一月に初めて政府は、多額の國庫手形の賣却に依つて、オランダ銀行の形成してゐた巨額の資金に依頼するに至つた。金融の或る循環過程が生ずるに至つた理由は色々あつたが、就中商品ストックの賣却と減少から生じた資金は一部が新規の購買に利用され得たに過ぎず、ためにそれは銀行信用の返済に使用されるかさもなければ貯蓄預金の性質を以つて諸銀行に預け入れられるかしたといふことである。

政府は復興方策、勞働調達並びに防備費の支辨と關聯して非常にその支出を増加してゐるので現状のままの収入では賄ふことができない。それ故に政府の財政需要が、政府の短期資金調達を受け容れようとする市場の準備と相交錯することとなるのはまた當然の次第である。

一九四〇年十二月二日附のオランダ銀行報告の第二の特徴、即ち同年五月二十日附の報告に比して紙幣流通量が二億三千三百四十萬フロリン増加してゐることは種々な事象に依つて説明がつく。オランダ進駐に際して、ドイツ守備隊は支拂手段として豫ねて用意したライヒ信用金庫券を使用した。該金庫券はグルデンと銀行手形と相並んで法定支拂手段である旨がドイツ官廳に依つて公告された。占領の當初八個所のライヒ信用金庫が設立されたが、二ヶ月後にはアムステルダム、の金庫を除き、全部が閉鎖された。實際には支拂に充てられたライヒ信用金庫券が、最も短い期間内に近傍の銀行でグルデンに交換されてゐることが判つた。支拂事務の單純化と緩和を圖るために、ドイツ軍は既に七月以來同國の本位通貨の供給を受けてゐた。随つてそれ以來ドイツ軍はその支拂を、ライヒ信用金庫券の代りに、主としてグルデン貨で行つてゐた。かういふ整理と關聯して、既に技術的な理由からドイツ國庫軍主計班に於いては或る種の紙幣の統一が行はれた。しかしこの統一は最も限られた範圍内に於いてのみ紙幣流通量を増加する影響を及ぼしてゐ

るに過ぎない。ライヒ信用金庫券の換算相場は七月十八日までは一グルデンに對して一・五〇ライヒス・マルクであつたが、その後一グルデンに對して一・三三ライヒスマルクに決定された。この相場は既に占領以前に清算取引に於けるライヒス・マルクとグルデンとの間に清算に適用され、且つ商品及び清算取引の再開に際して引續き用ひられた相場と同じものである。

紙幣流通量増加の今一つの理由は恐らく次の事實に求められる筈である。即ちオランダ住民が銀行モラトリアム中の經驗に徴して、オランダ通貨で或る金額を何時でも支障なく處分できるやうに用意してゐたといふことである。

最後に、これらの原因と相並んで、大藏省の需用が斟酌されねばならない。殊に國庫手形の莫大な額が發券銀行に直接に賣却された場合には、紙幣流通量の増加は不可避となる。しかし、五月二十日に較べて、十二月二日までに生じた總計二億三千三百四十萬フロオリンの銀行券の流通増加が餘り僅少に見えたので、その増加から貨幣政策的な性質の不安など惹き起され得なかつた。成る程一層少なくなつて商品量と増加した購買力とが對立してゐるといふ事實は存續してゐるが、政府は、物價統制以外に、主として租税増徴に依つて、通貨量を減じようと干渉した。

オランダ銀行週報から明かにされるやうな割引歩合と金準備は勿論今日に於いては、最早通貨

の指標として、從來のやうな役割を演じてゐない。オランダ銀行に屬する金現在高は一部分は外國の發券銀行と預託されて居り、随つて外國にある巨額の預金と證券現在高が戰爭終了後再び母國に還流する時に再びオランダの役に立つといふ意味に於いて、國民經濟的に觀た準備となつてゐるものである。グルデン貨にとつては今日ではライヒス・マルクとの結合並びにライヒス・マルクが支拂手段として利用され得る大ヨオロッパ經濟圏との經濟的な協力の方が決定的である。

五月十日にオランダ政府は、通貨擁護のために爲替規定を發布したが、六月二十四日には既に別な爲替規定と置き代へた。この規定は、重要な債權國としてのオランダの特殊な地位を考慮に入れた上で、著しく爲替管理に於けるドイツの經驗に倣つたものである。その後ドイツがヨオロッパ諸國と締結した一聯の國際的な協定のうちには、ベルリン經由の清算に依るオランダとの支拂取引も規定されてゐる。

二、ポオランド總督管轄區

戦前にはポオランドの中央發券銀行としてポオランド銀行が活動してゐた。尤もこの外にも郵

便貯金局 (Postsparkasse)、内國經濟銀行 (Landeswirtschaftsbank) 及び農業銀行 (Staatliche Agrarbank) が特に政府の助成する國立機關となつてゐた。郵便貯金局は増加流入する預金を主として有價證券——特に國債——に投資してゐた。内國經濟銀行はポオランド國及び國有企業關係業務を扱ひまた國家的な資金の大部分を管理してゐた。猶同行は重要な證券發行業務をも營んでゐた。ポオランド國は、その農業政策の遂行に就いて、農業銀行を利用してゐた。同行も亦證券發行機關として活動した。民間銀行が殊に重要であつたのは一九三〇年に至るまでのことに過ぎなかつた。即ち一九三一年の銀行恐慌に依つて諸銀行は非常に烈しい預金引出を受け、然かもその引出を大體に於いて政府の援助を受けずに切抜けねばならなかつた。それがために、諸銀行はその營業規模の縮少を免れなかつたのみならず、猶その失つた重要性を恢復することは遅々として進まなかつた。猶、その當時までポオランドの民間銀行を過當に支配してゐたところの外國資本は恐慌中に次第に引出されてしまつた。最近その重要性を増大したものには公立貯蓄銀行がある。信用組合はワルテガウとレンベルグ地方に著しい發展を見たに過ぎなかつた。

受信業務と授信業務に於いて各種金融機關が占めてゐる地位並びに前述の一九三一年銀行恐慌中と一九三八年の金融恐慌に關聯して生じた各機關の消長は次に掲げた表に示されてゐる。この

表は一九三九年度の小統計年報から引用したものである。

ポオランド金融機關の預金の趨勢 (單位百萬ズロテイ)

	一九三〇年		一九三五年		一九三七年		一九三八年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
郵便貯金局	四三二	一六%	八八一	三三%	一〇三八	三一%	一〇九四	三一%
内國經濟銀行	二四四	九	二八七	一一	五四〇	一六	四八一	一四
國立農業銀行	六八	二	一〇八	四	一七三	五	一七一	五
民間銀行	一〇一八	三八	四六三	一七	五五六	一六	六二七	一八
貯蓄銀行	五三五	二〇	六七七	二五	七九五	二三	八五一	二八
信用組合	四〇六	一五	二六六	一〇	二八八	九	二九九	四
計	二七〇三	一〇〇	二六八二	一〇〇	三三九五	一〇〇	三五二三	一〇〇
ポオランド銀行	一八九	—	一八八	—	二九四	—	二〇六	—

この表から國立銀行が民間銀行に對比して絶えず著しく進出してゐること、また民間銀行は預

金業務に於いて国立銀行と貯蓄銀行の後ろに次第に後退してゐることが明かにされてゐる。これに反して、授信業務に於いては、民間銀行がその重要性を保持してゐることが判る。民間銀行は一九三八年に於いて貸出総額の三六%を占め、猶も先頭に立つてゐた。貯蓄銀行は比較的危機に耐え得る力あることを示してゐる。

一九三九年春に於けるポヘミア及びモラヴィア地方のドイツ保護領化に依つて、ポオランドには再び金融信用恐慌が起つた。このために金融機關は再び預金を引出され、然かも事件の進行が戦争の可能性を増大するにつれて、預金者の請求も益々増加した。一九三九年八月末日には、かういふ請求に應ずるために、金融機關は巨額の流動資産を擦り減らさざるを得なかつた。

短期貸付の趨勢 (單位百萬ズロテイ)

	一九三〇年		一九三五年		一九三七年		一九三八年	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
郵便貯金局	一八	一%	三四	二%	四六	二%	四五	二%
内國經濟銀行	三一七	一〇	二六五	一三	三三六	一六	三三五	一五
國立農業銀行	二八五	九	二四八	一三	二四二	一一	二三五	一一

民間銀行	一五八七	四九	七〇九	三六	七一〇	三五	七五七	三六
貯蓄銀行	四四七	一四	四一七	二一	四一二	二〇	四五四	二一
信用組合	五四九	一七	三一	一六	二九七	一四	二九六	一四
計	三三〇三	一〇〇	一九八四	一〇〇	二〇四六	一〇〇	二二二二	一〇〇
ポオランド銀行	七五八	—	八六六	—	七〇八	—	一〇二五	—

ドイツ軍に依る占領後、國內金融業は再び次第に活動を始めた。一九三九年十月二十六日に設けられた總督管轄地域の金融業は國內銀行並びにドイツ側銀行から成る丁度二千の機關を抱擁してゐた。國內金融機關のうちには、先づ第一に既に述べた三つの国立銀行が存在した。これには株式銀行として、株式會社ポオランド救護金庫並びに株式會社引受銀行が加はる。前者は郵便貯金局に類似し、外國居住のポオランド人との通貨取引緩和のために設立されたものであり、後者は農業負債軽減のために設立されたものである。この外更に十四の株式銀行が存続してゐた。不動産金融機關は八つの内二つだけが重要であるに過ぎず。——即ちその孰れもワルシャワにある不動産金融協會並びに都市金融協會——、残餘は地方的に活動してゐる小規模な金融協會に過ぎ

ない。公立の合法的な貯蓄銀行は七十六行存在し、これと相並んで貯蓄銀行の中央銀行の機能を営む株式會社ポオランド地方自治體銀行(Polnische Kommunalbank)(在ワルシャワ)が存在してゐた。數に於いて最大を占めるものは農業協同組合中央金庫を中心機關とし且つ經營的な性格を有する信用組合千三百六十であつた。更にこれには總督管轄地域内の舊露領にだけ存在する地方自治體金庫、貯蓄金庫及び貸付金庫が附け加はる。これらは何れも公立の合法的な機關であり、國立農業銀行に類似するものである。

ドイツ側の金融機關としては占領後クラカウに設置されたドイツチェ・バンクの支店とベルリンの株式會社コンメルツ・バンクの支店が擧げられる。尤も前者はその後ウイーンのクレディット・アンシュタルト・バンク・フェラインに譲られてしまつた。その外にクラカウにはベルリンのドレスドナー・バンクの關係銀行たる株式會社コンメルツイアル・バンクが活動してゐる。

ポオランド銀行は、その手持資産が持去られ幹部職員が逃避してしまつたために、活動能力を失つてゐた。然かも秩序ある通貨取引と支拂取引がなければ金融機關の效果的な活動は望めなかつたから、發券銀行の整序が先づ第一に押し進められた。即ち一九三九年九月二十日附命令に依つて組織されたライヒ信用金庫令がこの間隙に入り込んだ。該金庫はポオランド銀行に代つて通

貨取引と決済取引を急速に再び軌道に乗せた。同金庫はまた自庫發行のライヒ信用金庫券に依つて特殊規定を以て固定された二ズロテイーライヒス・マルクの等價關係を維持することに成功した。これでズロテイは事實上安定を見た。流通中のライヒス・マルク紙幣と鑄貨の回収に依る進歩的な通貨統一を以つて、ライヒ信用金庫の責務は果された。

猶も未解決のまま残されたのは、中央發券銀行の創立に依る總督管轄地區内の通貨流通の確立である。かういふ中央發券銀行はその地域獨自のものであり、經濟と密接に結び附けられ且つ金融業に後盾を與へるものでなければならぬ。かういふ目的から一九三九年十二月十五日附の總督命令で、ポオランド中央銀行が設立された。同行は獨自のズロテイ額面の銀行紙幣を發行する權利を賦與された。因みに同行は一九四〇年四月八日その業務を開始した。次いで總督管轄地の通貨制度の整序のために、一九四〇年三月二十七日に總督管轄區域内通貨流通統一命令が公布された。これに依つてポオランド中央銀行の發行にかかる紙幣は一九四〇年四月八日以降法定支拂手段たる旨公布された。これまで流通してゐたポオランド銀行券は回収され、一ズロテイ對一ズロテイの割合で、新發行銀行券と交換された。この交換も二、三の硬貨の果てに至るまで一九四〇年五月三十一日を最後として締切られた。一九四〇年四月二十三日附の總督令に依つて發行銀

行に對し同行の權限の擴大が指令され、それに依つて同行は貨幣を鑄造し、流通させる權限を附與された。非常な困難を伴ふ總督管轄區域内の通貨並びに中央銀行制度は以上の通貨・金融工作に依つて安定した。新ズロテイ通貨は國民經濟の活動に依つて支持されてゐる勞働本位の管理通貨である。

かくして中央銀行制度の再建は金融業の復舊に對する援助を意味するものであつた。先づ第一に、民政長官に依つて局部的に最初の措置が採られた。即ち金融機關の帳簿が整備されたが、この諸帳簿の整備の原狀恢復とは、有價物が國外に持去られたために、困難を極めた。次いで金融監督機關の配置の変更、信用許與の認可制の採用及び營業費の低下の處置が行はれた。最も進んだ配慮は諸機關をその預金者の取附から保護することであつた。そのために、ドイツ軍の占領後間もなく、國內金融機關に就いて次の方針が實施された。

(一)受託者の任命。その際國內の信頼され得る諸勢力が主として選ばれた。ドイツ人の受託者は三大國立銀行——郵便貯金局、内國經濟銀行及び國立農業銀行——に就いて任命されたに過ぎなかつたが、その後同一の措置がポオランド地方自治體銀行に就いても行はれた。

(二)舊預金の拂戻規定。戰爭に依つて大部分収入を喪つた住民に對する救護措置として、諸銀

行に於いては勘定保有毎に毎週最高百ズロテイ、また貯蓄銀行に於いては毎週五十ズロテイの引出が自由に許された。但しこの限度を超える舊預金の拂戻は認可を必要とした。これに依つて自由に處分し得る僅かな資力を緊急の目的に振り向けることができた。かういふ釋放は一九三九年十月五日の勘定現在高の僅かの割合で始まり、部分的には原預金の二〇——三〇%に及んだ。小額預金は毎週の釋放に依つて一層多く整理された。かういふ指令は都市に對してのみ行はれ、またその後造られたワルシャワ地區にも行はれたが、殘餘の地方には存在しなかつた。かういふ地方に於いては舊預金の拂戻が、舊業務からの入金に比例して、單純な手續で實務的に行はれた。このことに依つて漸次に預金者の信認恢復が促進され、新規取引の預金が次第に流動し始めた。

總督管轄地に於ける金融機關に對する統一的な銀行監督の遂行のために、一九四〇年四月八日附の命令に依つて總督管轄地に對する銀行監督官が置かれたが、その指揮監督はポオランド中央銀行支配人に委任された。銀行監督官は舊預金に就いての規定を以てその活動を開始した。それは一九四〇年七月八日附銀行監督局長官令第一號に依つて行はれた。前述の舊預金拂戻制限の措置はこの命令中に引續き取入れられてゐた。但しこの結果全領域に對して統一的に規定され、また新規取引と舊取引とが法律に依つて截然と分離された。特に新規預金が舊取引から生じた義務

履行の目的に利用されてはならない旨が明確にされた。

舊ボオランドに於いては金利の條件が規定されてゐた。然るに獨軍占領後はその適用が一様であつた。金融機關に對する預金者の信認恢復と關聯して、程なく新規取引の貸方金利決定の要望が現はれた。舊取引に對しては利息が附せられなかつたが、金融機關が授信業務に於いて利子を齎らす投資を十分に拂ひ得た後に初めて、新規の規定は行はれ得るものである。この前提が具はつてから、貸方金利決定に關して一九四〇年十二月十七日附銀行監督局長官命令第二號が發令された。

この命令中に預金の種類——コオル・マネイ、通知預金、定期預金、通帳預金及び通帳貯蓄預金、後者は地方自治體貯蓄銀行、地方自治體金庫、貯蓄金庫及び貸付金庫に於いてのみ——が概念的に確定された。利率はコオル・マネイに對しては年利一%、通知預金に對しては、豫告期限に應じて、一・五乃至三%、定期預金に對しては、預入期間に應じては二%と定められ、六ヶ月までの豫告期限の預金に對しては二・五%、六ヶ月を超えるものに對しては三%に定められた。

三、デンマアク

一九四〇年四月以降のデンマアクの通貨政策的な事情は大戦勃發直後の七ヶ月間の動きと著しい對照を成してゐる。一九四〇年三月末には民間銀行と貯蓄銀行は著しく資金に缺乏した。かういふ缺乏は民間銀行にあつては多く次の原因に依つて惹起された。即ち、輸入代金は、平和時代の慣習では、一般に長期の、屢々三ヶ月の信用期限を経た後に支拂はれてゐたのであるが、戦争勃發の結果、輸入代金の大部分が現金で支拂はれるか、さもなければ前拂されさへした。加之、戦争勃發に際し民間銀行並びに貯蓄銀行は預金の引出を受けた。これは一部分は對外政策的に不安な状態に依つて、一部分は租税支拂者の資産と所得状態に就いて監視を嚴にしようとした稅務署の計畫に依つて惹起されたのである。

一九四〇年四月九日デンマアクがドイツ軍に占領され、この國と西部ヨーロッパ並びに海外市場との商品取引が遮斷された爲、デンマアクの通貨政策的な動向に徹底的な變化が起つた。輸入品價格が昂騰したにも拘らず、輸入總額は、輸入貨物の甚だしい減少に依つて著しく減少した。然るに輸出總額は殆んど變化なく維持されてゐた。外國貿易のかういふ成形に依つて輸入業者に對する銀行貸付は收縮を見たが、輸出業者からの入金は繼續した。同時に商品ストックの持続的な減少並びに外國飼料の輸入減に依る農村の家畜數の大減少のために、多額の資金が釋放され

た。これが究極の結果として、専ら對外貿易に於ける逆轉に基く金融緩漫の擴大が現はれた。

デンマアクに於いては、獨軍進駐にも拘らず、國立銀行(Nationalbank)とコペンハーゲン發券銀行を初め大部分の金融機關はその儘殘存しその機能を停止するには至らなかつた。故にこの占領地域にはドイツはライヒ信用金庫を設立する必要なく、信用金庫券のみが臨時の軍票として占領軍に依つて使用されたに留まり、それも一般的な通貨としての役割を果すには至らなかつた。

ライヒ信用金庫券の換算率は、國防軍司令官の命令に依つて、當初一クロオネ〇、五〇ライヒス・マルクに定められたが、一九四〇年八月二十七日以來實際の取引相場は一クロオネ〇、四八ライヒス・マルクとなつた。然るに一九四二年一月二十五日にデンマアク政府はクロオネ貨の價值を八・三%方引上げたので、マルクとの公定爲替比率は一〇〇クロオネ〇五二・二ライヒス・マルクに変更された。

デンマアクの民間銀行と貯蓄銀行の資産流動性の著しい改善に依つて、國立銀行に對するこれらの機關の關係は決定的に變化し、從來の巨額の債務は現在多額な債權に變つた。即ち一方デンマアク國立銀行と他方民間銀行並びに貯蓄銀行との間には、一九四〇年三月末に總額三億二千萬クロオネの正味債務(再割引手形と國立銀行の附與した貸付から預金を差引いたもの)があつた

のであるが、一九四〇年十一月末には、國立銀行に於ける兩機關の正味債權は二億二千萬クロオネ(大部分預金)に達し、その改善は總計五億四千萬クロオネに及んだ。同時に國立銀行に對する大藏省の經常債務は一九四〇年三月末の八千三百萬クロオネから一九四〇年十一月の末に於ける千七百萬クロオネへと、總額六千六百萬クロオネを減じた。

上に述べたやうに、この金融の緩漫は主として外國貿易事情の變化に基いてゐたから、國立銀行の業態も亦對外部面(外國との銀行取引と清算勘定債權)に於いて決定的な變化を見た。即ち一九四〇年三月末の三千八百萬クロオネといふ僅少な正味債務は一九四〇年十一月末には三億九千萬クロオネの債權に變り、然かもこの債權は殆んど全く清算勘定、それもまたその大部分はドイツに於ける清算債權から成つてゐた。デンマアクのドイツ向け輸出の國內金融は次の方法で行はれた。デンマアクの輸出品に對する支拂がドイツ輸入業者に依つて行はれた旨のドイツ清算金庫の通知がデンマアク國立銀行宛にあり次第、デンマアク國立銀行は輸出代金の對價をデンマアク・クロオネでデンマアクの輸出業者に用立てるものである。随つてデンマアクの輸出業者への拂渡はデンマアクのドイツ商品輸入業者の拂込に關係なく行はれた。デンマアク國立銀行は最近數ヶ月間にかういふ方法で、總額約四億クロオネの巨額をデンマアク輸出業者に用立てた。この金額

以外にも猶デンマアクに於けるドイツ國防軍々隊のために國立銀行が支拂つた金額がある様である。

デンマアク國立銀行の紙幣流通高は三月末から四月末までに大約一億クロオネの膨脹を示した。上に述べたやうな多額の拂出があつたにも拘らず、紙幣流通量の巨額の増加を免れることができたとすれば、それは主として次の實情に起因してゐる。それは一九三九年秋から一九四〇年春にかけて莫大に上つたと考へられてゐたところの紙幣の退廢が最近數ヶ月間に整理されたといふ事實である。同時にそれ以外の諸要因も多少は影響したのである。一九四〇年春以降の紙幣流通量の動向は次掲の表の通りである。

一九四〇年	三月三十日	六〇九
	四月三十日	七〇七
	五月三十一日	七〇三
	六月三十日	六九七
	七月三十一日	六七四

百萬クロオネ

八月三十一日	六九四
九月三十日	六九六
十月三十一日	七一五
十一月三十日	七〇四

紙幣流通量は一九四〇年四月に約一億クロオネ方増加したが、次の七ヶ月間は大體七億クロオネ邊に増減なく維持されてゐたことが右の表から判明する。デンマアクの輸出業者並びにデンマアク駐屯ドイツ國防軍軍隊のために國立銀行が巨額の支拂を行つたにも拘らず、紙幣流通量が現在までのところ殆んど増加を見てゐないとすれば、これは就中次の事實に依つても亦説明がつく筈である。それはデンマアクの住民の大部分の購買力が非常に減少したといふ事實である。四月以降輸出品價格並びに輸入品價格は實質的に騰貴したのであるが、貸銀は殆んど變化なく維持された。加之、デンマアクの輸出品中優位を占める農産品の輸出代金の大部分が消費の目的には使用されないといふ事情がある。即ちデンマアク輸出の少なからざる部分が外國の飼料の輸入制限に依つて惹起された家畜數の縮少と關聯してゐる。かういふ收縮過程からの收入を大部分の農民

は資産的な所得と見做した。件の所得は將來に於ける家畜數の増加に備へて積立てて置かなければならないか、それともまたその代りに現在債務の返済に充てられたのである。これに關聯して在庫品の收縮に基く資金の大部分も亦消費の目的には用ひられず、或ひは負債の減少のために、或ひは銀行預金として、或ひはまた有價證券投資として使用されたといふことがいへる。

一九三九年の秋以來、國立銀行の割引歩合は五・五%であつたが、甚だしい金融緩慢と關聯して、國立銀行は一九四〇年五月二十二日にその割引歩合を四・五%に、更に同年十月十五日には四%に引下げた。民間銀行の提出した手形の再割引に對するデンマアク國立銀行の特別割引歩合は右割引歩合から五%下げである。そこでそれは一九四〇年十月十五日以降は三・五%となつた。國立銀行の證書貸付金利は割引歩合から・五%上げであるから、一九四〇年十月十五日以降は四・五%であつた。民間銀行の貸付金利は常に國立銀行の割引歩合の動きに追隨してゐたが、預金利子は。國立銀行割引歩合が五・五%に騰つた際にも別段引上げられなかつたから、割引歩合の低下後も亦些細の引下げを見たに過ぎない。尤も民間の大銀行の利子だけは引下げられた。即ち民間の大銀行の預金利子は現在短期常座預金に對しては・五%であり、特別常座預金に對しては一・五%である。小切手を用ひることのできる貯蓄預金に對しては利子は二・二五%、銀行

通帳貯蓄預金に對しては二・七五%、預告期限三ヶ月の貯蓄預金に對しては三%である。

一九四〇年五月末既に取引所の立會停止が解かれ、また換金時期の第一階梯が切り拔けられた後、上に述べた金融緩慢並びに金利引下に依つて一九四〇年六月乃至十一月の抵當證券市場は著しい引締りの傾向を示した。統計局の計算した月別債券相場指數は次のやうな動きを示してゐる。

(一九三五—一〇〇)

一九三九年十一月	九二・七
一九四〇年三月	八七・六
四月	八七・六
五月	八六・八
六月	九二・五
七月	九三・五
八月	九五・〇
九月	九八・一

十月 九九・二
十一月 一〇一・四

一九四〇年五月末の取引所再開當時から同年十一月までに指數は一七%（一五ポイント）の騰貴を示して居り、一九三九年十一月に比して九%の昂騰となつた。この當時民間銀行に依る抵當證券の買付が二億クロオネ以上に及んだことはかういふ相場昂騰に相當な程度に貢献した。加之、他の方面から殊に在庫品の整理に依つて釋放された資金の投資に依る著しい抵當證券の買付があつた。

今一層仔細に金利事情に涉れば、十年満期の公債が四・五%の利率で九月に公募されたことを指摘しなければならない。一九四〇年十一月末の相場を基礎にして計算すれば、諸公債の利廻りは四・五%餘となつてゐた。金融組合の都市抵當證券に對する利廻りは當時四・七五%であり、農業抵當證券に對しては五%弱であり、デンマアクの事態にとつて比較的に好都合な情勢であつた。

四、ベルギー

獨軍に依るベルギー占領後、ベルギー内の經濟再建に就いて主として次の五つの問題が討議された。

- 一、直接の戦禍の善後處理。
- 二、戦時生産の經濟的な設備全體を新事態に適應した活動領域に轉換すること。
- 三、綜合的なドイツ經濟圏との一層密接な協働。
- 四、既に従來のイギリスその他の海外諸國との自由な連繫がドイツ勢力下の諸國への門戸開放に依つて置き代へられたから、ベルギーの對外經濟は謂はば指向を變へざるを得ないといふ事實に即した轉換。
- 五、ドイツ軍占領に基く諸問題の經濟的な處理。

戦火の中の經濟再建に際し、占領下のベルギー金融制度は直ちに大きな問題に當面した。ベルギーの國立銀行は獨軍が進入した際、その所在地を當時のベルギー政府の移轉先、即ちベルギー

國外に逃避し、これと同時に紙幣準備の一部と通貨製造の技術的な設備も亦外國に持ち去られた。随つてベルギイの中央銀行は活動能力を缺き、ベルギイの經濟生活は通貨の側から停滯するといふ非常な危険な状態に陥つた。この事態に包藏されてゐる危険を除去するために、ドイツ側は活潑に干渉した。即ち最初の最も危険な開差は占領後直ちに創設されたライヒ信用金庫の一九四〇年五月十五日に依つて最善の成果を収めて架橋された。次いでベルギイの諸銀行とそれ以外の經濟界の有力な參與の下に、一九四〇年六月二十七日に「ブリュッセル發券銀行」(Emissionbank in Brussels)が新たな中央銀行として設立せられるに及んで、ライヒ信用金庫は從來の發券銀行的な活動を停止し、主としてドイツ駐屯軍の金融機關として服務するに至つた。新發券銀行は、ベルギイ法に基く株式會社として、資本金三千萬ベルガ——内二割は拂込済、ベルギイの大銀行と四大工業コンツェルンの出資——を以つて設立された。同行は一九四〇年七月十三日から業務を開始した。

發券銀行の業務處理に關する規定が再建途上の經濟の要求と全く調和してゐたことは、ベルギイの金融上の發展にとつて特に好都合であつた。割引業務と貸付許與に關する規定は寛大であり當面の要求を酌量するために發券銀行の指導に十分な活動の餘地を残してゐる。その一例として件の規則に據れば貸付に對する安全性は「適當なもの」でなければならぬとしてゐるに過ぎず、それ以上の形式的な規定は何等列擧されてゐない事實が擧げられよう。これに依つて發券銀行の管理に就いて慎重な業務處理と當面の弾力性のある要求承認とを調和させることができる譯である。

然るに七月初旬舊ベルギイ國立銀行がその所在地たるブリュッセルに歸還したから、それ以來二つの中央機關が並存するに至つた。今日國立銀行は發券銀行と相並んで存續してゐるのであるが、その管理も職員も本質的には同一であるから、兩機關の密接な協力は確保されてゐる。

かく兩機關が並存するに至つたことは歴史的には國立銀行が舊に所在地を移轉したことに端を發してゐるのであり、従つてそれは過渡的な状態と見做される。過渡期にあつては兩機關の並存には次の利益が擧げられる。即ち一方に於いては中央銀行の色々な措置が特殊事情に適應した發券銀行規定に即して講ぜられ、また他方に於いては國立銀行の習熟した施設を利用することができるといふことがこれである。そこで發券銀行は國立銀行紙幣を流通させたので、紙幣發行權を行使しなかつた等はその一例であるが、かういふ行狀は心理的な觀點だけからいつても有利なものとして評價すべきであらう。

かく發券銀行をベルギーに於ける全く新しい任務に就かせ、またそれに依つて同國の金融上の發展を力強く促進するといふ段取りとなつた。そこでベルギーに依つて新たに創始された各國との清算取引に於いて發券銀行は特定の任務を賦與された。また軍の必要とする金額は現在できるだけライヒ信用金庫券の發行に依らずに、ベルギー通貨で支辨されたから、ベルギーの金融に不利とならないやうな方法で、發行銀行は駐屯軍の軍用通貨供給に當つた。件の通貨はベルギー政府に依つて創められた信用を基として發券銀行に依つて用意された。さりながら發券銀行の最も重要な任務は依然として經濟生活の運行のために、またベルギー政府の國庫状態の調整のために必要でありまた望ましいと認められるやうなあらゆる信用を再金融することであつた。この際當面實行できることを行ふことは直接の戰禍の善後處理のために、また新生産領域への轉換のために實情に即應した最善の途を盡す所以であると推定することができる。

ベルギーに於ける通貨及び金融政策の指導のために、ベルギー國立銀行にドイツ國防軍の任命にかかる辨務官が置かれた。また金融統制並びに銀行監督のためには、一九四〇年六月二十六日の命令に依つて銀行監督局が設置された。同局は一九三四年のベルギー銀行法に依つて設置された銀行委員會並びにベルギー銀行聯盟と協力して活動してゐる。

銀行監督局長官は銀行の取引と經理を統制指導し、銀行理事の任免權に至るまでの廣大な範圍の權限を有し、銀行に於ける一切の經理と取引は同局に報告されることになつてゐる。

ベルギーをイギリスの勢力範圍から解放し、經濟的に大ドイツ經濟圏へ接近させることはベルギー經濟にとつて少なからざる過渡的な困難の伴ふ重大問題を意味した。ベルギーの金融機關はこの克服に寄與するために多大の努力を拂ひ、またその際ドイツ側から強力な支持をも受けた。

(一)ベルギーの生産設備は從來全能力を擧げて操業してゐた譯ではなかつたが、ドイツとの經濟的な協働方式の採用に依つて實に著しい活況を呈するに至つた。ドイツの註文者のための製造とドイツの購入者への賣却は占領後多大な量に上つた。このことに依つて當然に流動性の少なからざる増加並びに支拂手段流通の増加が生じた。例へば民間銀行に於ける預金は約四億乃至五億ベルギー・フランの増加を來たした。かく活況が見られたから、一時施行されたモラトリアムは再び廢止され、それに依つて更に金融の弾力性に寄與することができた。

(二)ベルギー經濟がドイツ經濟圏と協働するためには、ドイツの原則に倣つて爲替管理制を採用することが必要であつた。ドイツの先例に倣つて、特に金、外國紙幣及び銀貨、在外預金及び外國有價證券、更に貴金屬に對する申告並びに供出の義務が存在してゐる。指示された有價物件

が要求される場合には、——併しこれは僅かに限られた範囲内で行はれたに過ぎない、——發券銀行はライヒに於いてライヒス・バンクが引受けたと同じ任務に就いた。爲替管理の技術的な遂行は最初ドイツ當局者の手に置かれたが、その後必要な技術的並びに人的な準備が整つてからは爲替管理の執行は、ベルギイの重大事項に關する限り、純然たるベルギイ當局者に委任され、件の當局者は暫くするうちに求償局としてその仕事を開始した。

(二)ベルギイと諸外國との間の清算取引の創設には爲替管理の實施と密接な關係があつた。ドイツとの清算取引は既に一九四〇年七月十日に整備されたが、それを實際遂行するに及んで、その眞價が明かとなつた。

かういふ方法に依つて問題の金額が即刻受領者の自由に委ねられ、また事情によつては一層長期となり不利である待ち時間をできるだけ短かくする目的が達せられた。それ以外にも支拂協定が同時にオランダ、イタリア、フランス、ユウゴオ・スラヴィヤ、デンマアク、スウェエデン、ノールウエイ、フィンランド、ブルガリア及びハンガリーと締結された。

(四)外國との支拂取引と相並んで、ベルギイ國內の支拂取引も亦救護を必要としてゐた。郵便小切手取引(我が國の振替貯金に相當するもの)は、長い間の討議の末、一九四〇年八月初日に再

開され、その際發券銀行が重大な援助を與へたのであるが、件の取引は非常な増加を來した。約四十六萬の勘定口座に於いて、短期の預金引出制限が除かれた後は、四十七億乃至五十一億ベルギイ・フランの預金増加が認められた。

取引所の業務再開には特別の注意が必要であつた。根本的には先づ取引所に對するベルギイの一般民衆の考へ方がドイツに於けるそれと異つてゐることであつた。元來ベルギイに於いては、ドイツに於けるよりも非常に細分された資産證券を以つて投資階級の取引所買付けが行はれてゐるから取引所に對して多數の公衆の一層大きな關心が喚起されてゐる。このことは當然にそれと同時に注文及び有價證券の非常な細分に依る銀行の負擔といふ結果を生じた。ベルギイ取引所の特殊性はそれ以外にも猶外國證券、特にベルギイ領コンゴオの有價證券が多額に存在することである。

曩に注意した金融緩漫に依つて當時取引所投資に對する一般の關心のために、公債相場の水準は少なからず騰貴した。公債の正確な利拂と償還、植民地債と一列の都市債の利拂の再開並びに抽籤附公債に對する割賦金償還の承認は等しく相場の引締りを促進するものであつた。

株價は取引所の再開以來全く著しい相場昂騰を経験した。かくして投機的な様相の擴がるのを

阻止するために、軍司令官は十月末に特別の命令を制定した。その命令は、取引所市場證券を擔保とする貸付であつて、その貸付金を投機的な買付に使用することを目的とするものを禁止した。その上これと關聯して配當政策に干渉することが問題となつた。

ベルギーに於いては特に一般人民の間に行き互つてゐる植民地證券が一九四〇年十二月中旬に再び復た取引所取引を許されたのであるが、これに對しては、外國有價證券に對すると同様に、寄託義務が指令された。

最後に、ベルギー經濟が現在受けてゐる強度の轉換過程は金融界にも重大な且つ並々ならない活動を要求してゐるといひ得よう。ベルギーの金融機關はこれらの任務を擔當し、且つこれに對處しようと努力してゐる。その際變化した事情のために一定の轉換が必要となり、或ひは新たな施設の創設を必要とする點に對しては、すべてドイツ側が廣域經濟圏の計畫と關聯して、その方向を指示し且つ建設的に干渉してゐる。ナツイスの指導されてゐるドイツ金融の活氣の増大を觀察して、ベルギー各界が強い印象を與へられ、それに同化しようとすることはかういふ發展に際しては蓋し當然のことである。ベルギー金融界のためには、現金のない支拂取引の領域に於ける改善と金融機關の一層嚴密且つ明確な把握以外にも中央銀行の地位の今一段の確立が見られな

ければならないであらう。中央銀行をして金融の指導に際して政府機關に依る目的を意識した經濟嚮導の要求に十分に應召させようとするならば、中央銀行は、通貨政策の領域以外にも、金利及び信用政策の領域並びに國債の取扱ひの點に於いて、特に顯著な指導者の地位に立たなければならぬ。

五、フランス

フランスに於いては資本の海外逃避と貨幣の打ち逃げ等に依つて通貨と金融は極めて不安な状態にあつたが、一九四〇年六月十日に、獨軍侵入と共に、フランス銀行がその機能を停止し、本居をパリからクレルモン・フェランに移轉して以後は混亂は一層深刻化した。仍つてドイツ軍は占領地内の十二個所にライヒ信用金庫を設置し、これをして七月一日から應急的に發券銀行業務を營ませ、以つてこの通貨と金融の混亂を超克しようとした。だが一九四〇年六月二十二日の獨佛休戰協定成立後は、フランス銀行はドイツ軍の占領地域内に於いてもその活動を開始するに至つた。かくしてフランを供給すると共に、フラン貨の英貨への依存からの離脱が行はれ、ドイツ軍の支拂もフラン貨を以つてすることとなり、金庫券も漸次回収された。ライヒ信用金庫券とフ

ランとの換算率は、一九四〇年五月十七日の命令に依つて、一フラン＝五ライヒス・プエニツとの割合に定められた。

フランスに於いては、ベルギーの場合に於けると同様に、一九四〇年七月二十二日附の命令を以つて占領地域に銀行監督局が設立され、これが金融と通貨に關して銀行に對して廣汎な統制監督を行ふこととなつた。随つてフランス銀行パリ支店も亦當然にこの監督の下に立つてゐる。

今日のフランス通貨政策は爲替統制の繼續と完成をその特徴としてゐる。爲替統制は最初戰時經濟的な緊急措置と解され、政府も亦この點から思想的並びに經濟政策的な結論を引き出すことに殆んど反對しなかつたのであるが、ペタン元帥は一九四〇年十月一日附の布告に依つて通貨政策の根本的な轉換を行つた。即ちフランス通貨政策の新たな目標はペタン元帥の次のやうな言葉のうち、明瞭に示されてゐる。「通貨は經濟に奉仕するものである。それは物價と貨銀の安定に依つて生産力の全面的な發揚を保證しなければならない。通貨制度は、それが人間の欲望充足を可能にするものであれば、健全である。金は國際的な支拂義務の保證のために猶も經濟外の任務を持つてゐるに過ぎない。これに反して國內の通貨流通額は生産の必要に順應するものである。かういふ通貨は二つの統制を前提とする。即ち第一は爲替取引を國家の必要に從屬させるための

外國貿易と爲替相場を統制であり、第二は購買力を維持し、不必要な支出を阻止し、且つ生産物の公正な分配を可能ならしめるための消費と物價の統制がこれである」。かくして曾つては金を最も信奉してゐた國たるフランスは今や完全に管理通貨の道を歩んでゐる譯である。

フランスの爲替管理に就いては、一九四〇年五月十日と八月十四日に爲替管理暫定法が施行された。一九四〇年十一月にはドイツとフランス非占領地、植民地、保護領、委任統治領等との間に支拂に關する新協定が成立し、一フラン＝五ライヒス・プエニツとの割合で、相互の支拂はフランス求償局が管掌することとなつた。十二月一日から自治團體として爲替管理を擔當するところの爲替局が開設された。これに求償局が編入されたが、同局は既存のバリ商業會議所求償部を改組して、一九三九年十一月二十九日に設立されたものである。この爲替局は爲替管理のみならず、猶外國貿易全體に對しても權限を有してゐる。徐々に再び關係して來る外國との支拂取引は將來爲替局を經由して行はれるであらう。

以上のやうな封鎖的な循環過程に扶けられて一ライヒス・マルクに就き二〇フランといふ清算相場に依つて與へられたフランの價値を維持することがフランス政府にとつて可能な筈である。このフランに對しては特にペタン元帥の像を入れた鑄貨の發行が企てられてゐるから、ペタン・

フランスの觀念が益々強くなつてゐる。このベタン・フランが曩に多くの先例、即ちポアンカレイ・フラン、ボンネ・フラン、レイノオ・フラン等よりも一層安定したものであることが證明されるか否かは本質的にフランス國內の經濟政策、特に物價及び貨銀政策如何にかかつてゐる。勿論不可缺な措置は既に採られてゐる。

一九四〇年六月六日以降、フランス銀行は週報の發表を中止した。従つて同行の發展は大略のことしか判らない。金の現在高は八百四十六億フランである。同行は守備に依つて生ずる費用を貸出さなければならぬこととなつた。その金額は一九四〇年八月二十五日の協定に於いては五百億フランに決定され、八月二十九日には六百五十億フランに、十二月十七日には七百三十億フランに引上げられた。

この貸出には財政赤字補填のための貸付が加はる。この貸付に就いては、一九四〇年二月二十九日の規定に依つて既に七百億フランを限度として手配されてゐた。六月十日の最終貸借對照表に従へば、これに依つて三百六十三億フランが貸附けられて居り、その後には於いて殆んど二百五十億フランが貸出されてゐる。大藏省證券類の應募は頗る順調に進行してゐる。

前述の守備費貸出が支出される筈の一九四〇年末にはこの兩項目の總計は千三百三十億フラン

に達するものと考へられる。更にまたこれには四百五十億フランに及ぶ従前の政府貸上がこれに合算さるべきであらう。

以上に對應して紙幣流通高は本質的に増加し、然かも見積では優に二千百億フランとなつた。これに對比すれば、紙幣流通高は一九四〇年六月十日には千七百四十五億フラン、一九三九年末には千五百億フラン、一九三八年末千九十億フランであつたから、フランスの支拂方法を考慮しても、一千億フランの流通で十分過ぎると見て宜いであらう。これ以外に、六月十日に二百七十億フランと明示されてゐた民間及び政府のフランス銀行預金は少く共二倍に、恐らくは三倍にも増加した。これらの數字は一定のインフレーションの危険要素を暗示するものである。

フランス銀行は金融政策的には全然控へ目に行動してゐる。同行は經濟事情と境界線問題に依つて生じた困難に鑑みて、積極的な措置を無益なものとして考へてゐるのである。同行の割引歩合と擔保貸附利率は變更されてゐない。割引歩合は二%、三十日期限附は二%、擔保貸附は三%である。同じことは民間銀行の利率にも當て嵌まる。

これに反して政府は、暫らく躊躇した後、封鎖的な循環過程に依つて與へられた勞働調達の可能性を生産的な信用の造出に依つて十分に利用し、四百六十億フランの授職計畫に着手した。フ

フランスがこの點で新たな道を歩んでゐることはまた重要なことではあるが、それと同時にこの點に關する金額が比較的僅少に過ぎないこと並びに豫定の授職計畫が何年かに分割されてゐることが注意されるべきである。

金融機關は戦争に依つて先づ第一に打撃を蒙つた。一九四〇年六月から八月にかけては非常に危険な状態にあり、巨額の預金の引出が行はれ、新たな取引は望み得べくもなかつた。モラトリウムが公布され、多くの者に依つて濫用された。本、支店間の取引及び銀行と顧客との間の取引は殆んど全く停止し、何人にも消息が判らなかつた。それが九月中旬以降事態は本質的に變化して來た。困難な事件の後、稍々生産状態が低調である際に多く然りとするやうに、經濟は金融緩和の徴候を呈した。預金の拂込が再び引出よりも多くなり、實際預金銀行は五ヶ月間中絶してゐた月次貸借對照表を再び公表し始めた。

クレディ・リオネエ	預金	手形及び 大藏省證券	債券	流動資産 (單位十億フラン)
一九三七年十二月三十一日	一一、一〇	七、七七	二、九一	一、九二
一九三七年十二月三十一日	一五、八〇	一一、七七	二、七五	二、九六
一九四〇年三月三十一日	一七、三五	一三、五五	二、六八	二、九〇
一九四〇年九月三十日	二〇、八四	一四、八八	三、二四	四、六〇

ソシエテ・ヂェネラル

一九三七年十二月三十一日	九、〇〇	四、六〇	二、一四	二、七二
一九三七年十二月三十一日	一三、一八	八、七九	二、五一	三、一一
一九四〇年三月三十一日	一四、四二	一〇、〇三	二、六五	二、六〇
一九四〇年九月三十日	一七、六〇	一二、二三	三、一六	二、六一

コントワアル・ディスコント

一九三一年十二月三十一日	七、六二	四、二六	一、三八	一、七八
一九三九年十二月三十一日	九、九八	六、六七	一、五〇	一、九〇
一九四〇年三月三十一日	一一、三五	八、一三	一、五四	一、七〇
一九四〇年九月三十日	一三、六八	九、五三	二、一一	一、六四

この預金の増加は、フラン並びに銀行に對する信認の現はれとして、正しく注目し値ひするも

のがある。次に重大なのは銀行が最早や従來程著しくは資産動性に注意を拂つてゐないことである。ソシエテ・ヂェネラルに於いては一九三七年末以降八十六億フランに及ぶ預金の増加に對して、流動資産は僅かながら減少をさへ示した。同じことはコントワアル・デイスコントの六十億フランの増加に就いてもいへる。唯クレデイ・リオネイのみはその流動資産を著しく増加した。銀行に流入する資金は先づ第一に商業手形、大藏省證券及び國防證券に投資され、これ等の項目は一九三七年以降、クレデイ・リオネイにあつては九〇%を、コントワアル・デイスコントにあつては一二%を、ソシエテ・ヂェネラルにあつては一五〇%以上の増加をさへ示した。

最近すべての銀行に於いて經濟界に直接賦與される信用が著しく増加して來た。このことは銀行が經濟界を支援しようとしてゐることを示すものである。保守的な見地に立つフランス人はかういふ動きを殆んど歓迎しないであらうし、殊に資産の流動性が依然として異常に高いのであるから、かういふ動きは國民經濟的には一つの進歩と見られるべきである。

パリ取引所は一九四〇年六月十日に閉鎖されたが、暫時假營業した後、一九四〇年十月十四日に公債に對して再開された。取引所は、金融緩漫の利益を受けて先づ公債の著騰を示した。

パリ市場フランス公債相場

	一九三九年	一九四〇年	一九四〇年	一九四〇年
	九月四日	六月十日	十月十四日	十一月二十二日
				十二月二十日
三分利附償還公債	七〇、七五	七〇、〇〇	七四、二〇	八六、五〇
一九一七年四分利附	七二、二五	七三、一〇	七七、三〇	九一、一〇
一九三二年四分半利附公債	七九、五五	八〇、〇〇	八〇、三〇	九四、四五
一九三九年五分利附	九五、二五	九四、二五	九三、五〇	一〇〇、九五
				一〇二、二〇

かういふ上向運動は同時にフランス・フランに對する渝らざる信認を現はすものであり、これを以てインフレーション的な騰貴であるとはいへない。蓋しさういふ狀況にあつては、公債は賣却された切りで、再び購入されない筈であると思はれるからである。フランス大藏省は株式立會の再開を拒んだが、それは大體次のやうな趣旨からであつた。即ちパリに於ける立會の再開に當り、株式の需要に對してそれに對應する供給がないであらうといふことが看過されてはならない。故に技術的な理由から過當な騰貴とならざるを得ない。但しかういふ發展は何人の利益にもならないのであつて、購入者は姑く經てば失望させられるであらうし、また取引所はそれが投機

の舞臺であるといふ或る程度理由のある非難を受けるであらう。主として悩みを懐く者は恐らく取引所自體であらう。取引所は供給と需要との間に一定の均衡状態が存する場合にのみ、その機能を果し得るに過ぎないといふことを知らなければならぬ。更に關係者は國家の利益が私經濟的な利益に先行するといふ事實の前に憎伏せざるを得ないであらう。國家が戰爭終結と共に與へられた包括的な財政問題と國民經濟問題をできるだけ摩擦なく解決し得るために、國家は金融緩漫の利益を先づ第一に國家が享けることを要求することができる。株式市場が十分發展することを許されたとしたならば、國家は最早や必要已むを得ない範圍に亘つてもかういふことはできなくなるものと思はれる。だが一九四一年三月十九日に一般株式市場が再開されたことは、難産ながらもフランス經濟界が次第に安定に向つてゐることを示すものである。

六、ノオルウェイ

確かにドイツ軍に依るノオルウェイ占領は同國の政治經濟の上に重大な變化を齎らした。但しノオルウェイの戰禍は危惧した程甚しいものでなかつたことが直ちに明かになつた。政府並びに民間側の被つた總損害額は五億クロオネ以下に抑へられたが、一九三九年の總國富は優に九十五

億クロオネと評價されてゐる。そこでノオルウェイの國有鐵道の戰禍は千四百萬クロオネ前後と表示されてゐるに過ぎない。ナルヴィックからスウェデン國境に通じて居り、隨つて最も烈しく戰禍を蒙つた民有のオフォラン鐵道は勿論二千萬クロオネ前後の損害を記録せざるを得なかつた。個々の市街鐵道も亦その橋梁と共に非常に損害を受けた。民間所有の建物の總損害額は二億クロオネ前後と評價され、これに設備、家畜等の損害約九千五百萬クロオネが加はる。民間の損害は一部分は被保險者全體への賦課に依つて賄はれ、殘餘を國家が引受けた。即ち財産目録上の損失に就いては被保險者は三ヶ年賦で四千萬クロオネを調達させられ、國家は六千萬クロオネを負擔させられた。建物の損害に就いては被保險者は約一億一千萬乃至一億二千萬クロオネを五ヶ年々賦で臨時賦課として調達させられることになり、殘餘の八千乃至九千萬クロオネは國家が負擔した。また保險金以上に必要な資本の調達に際しても、被害者に援助が與へられた。このことは復興に際して耐火性、將來交通の必要等に關する新時代の要求が考慮に入れらるべきであるから特に重要なのである。その結果復興地域の經濟力は従前よりも遙かに高いものとなるであらう。既に復興金融のために二口の公債が賣り出された。即ち第一回は直ちに一九四〇年六月末に戰時保險に依つて金額五千萬クロオネが四分利附額面で引受けられた。償還期限は僅か四個年

であり、擔保としては被保險不動産に對する抵當權が利用された。次いで十月には同じく四分利附國債七千五百萬クロオネが九九・二五%で發行されたが、これは公募されずに、全額銀行、保險會社等に依つて引受けられた。

景氣回復計畫を賄ふために、國庫は多額の要求を受けてゐるが、他面に於いては國防支出の中止に依つて一定の負擔の軽減が齎らされた。故に實際所得税増徴としての國防税は廢止されたが財政需要充足のために、一九四〇年九月一日附實施を以つて、一列の租税の引上げが行はれざるを得なかつた。そこで所得税の二〇%の増徴と財産税の五%の増徴が定められ、更に製造業者には勿論關係なく然かも非常に収入の擧る取引税が二〇%から三〇%に引上げられた。更にまたビール、炭酸水、チョコレート及び菓子類に對する一列の間接税が規定された。これらの色々な新規税源は勿論最初のうちは徐々に収入を齎らし始めるのであるが、究極總額六千萬乃至六千五百萬クロオネの収入増加を齎らす筈である。その上またノオルウェイ銀行は廣い範圍に亘つて資金融通を援助することができた筈であるが、國庫及び發券銀行に關する數字は未だ與へられてゐない。一九四〇年三月末には紙幣流通量は六億クロオネ前後に達したが、次いでノオルウェイの防禦を賄ふために紙幣流通の著しい増加が起つた。この傾向はまた現金退藏に依つても強化され

た。随つて現在の紙幣流通高の見積としてはライヒと信用金庫券十億クロオネといふ大きさの數字を聞くのである。件の金庫券は初めドイツ守備軍の手で發行されたが、今では最早やノオルウェイ銀行券と並行して流通してはゐない。蓋しノオルウェイ銀行がこのライヒと信用金庫券をその紙幣發行の基礎として吸収してゐるからである。

同國の活潑な景氣回復政策に依つて、他の國に於けると同様に、金融市場の状態は先づ第一に著しく緩和し、次いで效果的に緩漫となつた。一九四〇年十一月末に、銀行及び貯蓄銀行への預金は總計三十億八千四百萬クロオネといふ新最高額に達したが、これは一九三九年秋の從來の最高の數字を出ること五千萬クロオネであつた。六月末以降預金の増加は殆んど二億五千萬クロオネに及んだ。かういふ良好な預金の發展に依つて銀行にも上に述べた國債の引受ができたのである。經濟界の緩和に次いで、即座に計畫的な金利の低下が行はれた。發券銀行の割引歩合は占領決定後の五月既に一・五%を引下げられて三%となり、これに關聯して、諸銀行も亦六月一日實施でその利率を軽減した。長期金利も亦制限されたがこれには勿論國家の協力があつた。内國債抵當證券等の利子に對しては名目利率の $\frac{1}{2}$ を引下げるが、最高を三・五%とする旨が規定された。内國債の利拂の節約は二十三億クロオネの總額に對して二千萬クロオネになる勘定である。外債

は特殊な立場にあり、そのうち優に十億クロオネは滞つてゐる。政府の保證した外債は姑らく逕延はしたが、今までにロンドンとニューヨオクから全部元利拂されて來てゐる。民間の外債に就いては、元利拂は當該國との清算の可能性如何にかかつてゐる。例へばスウェエデン債の如きは最近殆んど全部支拂はれてゐる。

工業活動指數は一九四〇年五月の僅か六一と從來の最高たる前年秋の一一四に對比して十月以降既に再び一〇六に達した。この工業の良好な前途觀並びに非常な金融緩漫に依つて取引所も急速な恢復を示した。然かもそこでは工業株が主たる地位を占めはしたが、一般株式も社債も共に同じく恢復を見た。公社債指數（一九四〇年初めを一〇〇とする）は一九四〇年三月末までには容易に一〇一・二に騰つたが、次いで戦争期間中は急落し、五月の取引所再開に際しては約八五といふ低位が記録された。次いで信認の回復と共に急速な繼續的な上昇が始まり、十月末には一〇四・六にまでなつた。ノオルウエイの社債はここ數年來かういふ高位の記録を出したことがない。また工業株（一九四〇年初一〇〇）は三月のドイツ占領前に一〇九・五で最高位を保持したが、戦時中には五月の七九以下にまで反落した。だが次いで社債に於けるよりも一層急速な上昇が見られ、既に六月末に再び年初の相場が得られ、更に秋の各月中株式指數は一三〇といふ異常

な高位を前後に變動してゐた。當座は顧みられなかつたところの船舶株と捕鯨株でさへ回復し、これ等もその後間もなく殆んど年初の相場に再び達した。

七、東南ヨオロッパ諸國

獨伊兩國が相呼應してユウゴオ・スラヴィアに進撃を開始し、所謂バルカン戦が始まつたのは一九四一年四月六日であつた。だが獨軍は既に一九四〇年十一月にハンガリイとルウマニアに、また一九四一年三月にブルガリアに進駐してゐた。

ドイツは東南ヨオロッパ諸國にも、他國の例に倣ひ、ライヒ信用金庫を設置したが、ルウマニアとブルガリアとは何等戦火を蒙らなかつたが、その活動は唯進駐軍に通貨を供給するのに止まつた。これに對してユウゴオ・スラヴィアとギリシヤに於いては獨伊軍と英軍、ユウゴオ・スラヴィア軍並びにギリシヤ軍との間に激闘が展開されたから、この地域に於けるライヒ信用金庫は當分の間臨時發券銀行としての機能をも發揮した。東南ヨオロッパ諸國に於けるライヒ信用金庫の所在地はアグラム、アテネ、ベルグラアド、ブカレスト、サロニカ、ソフィアの六個所であつたが、ブカレスト、ソフィア等のライヒ信用金庫は間もなく閉鎖された。イタリアの勢力範圍とし

て誕生したところのクロアチア國は一九四一年五月十日に新發券銀行としてクロアチア銀行の業務を引継ぎ、新通貨クナを發行することになった。またドイツの勢力範圍となつたセルビアに於いても六月五日に舊ユウゴオ・スラヴィア國立銀行が解散され、新たに資本金一億ダイナールでセルビア銀行が設立され、ドイツ人官吏が理事として參加して、活動を開始し始めたので、アグラム、ベルグラアドのライヒ信用金庫も亦閉鎖された。

他方ギリシアに於いても、ドイツ銀行とギリシア國立銀行との間に締結された共同營業協定を初めとし、ドイツの有力銀行とギリシアの銀行との間にそれぞれ共同營業協定が結ばれ、通貨換算率の問題も獨希兩當局者間に一〇〇ドラクマ＝一、六七ライヒス・マルクで妥結を見たので程なくサロニカとアテネのライヒ信用金庫も亦閉鎖されることとなつた。

ドイツはこの方面に對する金融機關の進出の目標として次の四項目を擧げてゐる。

一、ドイツ金融機關の東南ヨーロッパ方面への進出はできるだけ從來とも資本若しくは營業上の關係が深く、今後もドイツと經濟關係が密接となる地方を目標とし、且つ單に資本的に進出するのみには止まらずに、その地方の經濟開發若しくはドイツとの經濟關係の緊密化をも圖ることを主眼とする。

二、ドイツ金融機關の進出に際しては各銀行間に充分の協調を保たせ、資本進出上の繩張り争ひを回避する。

三、進出計畫はできるだけその地方に從來からある金融機關との資本的並びに事業上の提携を中心とする。

四、ドイツと東南ヨーロッパ諸國との資本的な提携に依つて第一次歐洲大戰後著しく進出してゐたところの英佛系資本をドイツ系資本に依つて置き代へる。

これが通例として我々はドイツチェ・バンクのルウマニア商業銀行に對する資本參加並びにギリシア銀行との間の共同營業協定を擧げることができる。

八、舊ソ聯領

一九四一年六月二十二日獨ソ戦が勃發するや否や、ライヒ信用金庫は獨軍の進撃の後を追つて逐次各所に開設されたから、一九四一年末にはコヴノ、リガ、レムベルグ、ピアリストツク、ジュトミイル、ブレスラウ、デニウナブルグ、リバウ、ルツザ等九ヶ所に設置されてゐた。勿論これらの信用金庫も獨軍のための通貨發行と經濟再建資金の貸付等のために活動して來た。

一九四一年十月ドイツの有力銀行たるドレスドナー・バンクの全額出資でリガに商業金融銀行が設立され、同銀行はオストランド各地方及びミンスクに支店を設置し、オストランド及びミンスクを中心とする白ルテニアの一部に於ける代表銀行として、經濟復興と新秩序建設に協力することとなつた。その資本金は五十萬マルクであるが、これは現在のところ一般の經濟活動が未だ舊に復するに至らず、殊に工業設備が殆んどドイツ側に依つて管理されてゐるために、民間資金の需要が比較的少ない事情に由るものであるから、今後資金需要の増加に伴れて、漸次に増資される筈である。同銀行の重要な仕事はソヴィエツト化された經濟の個人經營化に金融方面から協力することであるが、これは相當困難な仕事であり、相當な時日を要するものと思はれる。特に舊來からソ聯領であつたところのミンスク一帯の白ルテニヤ地方の經濟再建は、全くソヴィエツト化されてゐたのと戰禍に依つて破壊されたために一段と困難であり、先づ經濟新編成に必要な人を他から入れる必要があるといはれてゐる。オストランドに於ける金融機關の新設に際して特にドレスデン銀行の進出を認めたのは、從來から同行が子銀行を通じてこの方面に於いて活躍してゐたためである。ソ聯領に編入されて以來、バルト三國の金融は漸次にソヴィエツト化され、殊に都會に於いては資本の個人所有が殆んどなくなつてゐた。但しこの資本のソヴィエツト

化は田舎までは及ばず、殊にエストニアに於いては、ドイツ系の銀行の國有化も未完成の状態にあつたために、從來から根を卸してゐたドレスデン銀行の進出を許して、土着資本の吸収を期待することとなつたものである。またこれと相前後してドイツ全國小賣商團體が資本金三百萬マルクで設立した小賣商金融補助會社はドイツ人小賣商の舊ソ聯領進出のために低利資金の貸付を行ふものである。だがこれは労働戦線とも關係があるために、その金融機關であるドイツ労働銀行と密接な連絡を保つてゐる。

然るに一九四二年三月に至り、ウクライナ民政地區に、新發券銀行として、ウクライナ中央銀行がコヅノに設置された。この機關はウクライナに於ける通貨問題の解決のためにカルボアネツ(Karbowanecj)と稱する新紙幣發行を急いでゐたが、七月には新紙幣が金融市場に放出された。右紙幣の額面は五カアル、十カアル、二十カアル、百カアル、五百カアルの五種であり、ドイツ語とウクライナ語の双方で印刷されてゐる。因みに一カアルは一ルウブルに相當する。かくして一九四二年五月三十一日限りウクライナ民政地區の信用金庫券は閉鎖され、ウクライナ中央銀行の支店となつた。

更にドイツは、一九四二年三月にウクライナ民政地區内にウクライナ中央商業銀行を設置し、

各都市にある多數の商業銀行をその傘下に置くことに依つて、ドイツ國內に於けると略々同様な信用組織を整備することとなつた。この新中央銀行はドイツ國家に依つて保證され、資本金二億カアル、準備金五千萬カアルである。他方オストランド民政地區にも、リガに本店を有する東部民政區組合銀行が設立され、事實上同地方の中央銀行としての職能を果すに至つた。但しこの銀行には今のところ未だ兌換券發行權が與へられてゐないから、オストランド民政地區のライヒ信用金庫は依然として臨時の發券銀行としての活動を續けてゐる。

第三章 歐洲に於ける爲替清算制度適用の現狀

第一節 序 說

爲替清算制度が國際間に採用されるに至つたのは、一九三一年十一月に締結を見たスイス・ハンガリー清算協定を以つて嚆矢とするが、外國貿易遂行上最も多く清算協定を締結し且つ利用したのはドイツである。ドイツの對外貿易の八割は實に清算協定に基いてゐるが、こゝに初期の双方向的な爲替清算制度が、現在に於いては次第に弾力性を有する多角的な清算制度にまで推移發達して來たことが明らかに認められなければならない。

ドイツは歐洲廣域經濟圏に於ける物資交流に關して、

- (1) 各國の利害を同等に考慮して、相互提携の原則により各國の生産並びに輸出入を計畫的に決定する。

- (2) 各國通貨とライヒス・マルクとの代價を決定する際に於いてマルク貨を高價に置く。

(3) ベルリンを清算中心とする多角的な清算制度を確立する。
等をその基本原則としてゐる。

何となればドイツの構想する歐洲廣域經濟の指導原理は、從來のやうな個々の企業家や資本家の利益を圖るアングロ・サクソンのな自由主義ではなくて、歐洲廣域經濟圏の必要を充たし、生活水準を高度化するのにある限り、各國の經濟活動を最も效果的且つ合理的に調整するためには、歐洲廣域經濟圏參加國の間に一貫する指導的な經濟政策を樹立し、各國の生産や輸出入の量までを計画的に決定することが最も效果的な方法であると觀る點にあるからである。

ドイツは占領地域を生産地域として再建し、これを歐洲廣域經濟圏の重要な一部として編成するためには、ライヒ信用金庫の設立その他の方策によつて應急的な通貨工作を速成するや、直ちに恒久的な通貨制度を確立することが前提條件である。それ故にドイツは占領後漸次に占領地通貨とライヒス・マルクとの公定相場を決定して行つた。然かもドイツは各占領地域の通貨とライヒス・マルクとの交換比率を決定するに當つて、戦前のレートを對比して、大體三割乃至五割方ライヒス・マルク貨を高位に置いてゐる。この場合ドイツは、(一)占領地域からドイツへの物資の輸入を容易にすると同時に占領地のドイツ商品に対する購買力も増進する。(二)ドイツ資本

は占領地産業に僅少な投資で引込み、その増産を促進する結果となることを考慮してゐるものである。これと同様な考慮は占領地域のみならず、猶歐洲廣域經濟圏に包括される隣接各國との場合にも拂はれ、それぞれの通貨換算率は清算支拂協定によつて定められてゐる。かくしてドイツは歐洲廣域經濟圏内に於ける物資交流の圓滑化を圖ると共に、清算協定制度を多角的に發展させることによつて、圓滑なる支拂を保證しようと企圖してゐる。その際柏林が多角的な清算協定の中心地となることは勿論である。

ドイツは新歐洲通商政策として、「歐洲諸國間の通商關係は一般に國際間の協議によつて調整さるべきではなく、先づ貿易當事國である二國間の相互協定から始まり、これが自動的に多角的な通商協定にまで擴大さるべきである」との基本方針の下に、多角的な清算制度の建設は、今次大戦中に飛躍的な進歩を示した。

尤もドイツは今次大戦前から清算制度に於ては既に指導的な地位にあつたが、當時の清算制度が單なる双方向的なものであつたのに對し、現在では歐洲廣域經濟に相應した多角的な清算制度として弾力性を有するに至るまでに發展した。

第二節 ドイツが爲替清算制度を採用するに至つた 経緯

爲替清算制の最初の成立は一九三一年五月オーストリアの銀行クレディット・アンシユタルトの破綻を契機とする金融恐慌にその本質的要目を見出す。即ち金融恐慌はオーストリアからドイツとハンガリーに波及して、その結果これらの諸地域に於いて資金の流出、金準備及び外國爲替準備は急激に減少し、金融制度、通貨制度の脅威を感ずることとなつた。即ち、一例をドイツに取るならば、一九三一年七月迄に十九億マルクの短資が引揚げられ、その他外國人の對獨長期投資及び擔保債券の賣却、ドイツ人の對外投資を合算すれば、資金の喪失は實に三十五マルクに達した。このドイツ金融恐慌は、英國に於ける通貨の動搖となり、金本位の停止を惹起した。

然るに歐洲大陸諸國は、嚴格なる爲替管理の實施と貿易統制の強化によつて、通貨制度を擁護しなければならなかつた。上述の如き爲替管理は國際間の資金移動關係を阻害し、外債元利拂、其の他の國際金融上の債券を停止した。かくて、凍結資金の増加はこれら諸國及び西ヨオロッパ諸國にとつて重大な問題であつた。

斯くて一九三一年九月ブラアグに開催されたダニウヅ諸國の會議に於いて、爲替問題に就き國際決済銀行設立に關し、爲替清算制の問題が討議された。

かういふ要請に基いて、ここに國際貿易及び金融史上に特筆すべき爲替清算協定が一九三一年十一月十四日にスイスとハンガリーとの間に締結された。ハンガリーは爲替管理を強化する結果として封鎖貨幣にまで到達した。それ故に諸外國の輸出業者はハンガリーへの輸出を中止するか、或ひは封鎖貨幣による不利益なる支拂を忍ぶかの二者選一的な立場に置かれた。そこでスイスは何れの方法にもよらずして、スイスはハンガリーがスイスの輸出資金を凍結したのに對し、スイスは報復的にハンガリーのそれを凍結しようと企圖した。ここに於いて乎、スイスの商議に應じ、偶々ハンガリーの貿易がスイスに對して順調な所から、双方の要求が合致した結果、最初の爲替清算協定が成立するに至つたのである。

歐洲を中心とする爲替清算協定は漸次増加の一途を辿つてゐるが、全般的に爲替清算制は次のやうな三つの範疇に分類することができる。

- 一、中央及び東ヨオロッパの爲替管理國相互間に成立した協定。
- 二、西ヨオロッパ諸國の債務國と債權國との間に成立した協定。

三、ラティン・アメリカ諸國とヨオロッパの債權國との間に成立せる協定。

ドイツは現在最も廣汎に爲替清算制度を利用してゐるのであるが、何故にドイツが爲替清算制度を採用するに至つたかその経緯を概観しよう。

ドイツが第一次世界大戦による損害賠償金並びに對外債務を支拂ふ方法としては、(1)外資の輸入、(2)外國貿易に於ける輸出超過の二つに依るの外はなかつた。

然るに一九三一年の世界經濟恐慌の結果、外資の輸入は杜絶し、從來ドイツが行つて來た外資に依つて外債を支拂ふといふ方法は全く不可能となつたのみならず、諸外國の在獨短資の引揚により、中央銀行の金準備は急激な減少を示し、全く枯渴の状態に陥つた。

他方、ドイツの輸出貿易も世界恐慌の深刻化と共に、次のやうな諸種の原因、即ち

- (1) 一九三一年秋、英國の金本位制停止以來之に倣ひ金本位制を停止する國が相次いで現はれたため、通貨の價值の引下を行はなかつたドイツは、先づ此等金本位停止國への輸出に於いて非常な困難を感ずると共に、第三國市場に於いて、此等の國々との競争上極めて不利な地位に置かれたこと。

- (2) 各國の關稅が著しく高められると共に新に採用せられた輸入制限上の諸方策が採られたこと。

- (3) 英帝國を結合したオッタワ協定を初めとし、世界的な廣域經濟化の傾向が益々顯著となつたこと。

等により一層困難の度を加へるに至つた。

かくしてドイツは對外債務の支拂に就いて唯慢然として從來の方法を繼續し得ない状態に陥つたため、これが對策として、先づ金融方面に於いては一九三一年九月諸外國との間に据置協定を締結し、短期債務の支拂を延期すると共に、爲替管理を實施し、資本の逃避を統一的に抑制し、又外國貿易の方面に於いても各種の統制を實施するに至つたが、その主流をなすものは一九三四年九月二十四日シャハト博士に依つて聲明された「新計畫」に始まる。「新計畫」はシャハトの言を藉りていへば、「支拂能力の限度内に於いて輸入商品を買入れ、それも必需品の買入を優先せしめる」といふ根本原則に立脚する。これは第一にドイツの輸入とこれから生ずる外國債務をドイツの輸出及びその爲替收得と一致させること、第二には輸入貿易を完全に國內の經濟振興、國防計畫の確立に、ヒットラーの言葉を以つてすれば「失業撲滅」のために奉仕せしめることを意味する。斯くて此の目的の實行手段として、各國との間に爲替清算協定が續々締結された。

第三節 爲替清算制度の機構

爲替清算制度とは

「爲替の方法に依らずに、公的な機關に依る振替の方法に依つて、國際收支を清算する方法」と定義され得るが、その機構の概要は次の通りである。

(一) 輸出入金の決済方法。

説明の便宜上、ドイツとスイス間の清算協定を實例として説明することとする。

(イ) スイスの輸入商人は、その商品代金を自國貨幣スイス・フランを以て、スイス中央銀行内に設けられた「特別勘定」に拂込む。

(ロ) 右の拂込があつた時は、スイス中央銀行は之をドイツ清算金庫に通知し、又輸入商人は別にドイツ輸出商人に對し、代金拂込をなした旨を通知する。

(ハ) ドイツの輸出商人は、右の通知により、その商品代金を自國貨幣たるライヒス・マルクを以てドイツ清算金庫内「特別勘定」から支拂を受ける。

(ニ) ドイツの輸入商人は自國貨幣ライヒス・マルクをドイツ清算金庫内の「特別勘定」に拂

込み、その通知はそれぞれスイス中央及び輸出商人に送達される。

(ホ) スイスの輸出商人はこれに依つてその商品代金を自國貨幣スイス・フランを以てスイス中央銀行内の「特別勘定」から受領する。

かくの如くにしてドイツとスイスの兩國に於いては、互に自國貨幣により、資金の移送を行はずに自國の輸出商の債權と自國輸入商の債務とが清算機關に於ける「特別勘定」に於いて相殺される。

(二) 輸出業者に對する支拂の順序及び支拂額の割當

(イ) 支拂の順序。清算協定に於いては對手國輸入業者が對手國の清算機關内の自國特別勘定に代金を支拂つたのみでは輸出代金を取得できず、原則として自國輸入業者の行つた支拂により、自國清算機關内の對手特別勘定に充分な資金の存することを必要とする。従つて若し斯かる資金の不十分なる場合には輸出商は、輸入商により資金が拂込まれ、且つ自己の順番が来る迄支拂を受けることが出来ぬ。

併し右のやうな輸出代金の支拂方法は輸出商にとり極めて不便であつて、輸出貿易の發展を阻害することが尠くないから、之が緩和策として一國の政府又は中央銀行が輸出業者に對して清算

協定に基く代金の受領される迄前貸を行ふことがある。

例へばドイツ、ハンガリー協定に於いては、ライヒス・バンクは輸出業者に對し、債權の五〇%だけを前貸する規定を設けてゐた。

斯る前貸制度に依り、輸出業者に相當の便宜が與へられたが、最も徹底的な方法は一國の當局者が當該國の輸出業者に對して即時支拂をなすことである。かういふ方法は輸出貿易振興に貢獻することが大であるが、その反面當局者にとつて或る種の危険が伴ふことは必然である。そこで當局は輸出業者より相當の手數料を徴收する。之が實例としてはドイツ・ハンガリー協定を擧げることが出来る。

即ち兩國清算機關は前に述べたやうに、協定締結の當初に於いては五〇%の前貸を行つてゐたが、其の後、兩國中央銀行間契約に於いて當該輸出業者に對し、一定の手數料徴收の上、即時支拂をなすことを規定した。

(ロ)支拂額の割當清算機關の有する資金によつて行はるべき支拂の種類が多數ある場合に於いては、協定に基き豫め各種債權の受くべき支拂額に就き按分率を定めて置くことを原則とする。

乍併、往々にして右分配率による支拂の原則に融通性を持たせるために、甲種債權(貿易債權)が支拂を受けた後、清算機關に甲種債權に充當さるべき資金の剩餘を生じた時には、當該國の通商政策に基き、右剩餘は按分率に依らずに、定期的乙種債權(貿易債權)及び丙種債權(金融債權)の支拂に流用せらるべきことを協定することがある。

此の實例として典型的なイタリア・ルウマニア間の清算協定(一九三四年八月二十七日締結、九月一日實施)の要領を擧げて説明を加へることとする。

即ちルウマニアは對伊出超に基く資金を左の按分率を以つて對伊債務の支拂に充當させる。

イタリア債權勘定甲(一九三二年七月一日以來ルウマニアに輸入されたイタリア商品に關するルウマニア商業債務にして、本協定實施の日以後支拂期日の到來せるものを支拂ふべき勘定)に對し五〇%。

イタリア債權勘定乙(本協定實施の日以前に期日の到來したルウマニアの舊商業債務を支拂ふべき勘定)に對し二〇%。

イタリア債權勘定丙(イタリアに於てルウマニアの爲すべき金融上の債權を支拂ふべき勘定)に對し三〇%。

右の要領を金額を假定して解説すれば、左の通りである。

イタリア債權勘定甲……………七三、〇〇〇リラ
 同 乙……………三四、〇〇〇リラ
 同 丙……………四八、八〇〇リラ

とし、而してルウマニアの對伊出超額一五四、〇〇〇リラとし、之を前記按分率に基き拂込めば、

イタリア債權額	ルウマニアの拂込額	剩	餘
イタリア債權勘定甲	七三、〇〇〇リラ	(十)	四、〇〇〇リラ
同 同 乙	三四、〇〇〇リラ	(一)	三、二〇〇リラ
同 同 丙	四八、八〇〇リラ	(一)	二二、六〇〇リラ

右の如き場合、イタリア債權勘定甲に於ける剩餘四、〇〇〇リラをイタリア債權勘定乙に於ける未拂込額三、二〇〇リラの支拂に充つべく流用し、且つ尙ほ生じたる剩餘は之を更にイタリア債權勘定丙の未拂込額の支拂に充當すべく流用せられる。

118959

(三)輸入業者の免責限度

この點に關して、ドイツに於いてはドイツ輸入業者は原則としてその輸入代金をドイツ清算金庫内に於ける對手國清算勘定に拂込むことを以つて債務を免除されることとなつてゐる。この場合に輸入業者拂込の時期が問題であるが、輸入業者が商品の輸入により債務の發生したことを清算機關に通知すると、清算機關は關係書類の提出を要求し、書類審査の上、輸入業者に對して代金の拂込を要求する。

(四)適用範圍

爲替清算制度の適用される範圍は、當面の輸出入貿易代金に局限し、貿易外勘定に屬する債權債務を除外することを建前としてゐるが、最近に於いては貿易上の未だ履行されない債權若しくは金融上の凍結債權を回收する目的を以つて、これらの勘定項目を清算勘定に設定してゐるものが漸次増加するに至つた。

即ち實際問題として、適用範圍は各個の協定に依り規定され、必ずしも同一でないが、大體次のやうに分類することができる。

(イ)特定商品に限定された協定

- (ロ) 協定當事國の原産商品全體を包括する協定
- (ハ) 協定當事國並びにその植民地に於いて生産或は加工された商品全部を包括する協定
- (ニ) 前記協定に各種の貿易外項目を包含する協定

- (1) 協定當事國の商業取引に附隨する費用(運賃、保険料、關稅)
 - (2) 協定當事國の郵便、電信、電話及び鐵道に關する行政機關間の勘定から生ずる支拂
 - (3) 旅行交通費の支拂
 - (4) 凍結貿易債權
 - (5) 金融債權(ヤング、ドオズ公債の元利の支拂は佛・獨、白・獨間協定中清算の目的物となつてゐる)
 - (6) 海上運輸に關する費用
- ドイツ清算協定を、右に列擧した適用範圍によつて區別すると、これを次のやうに二大別することができる。

(1) 東歐型(バルカン諸國及び南米諸國間との協定)。

この東歐型は對手國が農業國で貿易の實體そのものが工業國たるドイツとは相互補完的な

關係にあり、且つ協定が純粹に商品貿易のみに限定されてゐたために、ドイツにとつては好成績であつた。

(2) 西歐型(イギリス、フランス、オランダ、スイス等の西歐諸國家との協定)

此の西歐型は對手國も同じく工業國であり、且つそれらの國が商品貿易以外の凍結金融債權の回收をも企圖し、貿易に極度の干渉を加へたために、ドイツにとつて不成績であつた。

この適用範圍に關して注意すべき點は、ドイツ清算協定に於いては、原則として通過貿易が明白に除外されてゐることである。その理由は協定國の一方がその必要な財貨を、對手國を通じて第三國から輸入する時には何等外國爲替準備を費消することなく、該財貨を購入し得るのに反し、對手國に於いては中央銀行は自國輸入業者が拂込んだ貨幣を何等輸出業者に利益を與へることなく、第三國に支拂はなければならぬ。このことは結局、自國の貿易振興に何等役立つことなく對外支拂の重荷が加重される結果となるからである。

(五) 清算機關

一般に爲替清算事務を擔當するものは中央銀行である。ドイツに於いては最初ライヒス・バンクが擔當してゐたが、一九三四年十月獨逸清算金庫が設立され、爾後これが事務を擔當してゐる。

尙清算機關は普通その費用を補ふため輸出者より手数料を徴収する。而して或る場合には其の
手数料が相當額に達し、清算機關の準備金として重要な役割を演じ得る程迄に達してゐるもの
もある。

(六)協定期間

一般には三箇月乃至六箇月を普通とし、廢棄の豫告なき時は自然的に繼續される仕組となつて
ゐるものが多い。併しドイツ・スイス清算協定のやうに、金本位を基準としてゐる國家間協定は
爲替相場その他の客觀的な狀勢の變化が少ないから、協定期間も五ヶ年の長きに及んでゐる。

(七)爲替相場

輸入貿易に基く債務者が自國の清算機關に對して拂込む代金の支拂は原則として自國通貨を以
つて支拂はなければならぬことは既述の通りである。随つてその間、外國爲替の賣買は行はれ
ない。さりながら爲替相場は通貨の交換比例としてこれを全く無くすることはできない。何とな
れば輸入商人は自國通貨を拂込むものであるが、その金額の決定は爲替相場に據らなければ算定
が出来ない場合があるからである。

ドイツの清算協定に於いては、通貨の交換比例として次のやうな爲替相場を採用してゐる。

1. 清算機關間に於ける協定相場

2. 公定相場

例へば獨、伊間の清算協定に於いては次のやうに規定されてゐる。

- (1) 送狀がライヒス・マルク或ひはリラ表示である場合、該取引に關する拂込と拂出はドイ
ツ清算機關とイタリア對外爲替局との協議に依り決定された相場に依る。
- (2) 送狀が第三國通貨表示の場合には伯林取引所の公定相場若しくはミラノ取引所の公定相
場に依る。

(八)殘 高

協定期間満了に際して生ずる終局的な殘高に關しては通常トランスファアすべからざる旨を規
定してゐる。それでは如何にしてこの殘高は處分されるかといふと、多くの協定に見られる普遍
的な解決方法は貸方殘高を有する國の輸入業者が件の殘高の表示する債權を完済するに至る迄、
自國の清算機關に對し、協定に基いてその輸入品の代價拂込を續行する義務を負擔するのにある
(清算約款)。

第四節 現行爲替清算制度の種類

現行の爲替清算制度には左の三つの種類がある。

(一) 双方向的な爲替清算制度

現行爲替清算協定の大部分を占めるものはこの双方向的な爲替清算制度である。

上に述べた爲替清算制度の機構は何れも双方向的爲替清算協定に就いてであるから、ここにはドイツの締結國名を記述するに止めて置く。

獨逸の爲替清算協定締結諸國 (一九三七年十二月三十一日現在)

締結國名	協定締結年月日	備考
アルゼンチン	一九三四年 九月廿八日	國家間協定
ブルガリア	一九三七年 十二月十三日	銀行間協定
チリ	一九三二年 八月廿四日	銀行間協定
コロンビア	一九三四年 十二月廿六日	國家間協定
デンマアク	一九三七年 五月廿一日	同
	一九三五年 一月廿四日	銀行間協定

エストニア	一九三七年 十月廿四日	國家間協定
フィンランド	一九三四年 十月二日	同
フランス	一九三四年 八月一日	同
ギリシア	一九三七年 九月廿四日	同
イラン	一九三五年 十月卅日	同
イタリヤ	一九三四年 九月廿六日	同
ユゴオ・スラヴィヤ	一九三四年 五月一日	銀行間協定
ラトヴィヤ	一九三七年 十月卅一日	國家間協定
リトワニヤ	一九三六年 八月五日	同
滿洲國	一九三六年 四月卅日	銀行間協定
オランダ	一九三七年 十二月十八日	國家間協定
ノルウェー	一九三七年 二月廿七日	同
ポオランド(ダンツィヒを含む)	一九三七年 二月廿日	同
ポルトガル	一九三五年 四月十三日	同
ルーマニア	一九三五年 五月廿四日	同
スウェーデン	一九三四年 十二月廿二日	同

ス イ ス	一九三七年	六月卅日	同
ス ペ イ ン	一九三四年	十二月廿一日	同
チエッコ・スロヴァキア	一九三七年	十一月十日	同
ト ル コ	一九三五年	四月十五日	銀行間契約
ハンガリー	一九三五年	十二月二日	國家間協定
ウルグァイ	一九三五年	十一月六日	銀行間契約

(注 第二次歐洲大戰後ドイツと外國殊に被占領地との間に導入された爲替清算制の詳しい内容は殆んど公表されてゐない)
(外務省通商局日報に據る)

(二) 三角的な爲替清算制度

三角的な爲替清算制度は双方向的な爲替清算制度の發展した形式であつて、三國間に於いて各國相互にその清算勘定の借方残高を第三國に持つ清算勘定の貸方残高を以つて相殺する制度である。いひ換へれば甲國の乙國に對する輸入超過額は甲國の丙國に對する輸出超過額に依つて決済するところの制度である。随つてこの制度にあつては、双方向的清算勘定の借方残高及び貸方残高の決済が他の清算勘定にトランスファされることに依つてその目的が達成されるのである。

左にドイツ・スウェエデン・デンマアク間に行はれてゐる三角的な清算制度を實例として示すこととする。

因みにこの制度はスウェエデン・デンマアク間、デンマアク・ドイツ間、ドイツ・スウェエデン間の各双方向的な清算協定を發展させたものである。

即ち、スウェエデン・デンマアク間の一九四一年上半期に於ける貿易額は、一九四一年三月の追加協定によりスウェエデンの對デンマアク輸出は總計四千萬クロオネ、デンマアクよりの輸入は總計三千萬クロオネと決定された。

スウェエデンの右對デンマアク輸出超過千萬クロオネの決済方法は次の通りである。

即ち千萬クロオネのうち二百萬クロオネはデンマアクが現にスウェエデンに保有する貿易決済基金を以つてこれに充當し、八百萬クロオネはドイツが輸出超過に基きスウェエデンに保有する資金のうちから受入れて決済することとなつてゐる。一方右八百萬クロオネのドイツ・デンマアク間の決済は兩國間の取極に依つて伯林に於いて決済することとなつてゐる。デンマアクはドイツに對し多額の輸出超過にして、またドイツは現に相當多額の輸出超過に基き決済資金を保有する外、一九四一年のスウェエデンの對獨貿易も輸入超過となる見込みであるから、ドイツ・デン

マアク間及びスウェーデン・ドイツ間貿易の一部は右八百萬クロオネの三國間清算により圓滑順調に決済される豫定である。

右の實例から察知し得るやうに、この三角形的な爲替清算制度にあつては、協定當事國間に於いて彼等の残高を第三國にトランスファすることを許可する旨の特定が存しない場合には、當該國の承諾を得ることを要する。

(三) 多角的な清算制度

此の制度も、三角形的爲替清算制度とも同様に、双方向的な爲替清算制度を一層廣汎に發展させたものである。

これが實例として一九四〇年八月から實施されるに至つたイタリアとドイツ占領地、オランダ、ベルギー、ノールウェイ、ポオランド總督管轄區間の支拂を規定する獨・伊清算協定を擧げて説明すれば、左の通りである。

この協定は一方に於いてイタリアとの關稅同盟に依りイタリアの保護國化したアルバニアと、他方に於いてドイツの占領に歸したノールウェイ、オランダ、ベルギー、舊ポオランド領との間の諸般の支拂を規律するものであるが、ドイツ側に於けるこれらの占領地の支拂決済は伯林に於

けるドイツ清算金庫——同金庫は一九三四年十月十六日の「ドイツ清算金庫設立に關する法律」に基いて清算協定實施機關として設立されたものである——を通じて行はれることになつた。猶またドイツ占領地域相互間の決済も、凡てドイツ清算金庫を通じて行はれることに協定された。このことは即ちドイツ占領地域に對してその對外債權或は債務に就いて、ドイツ清算金庫が債權者或は債權者たるべきことを意味する。それ故に例へばベルギーはそのオランダに對する債權と、ノールウェイに對する債務とを相殺することが出来るし、またイタリアも同様の方法によつて、一方に對する債務を、他方に對する債權で相殺することができる。かくして從來存在した三つ或は四つの清算尻の代りに唯一つの清算尻を處理すればよいことになつた譯である。イタリア側にあつてはアルバニアの支拂が羅馬を通じて決済されるといふ點に於いて、從來の清算協定とその趣を異にし、著しく多角的な性質を帯びるに至つたのである。

本協定の内容に關し詳説を試みれば大要次の通りである。

(1) 適用區域。本協定は一方イタリア及びアルバニア關稅同盟の、他方ドイツ占領下にある

ベルギー、ノールウェイ、オランダ、ドイツに編入された舊ポオランド領及びポオランド總督領との間の通商から生じた支拂を規律するものである。但しルクセンブルグ及びアル

サス・ロオレエンはドイツ關稅地區に編入されたから、本協定の適用を受けず、直接に獨・伊清算協定の適用を受ける。

(2) 支拂方法。ドイツ占領地域（ベルギー、ノールウエイ、オランダ及びドイツに編入された舊ポオランド領、ポオランド總督領）にある債務者が伊領債權者に對し支拂ひを行ふ場合には、各自國貨幣たるベルガ、ノールウエイ・クロオネ、フロオリン、ズロライ貨を以つて、自國決済銀行即ちベルギー發券銀行、ノールウエイ銀行、オランダ清算局、クラカウ清算局に支拂を行ひ、件の支拂額はこれらの機關から更にドイツ清算金庫に送金され、ドイツ清算金庫はこれを獨伊清算協定のマルク一般勘定の貸方に記入する。

他方イタリアとアルバニア側の債務者が前記ドイツ占領地域内にある債權者に支拂を爲す場合には伊國にあつてはイタリア銀行、アルバニア國立銀行に、それぞれイタリア貨及びアルバニア・フランを以つて支拂ひ（一アルバニア・フラン＝六・二五リラの公定相場で伊貨に換算される）次いで伊國國立爲替局は之等のドイツからの通知を待つて獨・伊清算協定のリラ一般勘定の貸方に記入する。これらの「一般勘定」に記入された支拂は獨・伊清算協定の定めるところに従ひ、それぞれ債權者に支拂はれ決済される。

伯林と羅馬に開設されてゐる「一般勘定」の清算はいふまでもなく一九三四年に締結された獨伊清算勘定に従つて行はれる。即ち伯林に於いてはドイツ清算金庫は支拂はれたマルクの額をイタリアの國立爲替局に通知し、イタリア側に於いては、右の額に相當するイタリア貨を債權者に對して支拂ひ、他面イタリアが受領した伊貨債務に對しては、同様にこれを伯林に通知し、また伯林に於いてはこれを債權者居住國の清算機關に通知し、同機關から右地の貨幣を以つて債權者に支拂を行ふものと思はれる。

第五節 結 論

以上のやうな多角的な清算制度の持つ利益として挙げ得られるのは輸出代金の回收が迅速に行はれるやうになつたことである。多角的な清算制度の成立に依つて、一國と他國との間の貿易差額（出超或ひは入超）が、第三國との間の性質を異にする差額（入超或ひは出超）に、よつて清算されるのであるから、それだけ清算制度そのものに弾力性を賦與することになつたのである。然かも多角的な清算制度に包括される國が多ければ多い程、關係諸國の經濟的な構造及び需要の種類が多岐に互るから、右の弾力性もこれに應じて増大するであらう。又特に戰爭終了後、平時の物

資の交換關係が回復された暁には、歐洲大陸内に於ける多角的な清算制度の弾力性は最高度の能率を發揮するに至るであらう。

多角的な清算制は、四つの占領地對イタリアの關係を最初のものとして、漸次各國に波及し、現在ではスペイン、ポルトガルを除く、大陸歐洲に於ける殆んど全部の國がこれに参加してゐる。

唯イタリア及び中立諸國相互間の多角的な清算制度は、色々な事情から實現されるに至つてゐない。例へばドイツ、スウェーデン、スイス等の諸國相互間には伯林經由の多角的な清算制度は行はれてゐない、その理由の一つとして、各國通貨の交換比率の複雑な問題なども考へられるが、この問題は漸次統一的に解決されつつあるから、遠からざる將來に歐洲全體の多角的な清算制度が實現されることは確實であらう。

第四章 ドイツ占領地域の産業經營方式

第一節 歐洲廣域經濟圏の産業建設配置

歐洲廣域經濟圏建設の目標は歐洲大陸全體を包括するところの自給自足經濟體制を確立するにある。ここで我々は今一度第一節に引用して置いたところの、一九四一年十一月二十四日にドイツ・ブルガリヤ經濟會議所創立十五周年記念式に於いて行はれたフンク經濟相の演説の要旨を想起すべきである。このヨオロッパの經濟共同宣言ともいふべきフンク經濟相の演説は、廣域經濟圏建設後はヨオロッパ諸國が、それぞれの經濟の獨立的な經營を已めて、ヨオロッパ大陸全體のために生産を行ふべきものであることを暗示するものである。

だがこれためには歐洲の政治的な秩序の確立と維持とが基底條件となる。だがそれ故にまた歐洲廣域經濟の建設に當つては所謂適地適業主義といふ經濟的な要因以外にも、猶國防的な觀點が極めて重要な要因となる。

随つてドイツの占領地域の産業建設並びに配置計畫にあつては、一般に軍需工業並びに軍需と直接に關聯のある重化學工業とはドイツ自體が確保管理し、占領地各國は一般に食料と原料生産若しくは農、林産國として平和産業に従事させる。これらの諸國は、假令引き續き相當な軍需工業の残存を認められるにしても、それだけでは軍備再建に資することのできないやうな、随つて事實上部分品の下請工業程度に限つて、經營を行ひ得るに過ぎないこととなるであらう。尤もかういふ分業方式は、國防上の要請からいつても、實際にはそのまま實現され得ないであらう。それにしてもドイツ的な歐洲廣域經濟建設の基盤としての産業の建設及び配置計畫の構想は略々次の通りである。

食料生産——デンマアク、オランダ、舊ポオランド

原料生産——スウェエデン(鐵鑛)、フィンランド

食料及び原料生産——バルカン諸國(食料、石油)、ノオルウエイ(木材、海産物)、佛國中南部(食料)、アルサス・ロオレエン(食料、鐵鑛、加里)

工業生産——大ドイツ、ベルギー(主としてドイツの下請的な金屬及び機械工業)

工業及び染料生産——ルクセムブルグ(鐵鑛、製鐵業)

工業及び食料生産——イタリヤ

第二節 ドイツ占領地域の産業經營の方式

かく歐洲廣域經濟の目標が自給自足經濟體制の確立にある以上、この線に沿つて産業の建設と配置が計画的に行はなければならない。故にドイツが歐洲廣域經濟の中にあつて、完全な支配權の確保とその恒久的な維持のために、歐洲諸國の主要産業と、ドイツ産業との結合の方策を採用してゐることは蓋し當然のことである。そこでこの方策の基調となるものは次の諸方式である。

- (1) 外國の主要産業のドイツ産業への合併並びに外國産業への金融的な侵透。
- (2) ドイツ側が經營參加を持つてゐるやうな特殊な關係にある企業に對してのみ注文の發給と原料と補助材料の供給を限定し、産業發展の指導權を獲得する。
- (3) 占領地域産業の代用原料への依存を強制的若しくは懲罰的に深め、以つて製造工程を改變する。

以下これらの方式の具體的な發展を概観すれば次の通りである。

(一)外國主要産業のドイツ化工作はドイツ大企業の直接的な買収と合併、若しくはドイツ大銀行の肩代りのな出資に依る經營乃至管理權の獲得の方法に依つて行はれてゐる。この方式は東部若しくは西部ヨオロッパに於いては大規模に行はれてゐる。例へば企業合同の主要なるものを舉げれば

- 1 シレジエン地方の舊ポオランドの石炭業と鐵工業の獨逸シレジエン工業への合併。
- 2 アルサス・ロオレエンのフランス側重要産業の西ドイツ工業中心地、特にザアル産業への聯結。

- 3 チエツコ・スロヴァキヤのスコダ軍需工場とブルネル武器製造工場のヘルマン・ゴエエリ
ング會社への吸収合併。

4 ベルギイのウウグレ鐵鋼會社のウォルフ鐵鋼會社への吸収等である。また金融資本に依るドイツ化工作は特にオランダ、ベルギイ、フランス(殊に被占領地)並びにノオルウエイに於いて活潑に行はれてゐる。これが目的が主として合法的に産業を獲得し、武力戰の結果如何に拘らず、ドイツ産業のために歐洲經濟に於ける強固な地位を築かうとするのにあることは勿論である。

左にその情況を例示的に示さう。

- 5 フランスの製鐵、化學、纖維、鑛山及びガラス等の部門に於ける重要企業に對する政府の設置した機關と民間代理機關を通じての經營參加權の獲得
- 6 ハンガリイに於けるスタンダアド系の油井と石炭液化工業の經營權の獲得
- 7 ルウマニアの油田と製油所に於ける英、米及び佛系の經營參加權の獲得
- 8 ユウゴオ・スラヴィヤの鉛及び銅鑛山に於けるフランス系資本の參加權の獲得
- 9 ルウマニアに於ける最近設立された企業五十二社(資本金一億八千六百九十萬ライ)の内十九社の資本的な支配權(資本金九千九百四十萬ライ)の獲得
- 10 ドイツ染料トラストたるイイ・ゲエ染料會社のフランスのクルマン染料會社への參加
- 11 同會社のスペイン最大の製鐵所アルトス・ホオン・ド・ビスカヤ會社との窒素工場建設協定の成立

- 12 フランス當局はコムパニイ・ナシヨナル、サン・ドニ、コムパニイ・フランセエズの既存三化學工業會社を合併し、資本金八億フランのフランコロオル染料株式會社を設立したが同會社にはドイツのイイ・ゲエ會社をしてその資本を以つて經營に參加させてゐる。イイ・ゲ

エの参加に當つては、佛の三會社とイイ・ゲエとの間に一つの協定が成立してゐるが、この協定は従來の獨佛兩國の化學工業會社の間に見られたやうな色々な歴史的な経緯を清算し、あらゆる點に於いて原則として獨佛共平等として、フランコロオルをして依然としてフランス的な色彩を維持させてゐる。この協定の要點は次の通りである。即ち

イ 社長はフランス側から出す。

ロ 資本の比率はイイ・ゲエ側五一%、フランス側四九%とする。

ハ 生産に關しては、原則としてフランス側の創意と活動を容認する。

ニ 販賣に關しては、フランス國內に於ける販賣並びにフランス植民地への販賣はフランコロオルをして擔當させる。

ホ 本協定は一九四二年一月から實施する。

この協定は獨佛側の相互の利益を擁護すると共に、歐洲廣域經濟の將來の産業組織を考慮して規定されたところに新しい意義を持つてゐる。

(二) 現在ドイツは各種の工業原料の實質的な支配權を掌握し、ドイツが經營參加權を有する企業に對してのみこれらの原料の利用の利便を與へてゐる。この嚴格な原料の配給統制に依つて占領地全土に互つて閉鎖を餘儀なくされた企業と工場は多數に上つてゐるのであるが、かくすることとに依つて歐洲産業の一部分を廢除すると同時に、殘餘の部分に對するドイツの支配を容易ならしめるために、少數の企業への生産の集中が強制的に遂行されてゐる。これは歐洲の産業協働組織に於ける分業の確立、即ち一部の基礎産業の閉鎖若しくは中間製造工程の廢除を通じてドイツ以外の諸國の産業機構の改變を目標としてゐるものである。

(三) 第三の占領地産業の生産過程に代用原料の使用を増大させる方針は結局非ドイツ的な工業の原料と技術上の指導をすべてドイツに組織的に依存することを目標とし、これに依つて産業機構を容易に再び改變し難い状態に至らしめようとするものである。そこでドイツは現在大規模に生産してゐる新規な合成原料の使用の増大を強制若しくは慫慂して、この目的を達成しようとしてゐる。

1 フランスのリオンの天然絹織物工業の人絹織物工業への轉換

2 ベルギーに於けるス・フの新工場の建設

3 オランダのアク社を代表とするレエヨン工業の増産計畫とス・フ並びにカゼイン羊毛工場の新設

4 ハンガリーに於けるス・フ生産會社の新設

5 ノオルウェイに於ける人造纖維工場の建設

等はその顯著な實例である。

第五章 歐洲廣域圏の經濟建設の現状

一、フランス

對獨敗戦後、フランスがその經濟再建のために公布した經濟統制法は一九四〇年八月十六日と九月十日の二つの法律である。前者は商工經濟の組織を、後者は原料物資の管理機構を規定したものである。

前者即ち經濟團體法は従來自由意思に依つて設立されてゐた多數の經濟團體を解散して、新たに産業部門別に、即ち製鐵、製革、自動車、建築、化學工業、その他の工業部門別に「組織委員會」(Comité d'Organisation)と稱する統制團體を組織させ、部門内の各業者はこれに強制加入を命ぜられた。これらの統制團體は一般に原料の調達、價格の統制、ストックの取得、市場統制等を主要な任務とする。更にこの統制團體は、後に述べる中央工業物資配給局の下部組織として主要な原料を配給し、製品の定量配給制をも擔當するものである。だが組織委員會の特に重要な任

務はドイツ側の發註工業とフランス側の受註工業との連絡に任する點にある。ドイツの經濟集團とこのフランスの組織委員會との接觸はドイツのフランス工業に對する註文の發給を通じて益々密接となつた。

後者即ち原料物資統制法は、ドイツの原料並びに半製品の取引の管理に關する組織たる商品管理局に倣つたものである。即ち件の法律に基いて中央工業物資配給局 (Office Central de Réparation des Produits Industriels) が設置され、これが總務部の他に、物資別に石炭、鑛油、鐵、金屬、化學、ゴム、煤石綿、工業油脂、紡績原料、皮革及び皮革製品、紙及び包装材料、その他の商品の十一の部門を持ち、それぞれ關係の物資の不足を根本的且つ合理的に調整するために、原料若しくは半製品の取得、配給及び生産の指導を行ふと同時に、加工、製造、使用の禁止を行つてゐる。中央工業物資配給局にはドイツの利益を擁護するために、一名の總辦務官が、またその各部にはそれぞれ一名の辦務官が置かれてゐる。猶配給局には廢品回收部が設けられ、その回收した廢品を關係物資の部に引渡すことになつてゐる。

ここに述べた二つの組織と併せて述べべきものは物價統制の組織である。休戰協定の締結後フランスがインフレーションの傾向を辿りながらも、物價の暴騰を或る程度に抑止し得たことは物

價統制の效果に歸し得る。一九四〇年一月二十一日公布の價格停止法は一九三九年九月一日の價格を基準として價格釘付けを行つた。價格停止法と共に、物價統制官廳の編成替が行はれた。即ち全フランスを通じての物價統制を擔當する官廳として、大藏省内に物價管理局 (Direction des Prix) が新設された。この物價管理局は占領地と非占領地を通じての最高の物價統制官廳であるが、この機關は主として物價政策の一般的な基準を定めるに止まり、價格の直接の決定には所管省が當り、また物價監視には各種の裁判所が當つてゐる。

敗戦後に於けるフランス國內は擧げて混亂状態に陥り、國民生活は不安定を極めた。殊に生活必需物資、就中食糧の不足は顯著なものがあつた。フランスは戦前に戦争の危機に備へて相當な分量の農産物若しくは肉類の貯藏を行つたのであるが、これらはフランス軍の敗退の際にドイツ軍の手に落ちた。戦禍に依つてフランスの北部及び北東部一帯の農村は荒廢し、またこれらの地方から三、四百萬の農民が逃避し若しくは、政府の命令で、他の地域に引揚げたから、ドイツ軍政當局は約五十萬の捕虜と役畜とを使役して穀物、馬鈴薯の收穫を行ひ、更に秋期耕作に對しては十五萬の捕虜とドイツ國防軍から貸與された四萬頭の馬匹が動員されなければならなかつた。その他ドイツはトラック用の燃料の特別な割當等を行つて生産減退の防止に努力を傾中したが、

十分な効果を擧げ得なかつた。加之、休戦協定に據る占領軍隊若しくは二百萬の捕虜の食糧維持と一九四〇年七月二十八日以降占領地と、非占領地との間の交通の遮断は益々食糧不足に拍車をかけた。そこでドイツ軍政當局はヴィシー政府に對して一般食糧品の定量配給制の實施を要求した。切符制は最初のうち砂糖に就いてのみ行はれ、その割當分量は一ヶ月七百五十グラムであつた。然るに八月二十三日以降はそれ以外の一般食糧品にも定量配給制が擴充された。但しこれが組織は不完全でありまた非能率的であつた。食糧品の割當分量は一個月砂糖五百グラム、麵類七百五十グラム、米百グラム、マルガリン二百グラム、食用油脂二百グラム、石鹼一個、パンは一日當り大人三百グラムとなつた。この分量は一九四一年四月以降更に縮減された。ヴィシー政府の農務大臣ピエール・カジオは一九四〇年八月にフランスの食糧の供給が一般にいはれてゐるやうに必迫してゐる譯ではなくて、「基本的な食糧は十分にあるが、輸送の困難が十分な供給を妨げてゐるに過ぎない」と聲明したが、遂に一九四一年三月三十日には「莫大であつたフランスの物資は本年端境期を俟たずして完全に消滅するであらう」と告白するに至つた。更に九月に入つて、シャルパン軍需相は特に地方農民に對して、食糧難解決のために協力を要望した。

物資の不足は食糧のみには止まらずに、生活必需品全體に及んだが、また燃料品の不足にも顯著に現はれた。石炭に就いては、一九三八年年度の全フランス生産高四千六百五十萬噸中北佛バ・ドゥ・カレイとノール二縣の占める生産高は二千八百二十三萬噸であつたが、ロオレエンに於ける産額も亦六百七十四萬噸に達してゐる。然かもこれらの地方は行政的にはベルギーに於ける獨軍最高司令部の統治下に置かれることとなつた。これらの地域は、戦禍の結果、破壊、勞働力の不足、輸送の困難の故に、出炭高を減じ、延いてフランス全土が石炭の不足に苦しむに至つた。巴里に於いては一九四〇年冬季の家庭用の石炭はクリスマスに至つて初めて配給が開始された。更にガソリンの不足から自動車、トラクタは姿を消すに至つた。

鑛業、農業、林業部に於いては勞力不足が痛感される一方、失業者の激増といふ現象が現はれた。この失業の増加の原因は、(一)占領地域の工場閉鎖、(二)占領地域と非占領地域との間の交通の禁止に依つて、非占領地域の人口激増、(三)ドイツ領に併合されたアルサス・ロオレエン州からの數十萬に上るフランス人の放逐、(四)約二十五萬のユダヤ人商業者及び職工に對するヴィシー政府の營業及び雇傭禁止令の實施、(五)佛軍除隊兵の非占領地帯から占領地帯への歸還不能等であつた。他方一部諸工場の再開、歸農の奨励、ドイツ當局のドイツ行の勞働者の募集、ドイツ側のフランス工場への發註等は失業低減に多少の効果を現してゐるが、全體としては依然と

して大したことがない。

フランスに於ける最近のインフレーションの傾向は敗戦後のフランス経済の特徴を成してゐる。對獨休戦に續いて、國內に信用恐慌が惹起され、銀行と貯蓄銀行の取付が續發した。フランス銀行も一時機能を停止して、巴里からクレルモン・フェランに移轉した。これより先ドイツ軍は上に述べたやうに、佛國內の占領地域十二個所にライヒ信用金庫を設置し、これを發券機關として通貨工作を行つた。加之、フランス・フランは五四%といふドイツの被占領國のうちでは最高の減價率を以つてマルクにリンクされるに至つたから、唯さへ不足勝の佛國物資の對獨流出が誘發され、延いてインフレーション的な傾向は拍車をかけられた。殊に巨額の復興資金の調達、避難民と失業者の救済、ドイツ軍隊に支拂はれる占領費（一日四億フラン）の調達は通貨の増發を激成した。銀行券の流通總額は休戦當時一千六百億フランから一九四〇年末の二千百十八億フランに激増し、インフレーションの破局的な展開の可能性は極めて大きいものがあつた。

かくして敗戦後のフランス經濟の再建に懸命な努力を續けてゐる政府は一九四二年七月七日、大藏大臣ピエル・カタラを通じて、フランスの今後の財政方策を次のやうに闡明した。「余はフランス經濟の將來と正常なる平和到來後のヨオロッパ諸國の協力に關して絶對に自信を有する者である。

現在の非常時に於ける國家の老大な支出を賄ふ點に關しては三つの手段がある。即ちインフレーション政策、公債發行及び租税徵收がこれである。ところでフランスにとつては紙幣増發に依るインフレーション政策は過去の苦い經驗に鑑みれば、全然問題にならない。公債問題に關しては予は現在の大藏省證券を短期債券若しくは貯蓄債券等に依つて借換へるやうに努めたいと思ふ。猶新規な租税に就いては、政府は國民の擔税可能な限度まで徵收する筈であるが、他方政府支出に就いてはできるだけ節約を圖る積りである」。

これを要するに、敗戦直後のフランスは食糧難、燃料の供給難、勞働力の移動等のために、再建に著しい困難を伴つた。だが工業に關する限り、組織化は著しく進んで居り、フランスの主要な工業、特に鐵鋼、軍需、車輛、器具、鐵鋼管、機械等の工業部門は今では何れもドイツの軍需工業のために最大限度利用されてゐる。またフランスの有名なアルミニウム工業もドイツの航空工業のために頗る大きな貢獻をしてゐる。更にこの國の高度に發達した化學工業もドイツの戦争經濟に寄與するところが大きい。最後にまたフランスの恐らくは最も重要な工業部門たる纖維工業は今日では天然原料の供給の杜絶のために、多くは原料に人絹とスフを使用してゐる。

二、ルクセムブルグ

一九四〇年五月十日獨軍の侵入に依つて舊政府は亡命し、ルクセムブルグはドイツの統治下に編入され、總統の任命した民政長官の統治の下に立つに至つた。ルクセムブルグはその面積二、五六八平方軒、人口三十萬の小國であるが、住民は主としてドイツ系である。

ルクセムブルグの占領はドイツにとつて、政治的な價值よりも經濟的な價值を意味する。

前大戰の終了以來、ルクセムブルグの産業はフランスとベルギーの金融資本の支配下に置かれてゐた。就中鐵鋼業に對しては、白、佛兩國資本が工業銀行的な機能を有するルクセムブルグの諸銀行を通じて大きな勢力を持つてゐた。故にルクセムブルグの實質的な併合を目標とするドイツの占領地域經濟工作は佛・白兩國の金融資本を排除して、これに代るべきドイツ資本の進出を誘導するのにあつた。

ルクセムブルグは從來ベルギーと同様の貨幣制度に依つてルクセムブルグ・フランを發行してゐたから、一九四〇年五月十日の獨軍に依る占領後も、この國の通貨に對してはベルガ貨に對すると同一の措置が採られた。然るに一九四〇年八月二十六日にルクセムブルグがドイツの一般行

政區に編入されるに及んで、先づルクセムブルグ・フラン、ライヒ信用金庫券及びベルギー・フランと相並んで、ライヒス・マルクが法定支拂力を賦與されたが、更に一九四一年三月一日以降はライヒス・マルクが唯一の法定通貨として流通することとなつた。

賃銀、租税及び爲替は既に一九四〇年十月一日以降、民政長官の命令に依つてドイツに合接された。

今やドイツの戰爭經濟と所謂「圓滿な夫婦關係」にあるルクセムブルグの鐵鋼に就いては、フランス並びにロオレエンの各管轄區に於けると同様に、ルクセムブルグに鐵鋼供給協同體(*Eisen-fernungsgemeinschaft*)が設置されて、これが鐵鋼の處分に關して一元的な管理を行ふ以外に鐵鋼の生産と取引も商工會議所の認可を要することとなり、これに依つて管理統制が行はれてゐる。

また既存のルクセムブルグ鐵鋼聯合 (*Trouplement des Industries Siderurgiques Luxembourg-Geois*)とドイツ鐵鋼聯盟との間に勞銀、價格、取引等に關して密接な提携が成立してゐる。

ルクセムブルグの主要産業たる鐵鋼業を再建し、これをドイツの戰爭經濟の一部とするのには先づルクセムブルグの銀行に信用制度から佛、白兩國の金融資本を完全に驅逐することを必要とした。

そこで獨軍占領後に於けるルクセムブルグの金融新體制として最も重要な影響を與へたものは「ルクセムブルグ公國貯蓄金庫」(Sparkasse des Grossherzogtums Luxemburg)の擴充であつた。同金庫は一九四〇年七月には約六億七千三百萬ルクセムブルグ・フランの貯金を持つてゐた。同金庫は國立不動産金融機關保險金庫、政府金庫及び簡易住宅金融機關を併合した組織であり、一九三九年十一月にベルギー國立銀行から多額の融資を受けて國立發券銀行としての役割を果して來たものであるが、獨軍のルクセムブルグ接收と共に「ルクセムブルグ市立貯蓄金庫」と改稱され、一九四〇年十月二十一日に民政長官令を以つて、エツシュ、デイキルヒ、グレエフェンマツヒャアの三ヶ所に地方貯蓄金庫を開設し、また一般銀行業務を行ふこととなつた。

また從來ベルギーの代表的なコンツェルンたるソシエテ・ヂェネラル・ドゥ・ベルジック (Société Générale de Belgique) に依つて資本的に支配されてゐたルクセムブルグ最大の銀行たるバンク・ヂェネラル・ドゥ・リュクサムブル (Banque Générale de Luxembourg) は、獨軍占領後、その保有株式のうちから同銀行の半數に當るものをドイツチェ・バンクの手に讓渡し、銀行名もゲネラル・バンク (Generallbank, A. G.) と改稱された。同様に、ルクセムブルグに於ける今一つの大銀行たる國際銀行 (Internationale Bank, A. G.) にも亦、ドレンスドナア・バンクが從

來の資本參加を強化したから、その完全な支配の下に立つこととなつた。猶本店を舊フランス領内に置き、支店をルクセムブルグ内に置いてゐたところのアルサス・ロオレエン工業銀行 (Credit Industriel Alsace et Lorraine) 及び一般アルサス銀行 (Allgemeine Elsassische Bankgesellschaft) の支店の業務も、それぞれゲネラル・バンクと國際銀行とに合併若しくは引繼がれた。

保險業に就いては、一九四一年五月十日附民政長官令に依つて改革が行はれた。即ち從來ルクセムブルグに於ける保險業經營に認められて來たすべての特權が取消され、英・佛・白三國の資本の支配下にあつた保險會社はドイツ系の保險會社に依つて完全に置き代へられた。

三、ポオランド

獨波兩國間の戦争の直接の動機はダンツイツヒ問題にあつたことは勿論であるが、その抑々の原因は、舊ドイツ領の恢復と國外ドイツ民族の本國編入以外にも、猶ポオランドの食料並びに礦物性の工業原料資源の獲得といふ經濟的なものであつた。

獨ソ兩國間にポオランド分割に關する第一次の國境劃定條約が成立した翌々日、一九三九年十月六日に、ヒットラー大統領は、ドイツ議會に於ける演説に於いて「現在の歴史的、人種的、經濟

的な條件に合致したドイツ國境の設定」、「各民族分布に即した生活圏の確定」、「ユダヤ人問題の解決」と共に反獨ソ陰謀の牙城たることのない新ポオランド國家の樹立」といふ對ポオランド施政方針を明示した。

この施政方針に基いてドイツ政府は、十月八日總統兼宰相布告を以つて、先づ舊ドイツ領たる上部シユレジエンをシユレジエン州に、ツウヘナウとウヴァルキ地方を東プロイセン州に合併すると共に、新たに所謂東部地方をドイツ領に編入する旨を宣言したのであるが、十月十二日に殘餘の地域に對して同様の布告を以つて「ポオランド占領地域總督」を置き、これをライヒ併合地域とは異つた行政區域とした。

獨ソ兩國間の勢力範圍に關する「最終決定的な」協定に於いて、ドイツの支配に歸した地域は舊ポオランド國總面積の約五分の三（二十三萬平方キロ）、總人口の約七割（二千四百萬人）、工業生産の約九割、農業生産の約五割を占めてゐる。そのうちドイツに編入された地域は面積十三萬七千平方キロ、人口一千二百萬に達するが、このドイツに併合された地區のうち東部地區はダンツイツヒ・西プロイセン管區とポオゼン管區の二行政區域に分けられた。一九三九年十月二十三日バルト諸國から引揚げたドイツ少數民族のポオゼン移住と共に、ポオゼン管區はワルテ管區と

改稱された。

かくてドイツは併合地區と總督管區とに於いて異つた行政方針若しくは政治經濟工作を採用した。即ち併合地區に對してはドイツ當局はできるだけ速かにそのドイツ化を圖る方針を採つた。すべての政策はこの見地から出發した。

即ちドイツ政府は行政區劃決定後、先づソ聯と民族轉移協定を締結して、民族の交換を行ひ次いで總督管轄區内のドイツ人と併合地區内のポオランド人若しくはユダヤ人との間で轉住を行はせ、且つリッツマンシユタットにユダヤ人街を設定して、これと外部との交通を遮斷した。かくしてドイツは併合地區の土地をも人もドイツ化することに努力した。その結果一九四〇年四月頃には併合地區から總督管區に向けて五百萬乃至六百萬のポオランド人が移住したといはれ、更に一九四〇年十二月頃の或る報道に據れば、バルト海諸國その他の地方から約三十五萬のドイツ人が併合地區に移住を完了し、更に續々各地方から同様なことが行はれた。

かく併合地區からドイツ人以外の人種の大規模な移動が行はれたにも拘らず、併合地區へのドイツ人の移住は極めて少なく、寧ろ逆に併合地區から他の大ドイツ地方に流出する者が續出したため、ドイツ政府はその對策として一九四〇年末に併合地區居住のドイツ人に對して向ふ五ヶ年乃

至十ヶ年に亙つて戦時附加税を全免する外、所得税、營業税、地租その他の租税の大幅の引下げを行ふことを公布して一般ドイツ人の誘引に努めてゐる。

上に述べた併合地區に對し、總督管轄區は、獨ソ戦後は曩にソ聯が占領した舊ポオランド國西部及び西南部をも併合したので、面積約十七萬平方キロ、人口千八百萬を擁することとなつた。

總督は總統に直屬し、全行政部門を統轄する権限を持つてゐるが、總督以外にも、最高國防會議と四ヶ年計畫受託長官も亦總督管區に對して命令を發する権限を持つてゐる。

この他に總督に直屬する總督府警視總監がゐる。總督府管下の各縣はそれぞれ十餘りの郡に分割され、縣知事と郡長には何れもドイツ人を任命し、これをして各郡にあるポオランド人の市町村長と市町村會の指導に當らせてゐる。ユダヤ人官吏は全部被免され、ポオランド人は制限された範圍内で任官を認められてゐるに過ぎない。

總督府の行政費用は當該占領地の負擔とされ、總督府の豫算は本國とは獨立して編成し、大藏大臣の認可を要する。その収入は租税、徵發及び財産沒收、煙草、食鹽、燐寸、酒精、宮籤及び鑛油等の專賣から得られる。

占領地の經濟再建に當つて當面した問題は勞働力の問題である。總督は一九三九年十月十七日

その管轄區内の十八歳以上六十歳未満のポオランド人に對して強制勞働を命令したが、更に事情によつては縣知事は十四歳以上十八歳未満の者にも強制勞働を課し得る権限を認められた。その勞働に對する報酬は一九三九年八月三十一日の水準を嚴守しなければならないが、その水準内にある限り、生活を維持するのに必要であり且つ縣知事の「適正」と認めた額を支給し得る。

總督管轄區内の土地關係に就いては、先づ一九三九年十月三十一日附の命令に依つて總督府林野局が一切の國有林の經營のみならず、猶私有林の管理をも行ふ権限を有することとなつた。農地に就いては、一九三九年十一月八日附の命令以降數次の命令を以つて、結局百ヘクタール以上の農業經營はすべてこれを總督府食糧局の管理下に置き、舊ポオランド國有地、不在地主及びユダヤ人所有地はこれを差押へて總督府財産管理局の管理下に置き、殘餘の土地はドイツ人委員會の支配下にある農會の保護の下に置くこととなつた。その後更に一九四〇年九月十三日附の命令によつて土地分割の禁止と農地整理とが行はれるに至つた。

通貨工作としては、上に述べたやうに、最初ズロタイの他に、ライヒス・マルクが流通してゐたが、併合地區に於いても總督管區に於いても通貨不足に悩み、かくて、一九三九年九月末にはズロタイ貨及びライヒスマルク貨と共に、ライヒ信用金庫券の流通を見た。ロツヅに設置された

ライヒ信用金庫は舊ポオランド銀行に代つて、一九三九年十二月二日から發券銀行たる役割を演じたが、一九三九年十二月十五日及び一九四〇年三月二十七日附命令に依つて新たにポオランド發券銀行が創設されるに及んで、ライヒ信用金庫はその機能を停止した。

物價政策としては一九四〇年一月下旬に相次いで發令された暴利取締、公定價格若しくは價格監視等の方法が採られてゐる。

以上は戦火の中の應急的な措置であるが、更に總督管轄區の産業復興工作として、農業、林業、畜産業等の原始産業を初め、工鑛業の振興策が實施された。農業に就いては、一九三九年十一月二十三日附の命令を以つて總督府食料農業局を設置して、總督管轄區内の全農業を管理し、更に農業關係の諸團體と農(業)會(議所)の監督をも行つてゐる。農事改良としては、農業機械の使用、優良種子、人造肥料の配給等を行つてゐる一方、クラカウ農業中央局を創設し、その出張所を各處に設置して、農産物の配給、貯藏等をも統一的に行つてゐる。農産物のうち馬鈴薯と甜菜に就いては増産の傾向が顯著であるが、これは從來不毛地であつたところに灌漑を行ひ、ドイツから輸入された新式トラクタアを用ひて開墾した結果であるといはれてゐる。林業にあつては、上に述べたやうに、總督府林野局が一九三九年十月三十一日附の命令によつて國有林、私有林の

一切の管理に任じ、木材の加工、輸出、國內取引、規格及び價格の統制を行ひ、また植林をも行つてゐる。畜産業にあつては、飼料の増産、畜産の質的な改良を行つてゐる。工鑛業は戦禍に依る被害が相當大きいものがあつたが、漸次に恢復を見、新工場が續々建設されてゐる。從來ポオランドは工鑛業の領域に於いては、原料として石炭の産出を見たために、纖維工業、化學工業、軍需工業等相當に大規模の企業が存在してゐる。仍つて總督府の政策としては、工場數の増加よりも既存工業の生産擴充を企圖し、原料統制に依つて所謂重點主義を採用してゐるから、労働者數も漸次に増加を見てゐる。ここにも一九四〇年一月十五日附の命令を以つて四ヶ年計畫が施行され、クラカウに四ヶ年計畫出張所が設置され、石炭、鐵銅、金屬、皮革及び毛革の四管理部が整備され、計画的な増産が行はれてゐる。勿論この増産計畫の主たる對象は石炭、鐵鑛、銑鐵及び粗鋼、石油に置かれてゐる。石炭に就いてはドイツはポオランドの豊富な労働力を利用して、年産一億噸を目指して開發に努めつつある。上部シュレジエンを中心とする鐵鋼業は近い將來に銑鐵百八十萬噸、粗鋼三百萬噸の年産に達するであらうといはれてゐる。既に一九四〇年末までに八十萬噸の鋼材がポオランドからドイツに搬出された。石油工業の方面に於いても、ドイツは採油精油及び配給の三つの部門に互る統一的な組織を行ふと共に、ドイツから新しい機械と技術

とを輸入して増産に努めてゐる。

要するに、ポオランドに於ける經濟建設工作はドイツの計畫の下に實施され、直接にドイツの権力を用ひてドイツ的な秩序へと編成替が行はれてゐる譯である。その重點は差し當り食糧と工業原料の増産に置かれ随つて加工業は現状を維持するのに止められてゐる。

四、デンマアク

第二次大戰の勃發はデンマアク經濟に決定的な影響を與へた。元來デンマアクには工業用の原料資源の生産が皆無であり、その主要産業は農業牧畜業であつた。既にデンマアクはその農牧畜産物を輸出すると共に、穀物と飼料とを海外から輸入してゐた。随つてその對外貿易は壓倒的に英獨兩國に依存してゐた。例へば一九三八年には輸出總額の五六・一％はイギリスに、二六・四％はドイツに輸出され、輸入の三四・六％はイギリス、二六・四％はドイツに仰いでゐた。然かも輸出總額の八割以上を占める畜産品の輸出と飼料輸入の大部分は對英貿易に依存してゐた。

然るに第二次歐洲大戰の勃發と共に、對英通商路が不安となり、またイギリス政府の戰時通商政策が積極化されるに及んで、その影響は直接にデンマアク國民經濟に反映した。一九三九年八

月に一一三であつたデンマアク輸入品價格は一九四〇年三月末には二〇四に上昇したにも拘らず、輸出品價格は同期中に一一二から一一七に微騰したに過ぎない。

恰かもデンマアク國民經濟がかういふ危機に直面しつつあつた一九四〇年四月九日に、ドイツ軍は「デンマアク國王の要請に答へて」、「友好平和裡に進駐し」同國を「保護」のために占領するに至つた。

ドイツ軍の進駐は危機状態にあつたデンマアク經濟にとつて間もなく好影響を齎らした。ドイツ軍は進駐と同時にユットランドの全海岸地方をその管制下に置いたから、西ヨオロッパとスカンディナヴィア諸國とを含めて、デンマアクの海外貿易全部が完全に杜絶し、國內にあつた對英輸出向けの商品のストックは全部ドイツ向けに変更された。

デンマアク國王と政府の對獨協調方針の結果、ドイツ當局のデンマアクに對する態度は他の占領地諸國とは異ならざるを得なかつた。ドイツ政府はデンマアクには特設機關を設置せず、形式的にはデンマアクの内政不干涉の形式をとつてゐる。

又ドイツはドイツとその保護領からの輸入に就いては、輸入許可制度の例外を認めただのみならず、猶爾後數次の協定に依つて獨・丁間の通商關係は進展の一路を辿つた。一九四〇年一月乃至

十一月の對獨貿易は前年同期に對比して、輸入は五割、輸出は十五割の増大を示した。貿易品目はドイツからは石炭、骸炭、鐵礦、鋼鐵製品、機械、纖維原料等を輸出し、これに對してデンマークは酪農品その他の食料品を輸出してゐた。一九四〇年に於いてデンマークと通商協定を締結若しくは更新した國はイタリア、ソ聯、フィンランド、スイス、ノールウェイ、スウェーデン、ユウゴオ・スラヴィア、ベルギー、オランダ等の大陸諸國である。

貿易關係のかういふ發展の結果、從來約一億クロオネ前後の入超であつたところのデンマークの對獨貿易勘定は一九四〇年末には一億三千四百萬クロオネの出超を示すに至つた。然かもこの出超は輸入價格と輸出價格との甚しい乖離といふ犠牲に依つて生じたものである。

このデンマークの對外貿易の決済は清算制に依つて行はれてゐる。就中ドイツ占領下の諸國との貿易はベルリンを中心とする所謂多角的な清算制度に依つて行はれてゐる。

固より獨軍占領後に於けるデンマーク經濟は各種の困難にも逢着した。インフレーション、失業、生産の問題がそれである。インフレーションの傾向は物資不足と通貨増發との結果である。これがために賃銀並びに物價の抑制、生産及び消費の統制、配當制限等のやうな一列の抑制策が講ぜられた。失業問題は生産の減退その他經濟界の混亂につれて漸次に深刻化した。

即ち一九四〇年五月の登録失業者数は十一萬六千であつたのが、同年十二月には十七萬九千餘に増大した。労働組合との協約に依つて從來物價指數に連繫されることになつてゐたところの賃銀は、インフレーションの進行の結果、この關聯を遮斷され、一九四〇年七月に至つて法令に依つて同年一月一日現在の水準に釘付けされるに至つた。

仍つて失業對策として失業救済資金の貸出失業者のドイツへの移出、土木事業の起工、労働者管理等の諸方策が施行されてゐる。更に丁抹政府は失業問題を一般産業、特に農業生産の積極的な振興に依つて解決しようとして、休耕地と開墾に依つて獲た土地に於ける飼料用の植物と甜菜の植付の奨励、窒素、燐酸その他の人造肥料の供給の確保、農産物價格の引上げ、失業労働者の農業労働への轉置のために各種の奨励方法を講じてゐるが、今のところまだ大した効果を收めるには至つてゐない。尤も最近に至つて丁抹に資本金九百五十萬クロオネの鋼材會社と同じく一千七百萬クロオネの鋼鐵壓延會社が創立され、その活動が期待されてゐる。随つて同國の經濟も漸次に整備を見るであらう。ドイツに於けるデンマーク労働者の故國への送金は清算制度に依つてデンマーク政府から支拂はれる結果、デンマーク國內の通貨膨脹は免れ得ない。また同國の財政を見るに、一九四二年度の國家豫算は歳入五億二千二百萬クロオネ、歳出五億八千五百萬クロオ

ネであつたが、これ以外にもドイツ軍占領費年五億萬クロオネの支出がある。

五、ノオルウエイ

一九四〇年四月八日に英國海軍に依るノオルウエイ領海内への進出を契機として獨英間の戦機は急速に成熟して、四月九日にはドイツ國防軍はノオルウエイの首都オスロオその他軍事的な要衝を電撃的に占領するに至つた。ノオルウエイ國王並びに政府の逃亡と前後して、反共產主義を標榜し、國民社會主義的な綱領を實施しようとしてゐたナシヨナル・ザムルングの首領クイスリング少佐はオスロオに新政府を組織して親獨態度を表明した。最初ドイツ政府はニガルドスヴオールド政權との協調を意圖してゐたのであるが、それが無駄であることが判明すると九月二十五日にはノオルウエイ國民に對して布告を發し、政黨結社を禁止し、同日行政機構を變革し、クイスリングを首領とするノオルウエイ國民運動たるナシヨナル・ザムルング黨員中から十三名の政務委員を任命しこれをして行政を擔當させることとした。

然るに一九四二年二月一日テルボオフエンドイツ監理官はノオルウエイ政府の改組に同意してクイスリングを首相とする新政府の樹立を承認したから、「ノオルウエイ人に依るノオルウエイの支配」は一層明確となつた。即ち新政府は從來の十三名から成る政務委員に代り、ドイツ監理官の監督の下に、ノオルウエイの統治にあたることとなつた。

ノオルウエイに於ける戦闘の終結後、ノオルウエイ占領地の經濟再建は三つの問題に當面した。即ち(一)戦禍の除去、(二)ノオルウエイ經濟力の歐洲廣域經濟への接合及び、(三)失業の克服がこれである。元來ノオルウエイの重要産業としては有名な海運業と漁業を初め、鐵鑛、亞鉛等の鑛業、金屬工業、化學工業、電氣化學工業、木材及びその加工業、造船業等を數へ得る。然かもこれらは大部分輸出産業として發達して來た。これに反してノオルウエイは自然的、地理的な關係に恵まれず、隨つて農牧畜業は餘り振はず、その三百三十萬の小人口を充分に養ふことすらできない狀況にあつた。

重要な産業は占領後數週間に早くも活動を開始し、四〇年中には大體復舊した。かくしてドイツ行政當局は一時危機に瀕したノオルウエイ經濟の再建と今後の指導に對して次のやうな方針を定めた。

- 1 ノオルウエイ經濟の再運轉とノオルウエイの經濟力の動員
- 2 ノオルウエイ經濟の英國依存の清算とその歐洲廣域經濟への編入

これらの方針の下に、同國經濟再建のために採られた緊急的な措置は破壊された交通施設の再建であつたが、これは一九四〇年末には大體完了した。失業者は一九四〇年十月八日公布の職業紹介令に依つて、申告の義務を課せられ、雇傭の認可、労働者の自由な移動の禁止、職業紹介機關の確立、労働者の對獨移出等の實施に依つて労働の管理と同時に失業救済の方法が講ぜられた。かくして例年冬季に入つての失業者数は十五万人以上であつたものが一九四〇年には三萬七千人に止まつたが、政府當局は特に冬季に對する就勞の機會を作るべき緊急措置として、同年十二月初旬に四千萬クロオネの新規資金を用意した。

各種の工業は、ドイツ軍進駐の結果、僅少の例外を除き、一時殆んどその活動を停止したが、ドイツ當局はこれら工業に對して、その生産計畫を提示し、また大ドイツの工業的な企業との供給及び購買契約を締結させるのに成功した。特に鑛業は著しく復興し、その生産は何れも平常の状態に復歸し若しくは更にこれを凌駕した。隨つて工業生産活動は一九四〇年末には早くもドイツ軍占領前の平常の状態に復した。

獨軍占領後の經濟政策のうち特にドイツ當局が重點を置いたのは食糧經濟の確立であつた。上に述べたやうに、ノオルウエイは從來は食料品の輸入國であつたが、この供給が遮斷されてゐる

現在に於いては、一方に於いては穀物と馬鈴薯の作付面積の擴大、農民貸附金庫、小農經營信用金庫等に依る農業金融の擴充、魚肥、海藻、木材纖維をも含む各種の飼料の増産、主要食料品の切符配給制等の方針が採られてゐる。

ノオルウエイの外國貿易は、大陸諸國との通商に轉換後、非常に急速に恢復し、その程度は一九四〇年十月には輸出に於いて前年の九五%、輸入に於いて六五%前後に及んだ。清算協定は現在ドイツ、スウェーデン、デンマーク、イタリア、フィンランド、ギリシア、スイス、スペイン、トルコ等と締結されてゐる。一九四〇年十一月にはオスロオにノオルウエイ清算所が設置され、支拂決済は清算制を基礎として規制されるに至つた。ドイツが今や斷然ノオルウエイの輸出相手國の首位を占めるに至つたことは今更力説するまでもないであらう。獨諾間の通商の促進のために、ノオルウエイにドイツ人商業會議所が開設された。

以上のやうな經濟復興策と同時に、インフレーション防止の方策も採られた。即ち一九四〇年四月二十七日に價格停止令が發布され、更に九月十二日に價格管理局の設置を見た。この機關は價格認可の他にも猶配當制限等の措置をも講じてゐる。

六、オランダ

オランダ占領地區に對してドイツは一九四〇年五月十八日總統布告を以つて、オランダ占領地區ドイツ管理官を置き、財政經濟部、労働失業部、治安部、司法文化部の四つの總督管理部を設けた。

オランダ占領後、ドイツの經濟工作の方針は狹隘な國土でありながら、その極度に集散的な農業に依つて食料供給國であり、兼ねてまた高度に發達した織物、油脂その他の食料品、ラジオ、鐵鋼、造船電氣機具等の工業を有するオランダ經濟をできるだけ速かにドイツの戰爭經濟に編入し、最大限度にこれを利用するにあつた。それ故にドイツは、できるだけ摩擦を避けながら、オランダ經濟をドイツ化するのに努めた。

ドイツはオランダ經濟をドイツの戰爭目的に即應させるために戰闘開始前から準備してゐたといふことができる。そこで占領直後に、ドイツは多數の經濟専門家をオランダに派遣し、「商品監理所」、「經濟協力委員會」以下の重要な經濟統制並びに聯絡機關を設置し、またドイツ商業會議所の支部を Haag に設置して、ドイツの經濟的な勢力の擴大に資した。

このうち經濟協力委員會は一九四〇年六月に獨蘭兩國經濟の連絡機關として設けられたものであるが、これと同時に金融關係の専門委員會も設置された。これら委員會の首腦部は何れもオランダ財界の有力な人物であつた。また商品監理所及び同製品、窯業、纖維、海運、食糧、煙草、羊毛、廢品の八部門に分れて居り、その機能は原料と製品の規制を通じて各企業生産の嚮導を行ふものであつた。

以上のやうな根本的な經濟組織體の建設に當つては、先づ既存の組織を統一のある自律的な職業團體組織に改編し、これを徐々に育成助長することが絶対に必要であつた。

その際第一に目標となつたものは、經濟的な自由主義の温床ともいふべき労働組合の改編であつた。即ちドイツ當局はオランダの三大労働組合に各々一名の連絡委員を任命し、これに組合の活動狀況に關する監督と報告を行はせることとし、更に一九四〇年七月にはオランダ・ナツイス労働戦線の指導者たるウウデンベルクをオランダ最大の労働組合であるところのオランダ労働組合の理事長に任命して、労働戦線の強化に成功した。労働戦線の目標は勤勞者階級の再組織、生活の最低限度の確保、衛生、疾病、老年等に關する労働者厚生施設の改善、青少年の職業的若しくは徳性上の指導等であるが、それと同時にドイツの「歡喜力行團」に類似した組織をも具へてゐる。

更に一九四一年二月にはウトレヒトにオランダの財界人を糾合してオランダ經濟戦線が結成された。この團體は農業以外の企業の將來に於ける職業團體的な組織化の礎石たるべきものであるから、オランダの今後の經濟組織はドイツのそれに近似したものになる筈である。

オランダに於いては、ドイツ軍の侵入當日、外國爲替管理令と同時にモラトリアム令を施行したのであるが、一ヶ月後の六月十一日にはこれを廢止し、續いて七月十五日以降株式取引所の再開を命ずるに至つた。ドイツ軍は侵入直後に先づ、ポオランド、デンマアク及びノオルウェイに於けると同様に、ライヒ信用金庫券を導入したが、これら三國とは違つてオランダの重要都市八個所にライヒ信用金庫を開設し、完全な軍票制を施行した。勿論このライヒ信用金庫券は臨時措置であつたから、金融取引の稍々正常化した七月初旬以降は、オランダ銀行との協定に依つて、ギルダア貨と交換されることとなり、その交換比率も一ギルダア對一・五〇ライヒス・マルクから占領前の一ギルダア對一・三三ライヒス・マルクと決定された。

外國爲替管理の實施に關しても、四〇年六月五日以降は實質的にドイツの外國爲替管理局の支署の権限内に置くこととし、更に六月二十四日には價額五ギルダア以上の金、貴金屬、外國爲替等を有する者に對してこれをオランダ銀行に讓渡賣却すべき義務を課した。

獨逸の支拂取引は、戰爭に依る金融上の混亂の波及を防止する目的から、一九四〇年七月末以後一層嚴格な制限を加へてゐたが、同年十一月からその制限を緩和し、特にオランダからの對獨逸輸入に關する支拂は無制限とせられ、その支拂方法もベルリン清算金庫を通じて行はれることとなつた。一九四一年四月以降は獨逸兩國間の爲替管理の制限は全く撤廢された。但しドイツ資本のオランダへの移動は遞減的な調整課金（一九四一年末までは七〇%、一九四二年六〇%一九四三年四〇%、一九四四年末迄二〇%）の徴收に依つて或る程度の制限を受けてゐる。

かく通貨金融工作は比較的順調に進んだのに反し、從來著しく世界經濟的に指向されてゐたオランダの産業を歐洲廣域經濟的に再建することはそれ程容易ではなかつた。蓋しオランダとしては今や原料の輸入が杜絶したからといつて、簡單にその工業を見棄ててドイツならば或ひは要望するかも知れないやうに、農業のみに集中する譯にゆかない立場に置かれてゐるからである。勿論オランダとしては差し當りその農業を一層自給自足的な基礎に立てるために、馬鈴薯と野菜の生産の擴張に力めることとなつた。またオランダは食料品工業、造船業、鐵鋼業、人絹工業等に就いてはドイツの積極的な援助の下に、速かに完全操業の状態に復することができた。隨つて工業生産力が現在戦前の約五〇%程度に恢復してゐることは略々確實である。だがそれ以外の産

業の再建は餘り思ふやうに進捗してゐないことは當然であり、隨つて同國にも失業問題が起つてゐることは附言するまでもないであらう。

七、ベルギー

獨軍占領後のベルギーは、ドイツ的な經濟統制方式を導入して、オランダに於けると略々同様に、ドイツの商品監理所に相當する商品管理所が設立され、職業團體が準備された。

商品管理所は一九四〇年七月一日附命令に依つて石炭、鐵鋼、金屬、化學製品、纖維、皮革、煙草の七部門に設置されたが、同年九月四日の施行規則に於いて工業用の油脂と廢品の二つの部門が追加された。

職業團體組織の建設は既存のカルテルを合計十七の自由設立のシンディケートに整理統合することから着手されたが、商品管理所の活動が活潑となるに従つて、漸次に統一的な體系を有する經濟團體を組織する必要に迫られた。仍つて一九四一年二月十日に「ベルギー經濟組織に關する命令」が公布され、次いで三月五日にその第一次施行規則を以つてベルギー工業經濟の職業種別と地域別の組織の建設に着手するに至つた。この組織の大綱はドイツのそれと全く同様である。

業種別には主要集團、専門集團及び下級専門集團から成る經濟集團が設けられたが、これらの經濟團體は地域別には經濟會議所に集結されることとなる筈である。然かもベルギー經濟の再建はベルギー人に依つて行はせるといふ趣旨に基いて、これらの職業團體は極めて少數のドイツ人の顧問若しくは監督者を除き、すべてベルギー人の企業家を以つて構成されてゐる。

農業の分野には一九四〇年八月「食糧及び農業團體」が設置された。これまたドイツの農業食糧團體の組織に倣つたものであることはいふまでもない。

更に労働組織の部面にも一九四〇年十一月に「筋肉労働者及び精神労働者團體」が設置された。

占領後直ちに全國五ヶ所に設置されたライヒ信用金庫の發行券も、他の占領地域の場合とは違つて、最近に至るまで廢止されることなくそのまま使用されてゐる。隨つてベルギーの五大銀行と四大工業コンツェルンの出資に依つて設置された新發券銀行が一九四〇年七月十五日に營業を開始して以來、ベルギーに於いては二種の通貨が流通することとなつた。信用金庫券のベルガに對する換算率は最初一ベルガ對〇・五ライヒス・マルクであつたが、一九四一年七月二十二日以降は一ベルガ對〇・四ライヒス・マルクに改められた。これを戦前に比較すれば、ベルガ貨はラ

イヒス・マルク貨に比して、實に五〇%の減價である。

かういふベルガ貨のライヒス・マルク貨に對する強度の減價はドイツ資本のベルギイ産業への進出を容易ならしめると同時に、ベルギイの對獨物資供給力を増大せしめるものであつた。だがそれは最早ライヒス・マルクにリンクしたベルガ貨の減價であるから、四〇年五月三十日から實施された價格停止令にも拘らず、インフレーションの進展は不可避であつた。

元來ベルギイはドイツ以上に工業化された國であり、その稠密な人口の大部分は石炭、鐵鋼、金屬、化學、纖維等の工業製品の輸出と通過貿易とに衣食してゐた。然かもこれらの盛大な工業は、石炭を除いた原料の殆んど全部を外國からの輸入に仰ぐものであつた。ベルギイの農業人口は總有職人口の六分の一を占めるに過ぎないから、その著しく集約化された經營を以つてしても、ベルギイの必要とする食糧の五一%を自給し得るに留まつた。

かくしてベルギイ經濟の再建は工業に對する原料の供給と國民に對する食糧の供給とに集中しなければならなかつた。食糧節約のために定量配給制が實施され、また上に述べた食糧及び農業團體の設立以來、農産物に就いて生産と配給の統制が行はれ、またこの組織を通じて穀物増産政策が實施された。さりながらこの國の農業生産力の増強には豫め限度が劃されてゐるから、輸出

工業を復興することに依つて、不足食糧の輸入を確保する以外に適當な方策とはあり得ない。この點に於いて典型的な輸出工業たる鐵鋼業は、ドイツの鐵鋼關係の全權委託官の計畫的な指導の下に、他のドイツ軍の占領地域、特に北フランス、ロオレン州及びブルクセムブルグ等と原料の相互交換を行ふことに依つて急速に生産能力を恢復することができ、その製品を、從來の英國と海外市場の代りに、ドイツ、オランダ、フランス及び東南ヨーロッパに向つて輸出し得るに至つた。それ以外の金屬、化學、纖維、皮革等の工業部門も亦、關係のドイツとベルギイの官廳の協力に依つて、できるだけドイツ的な歐洲圏との物資の交流を圖るのに努めた。

失業は、國家公共諸團體の財政難と關聯して、「ヴラアム労働奉仕團」と呼ばれる一種の強制労働も實施されてゐる。最も憂慮すべき状態にあるのは商業部門の關係者であるが、特にこれまで貿易に従事してゐた者は轉業を餘儀なくされた。労働者の間では港灣労働者に失業が多いが、他方重工業、就中鐵鋼業關係の労働者は、ドイツの無限の需要を控へて、今日では寧ろ不足を告げてゐる状態にある。

八、舊ソ聯領

ドイツが占領したソ聯領の經濟建設工作を如何に遂行するかは非常に興味のある課題である。ドイツにとつて東歐地帯は「ドウラング・ナツハ・オステン」といふ謂はばナツイス獨逸の世界政策の根幹を形成する地域である。随つて歐洲廣域圏の建設を目指す歐洲經濟の再編成に當つても、ドイツ當局は東歐地帯に於いては特に準備と計畫を整へて再建工作に努めてゐる。勿論そのことはドイツが北歐、西歐若しくはバルカン地方の再建を輕視してゐることを意味するものではない。唯ナツイス獨逸は最も十全な意味に於ける指導力發揮の條件を東歐地帯の再建のうちに求めようとしてゐるものである。蓋しこれは東歐地帯がナツイス獨逸の世界政策の根幹である以上當然といはなければならぬ。

故に我々がかういふ觀點から東歐地帯の再建狀況を眺れば、そこには我々をして十分に首肯させるものがある。即ちドイツの東歐政策は、そのバルカン、北歐若しくは西歐政策とは著しく違つて、東歐諸國に百パーセントの政治、經濟的な支配力を確立しようとしてゐる。

一九三九年九月二十三日にドイツ國防軍最高司令部は、ポオランド地域の戰闘終結を宣言する

や、十月十二日附の總統令を以つて上部シレジエンとツウヘナウ、スヴァルキイ地方のシレジエン州及び東プロセンへの併合を決定すると同時に、ソ聯領となつた以外の殘存ポオランド地帯を總督領とし、バルト三國とウクライナの經營に對しては、一九四一年十一月十七日總統令を以つて、ヒットラー總統はリトアニア、ラトヴィア、白ロシアの一部の占領地帯を一丸として、「ドイツ東邦領」を構成し、その最高機關として「ドイツ東邦省」(Reichsministerium für Ostland)を設置し、省大臣にアルフレッド・ロオゼンベルグを任命した。

東邦省は東部占領地域の政治、經濟、文化等各部門を統轄する最高官廳である。東邦省の下には舊ラトヴィア、リトアニア及び白ルテニアの一部を劃した東邦領監理官並びにウクライナ地方の一部から成るウクライナ監理官が直屬し、これ等兩民政長官にはそれぞれ黨支部長ハインリッヒ・ロオゼ、エリツヒ・コツホが任命され、更にロオゼンベルグの下に次官として同じく黨支部長アルフレッド・マイヤアが任命された。「東邦省」の任務はボルシェヴィズムの政治、經濟及び文化組織を根柢から清算して、歐洲新秩序の一翼として管下地域の經濟、文化等各分野に亘つて統合的な指導を行ふのにあるが、更に今後戰線が擴大し新たな占領地域が加へられる毎に、それぞれの地域に民政長官が任命される筈である。東邦省の新設に依つて獨軍占領下のソ聯領の政治

の大綱が決定され、ウクライナ民族の獨立國の建設若しくはバルト三國の復活のやうな動向は一應清算され、これらの地方は事實上ドイツ領に編入されるに至つた。東邦省はベルリンに置かれるが、既に對ソ戦開始直後に舊ユウゴオ・スラヴィア公使館を本據として、ロオゼンベルグ以下が活動を續けてゐたものであり、外務、労働、宣傳等の方面に於けるソ聯關係の専門家はすべて、専任乃至兼務の形で、東邦省の事務を擔當することとなつた。猶エストニアも東邦領監理官管轄區に併合された。

以上のやうな政治形態は自らまた經濟再建の方式をも決定する。即ち東歐地帯の經濟再編成に對しては、ナツイスは徹底した壓力をもつて望んで居り、ために歐洲廣域圏内に於いても東歐地帯の編成替は最も急激に遂行されてゐる。

バルト沿海の三國とウクライナの經營にはナツイスは眞に絶大な熱意を傾けてゐる。東邦省の初代大臣となつたロオゼンベルグは、その目標をば、理念並びに政治勢力としてのボルシエヴィズムの粉碎、労働の神聖化を土臺として、東歐を歐洲新秩序建設のために開拓することに置き、またかういふ大きな使命が單にドイツの將來を保障するに止まらず、猶全歐洲諸民族に安定性を賦與する所以であるといふ信念を以つて經營に當つてゐる。

然かもこの地域一帯は單に歐洲の穀倉として知られてゐるのみならず、猶ウクライナは鑛産資源の寶庫でもある。クリヴォイロオグの鐵鑛、ニコポオルのマンガン、ドン・バスの石炭等はすべて世界に誇り得る大資源である。

唯この地方はボルシエヴィズムの支配下にあつたために、先づその政治的な潜在力の粉碎に多大の努力を拂はねばならなかつた。随つて經濟の再建と再編も容易なことでない。だがナツイスは先づ農業に對しては一九四二年二月二十七日に、四ヶ年計畫長官ゴエリング元帥の賛助を得て東邦省管轄下の東部占領地に於ける新農業政策の基本方策を發表した。その要綱は次の通りである。

(一)從來ソ聯政府の實施して來た國營(ソフホオズ)並びに共同(コルホオズ)の兩集團農場制度はこれを廢止して、個別耕作制に還元する。その方法は、第一段として、共同農場を解散して、協同作業農場とし、第二段として、この協同作業農場から個人的な農場經營に發展分解させる。(二)農地の私有財産制を認め且つ課税を免除する。(三)家畜の保有に對しては何等の制限をも加へない。(四)以上は既に民政を布いてゐる地域に關するものであるが、未だ軍政を布いてゐる地域に於いても、占領軍司令官の承認を得て、右の新農場經營法を適用し得る。唯現在のところ各

農家とも必需農具が不足してゐるので、當分の間農場作業は共同で行はせることになつてゐるが、現在國家の倉庫にある收穫機械その他の農具はこの目的のために利用されることになつた。猶各農家とも大農場の耕作に共同で參加した後は、個別的に己れの農場の耕作に従事し、收穫も獨立してなし得ることとなる筈である。尤も家畜の飼養は最初から個別的に行ひ得ることになつた。この新農業政策の遂行に當つてはドイツは獨ソ戦直後にドイツの農村から舊ソ聯領に對する農業指導委員を徵用し、一九四二年三月までにそのうちの一萬六千名が現地配置され、更にヒンムラア親衛隊長統制の下にドイツ青少年團から武装青少年農業移民團が派遣され、ソ聯農夫を指導して最善の成果を得るやう萬全を期してゐる。

占領下にある東部地方の政治經濟建設工作は、一九四一年の秋に於ける東邦省の成立と共に、全力を動員して進められた。經濟的にいへば今日までの仕事の中心は建設の基礎ともなるソ聯經濟組織の解消とナツイス的な經濟體制への轉化を圖る點に置かれて來た。比較的ソ聯化することの輕微であつたバルト海諸國に於いては、既に手工業、小規模工業、小賣業に就いて着々私有化が進められてゐる。また民間經濟の自治組織の確立にも一歩が進められてゐるが、それ以外の部面に於いては猶も國家機關に依る管理經營の形式が採られてゐる。殊にトラクター・ステエシ

ヨン等のやうな國有の大規模經營に關しては、その管理經營のために、特にトラクター管理會社が國策會社の形態で設立された。また最近ウクライナ農業機械製造會社が設けられ、二十八の工場を運轉して農業機械の修理と補給を開始した。また一九四二年九月の情報に據れば、ドイツはウクライナ農業の再建のために大鎌百萬挺以上、鋤二萬二千、鍬二千七百、刈取機六千臺、脱穀機三千臺、木炭瓦斯發生器二千臺、トラクター三千、牽引自動車一千九百その他多數の家畜を送り込んだ。唯何分にもソ聯經濟組織が深く根を卸してゐたところの舊ソ聯領に於いては、農業の再建も未だ準備段階を餘り出てゐない。隨つて一九四二年度も大體過渡的な經營形式で生産が進められた。加之、この廣大な沃野の獲得も今のところまだ東部戦線にあるドイツ軍の食糧を賄ふ以上には餘り出てゐない。隨つてウクライナの農業への期待は寧ろ一九四三年以後の時期にかけられてゐる。確かに今後この地域が中歐若しくは西歐流に集約的な農法を實行し得るに至れば、歐洲の食糧問題の解決に多大の貢獻をなすであらう。唯これがためにドイツ側からの勞力、資材等全般に互る積極的な注入が大規模に必要とされる。そこでドイツ政府當局は一昨年以來、舊ソ聯領を全歐洲民族の經濟的な後背地たらしめる意圖を以つて、自國の經濟界は勿論、歐洲各國の經濟界の積極的な參加開發の實現に大童になつてゐる。既に色々な國策會社も多數設立されたが、

過般獨ソ經濟關係が持續してゐた當時から民間にあつてその衝に當つてゐたドイツ經濟ロシヤ委員會を解消して、ドイツ工業集團に占領下東部地方の工業に關して生ずる問題處理の部門を特設して、民間工業界の東方開發に對する積極的な進出を助長することとした。また一九四二年の初めに、この地域の開發に参加するために、ハンガリーに資本金十萬ペンを以つてトランス・カルパティア會社が創設された。更にまたオランダにはオランダ東方會社が設立されて、從來インドネシアに向けられてゐた資本をソ聯領に投資する方針を採ることとなつた。

このことに關聯して、ドイツ經濟相フンク博士は一九四二年五月二十一日「コエルニツシエ・ツァイツング」紙に「將來の東歐政策」と題する東歐の工業化を強調力説した。その要旨は次の通りである。

「我々は將來のドイツ國を工業地方と農業地方とに截然と區別するといふ形式的な考へ方をしてはならない。勿論重要工業の大部分はドイツ國の西部に集中されることとなるであらう。さりながら廣汎な地域に互つて數次の中小工業地帯を設置することは、經濟的に觀ても國防的にいつても妥當な立地計畫である」。

東歐開發の獎勵機關は卸、小賣及び貿易業集團にも設けられた。東部地方の經濟建設は第一に農業生産である。特に歐洲廣域經濟の確立といふ觀點からその成否が最も注目された一九四二年度春季の穀物播種には全力を注ぎ、ウクライナからできるだけ良好な收穫を擧げるやう期待し、これにはドイツ青少年の積極的な動員が力説されてゐる。これと同時に歐洲廣域經濟圏の重大弱點たる飼料と野菜類の増産も要望され、これには個別經營の條件が比較的早く整へられ得るバルト三國地方に於いて特に努力を傾注する方針であると觀られる。

東歐占領地域に於いては、鑛産資源の開發は農業に次いで最も重要な項目である。ドイツは南部ウクライナ作戰の結果、ソ聯鐵鑛生産の六〇パーセントを占めるといはれるクリヴオイロオグの鐵鑛、ニコボオルのマンガン鑛、ドニエプル河の水力發電所並びに工業設備を含むドニエプル河以西の工業地帯とドニエプル河以東のドオネツ盆地の炭鑛と重要工業地帯をも占領した。唯占領地帯の生産設備は、農産物とは異なり、戦火のため徹底的に破壊されて居り、クリヴオイロオグの鐵鑛採掘設備の破壊が特に甚だしいといはれてゐる。だがドイツ側ではこれら生産設備の破壊に對する應急處理と復興に努め、一九四一年九月に國策會社として東部鑛業會社がベルリンに新設され、占領したソ聯領内の石炭と鐵鑛の採掘、製鐵、鑄造工業の調査、復興、利用、經營等を一手に處理することとなつた。同社には更に占領地域内の各種の生産設備の經營委託の決定

に就いても獨占的な権利が與へられてゐる。出資者は、ドイツ政府の他、民間の鑛山、製鐵、卸小賣及び輸出會社團體であり、經營の一切は經濟大臣の監督下に置かれ、特に事業遂行に就いては四ヶ年計畫廳の指導に従ふこととなつてゐる。同社の存續期限は一九四四年末となつてゐるがこれこそは東部戰線の占領地域の經濟開發に關する最初の國策會社である。猶鑛産原料の開發は鐵、石炭、マンガン等を除き、寧ろ第二段に置かれ、逆に勞働者をドイツ内の鑛山に動員するところが實行されてゐる。また簡単な生活必需消費材に就いては、ドイツ國內の手工業者等の遊休設備を動員してある程度の現地生産を計畫してゐる。

だがこれらの經濟再建のまた基礎になるものは交通力の擴充である。そこで一九四二年に入つて自動車道路計畫事務所が北はリガに、南はレムベルグに設けられた。だが一九四二年春には前線には尨大な軍事行動が再開され、後方の經濟建設はこの間を縫つて行はれるといふ困難な状態に置かれた。然かもドイツの東歐經營は歐洲廣域圏建設の謂はば鍵關であるから、ナッイスとしては萬難を排してもその經營の歩を進めるであらうことは今更いふまでもない。随つて我々もその成行に對して特別な關心を怠つてはならない。

九、バルカン諸國

バルカン諸國のうちにはハンガリー、ルーマニア、ブルガリアのやうに、ドイツの占領地域でない諸國とユウゴオ・スラヴィア、ギリシアのやうな敗戰國とがある譯であるから、ドイツのこれ等諸國に對する經濟工作にも自ら差異のあることはいふまでもない。唯ドイツの立場から廣くバルカン諸國をば打つて一丸とし、且つ歐洲廣域經濟圏の一翼として見る時には、各國に見られるそれぞれ特異な事情を超越したバルカンの特殊性が顯出して來る筈である。この特殊性とは農業國として歐洲の兵站基地たるべきバルカンであり、また歐洲圏第一の石油供給國としてのルーマニアに他ならない。随つてドイツのバルカンに對する政治經濟工作もこの線に沿つて進められてゐる。

農業部に就いて見ると、從來この地域は歐洲の邊境にあつて文化程度が低く、その農業技術も他の歐洲諸國に比して著しく幼稚であつた。随つて將來この地帯に歐洲の有力な食糧倉庫たるべき任務を期待するとすれば、先づその農業技術の改善が行はなければならない。そこでドイツは一九四一年春にバルカン作戰を終了するや、直に各國の農民出身兵の歸農を促すと共に多數

の農業技術者を派遣して、その農業技術の改善を圖つた。また肥料、農業機械等をも供給し、積極的な増産工作を行つた。これに對してブルガリア、ルウマニア、ハンガリー等の諸國も積極的に協力する態度に出て、ブルガリアの如きは一九四一年五月にドイツからの農業機械、肥料等の輸入に對して關稅を撤廢した。これらの生産財の供給には屢々長期の信用が許與された。

從來穀物輸出國であつたところのユウゴオ・スラヴィア、ハンガリー、ルウマニア、ブルガリア等に於いては、自國內の穀物消費を規制して、その餘力を歐洲諸國に振り向けるために努力が拂はれた。一九四一年度に於けるこの地方の作況は不良であつたが、一九四二年には豊作が傳へられた。

かくバルカン地方の穀物は歐洲廣域圏にとつては極めて重要なものであるが、一九四一年の夏ドイツがウクライナを手中に收め、ここを歐洲の第一次的な穀物倉庫とする方針を樹てて以來、稍々その重要性を減じた感がある。最近のドイツは寧ろこの地域に特に菜種、向日葵、大豆等の油脂作物並びに酪農品の増産を期待してゐるやうである。從來歐洲は油脂作物の七、八割を海外からの輸入に俟つた。然るに今次の歐洲大戰と共に、先づ南洋からの椰子油と南北兩米からの油實の輸入が杜絶し、次いで獨ソ開戦となつて滿洲大豆の輸入も不可能となり、これらに代るもの

として、バルカンの油脂作物が特に重要な意義を持つに至つたと考へられる。また從來ギリシアの農産物は、煙草以外には見るべきものがなかつたのであるが、最近ではエジプト棉のギリシアへの移植が成功を見たと傳へられてゐる。

ルウマニアの石油が歐洲廣域圏に對して有する重要性に就いてはここに絮説するまでもない。但しこの石油の産出高は、一九三六年の八百七十萬疋を頂上として、一九三七年には七百五十萬疋と漸次減少の一路を辿り、一部には石油資源の涸渴を傳へられた程であるが、その後從來石油業に於ける投下資本の七割餘を占めた外國、特に英國系の資本に代位した獨羅合辦の石油會社の活動に依つて再び生産増加を見るに至つたと傳へられる。ルウマニア政府も亦、一九四二年六月十三日に調印された獨羅間の經濟新協定に於いてドイツに對する石油の確實な供給を約束してゐる。

ルウマニアの石油以外にも、バルカンに於ける鑛物資源としては、ハンガリー、ユウゴオ・スラヴィア及びルウマニアのボオキサイト、ユウゴオ・スラヴィアの銅・鉛・亞鉛・クロム等が注目される。これらの鑛物資源の開発は何れもドイツとバルカン諸國との間に結ばれた經濟協定に含まれた經濟計畫の一部を成してゐる。

以上の如くドイツのバルカン諸國に對する期待は相當大きなものがあり、これら諸國の農産物と鑛産物は大部分までドイツに向けられてゐるのを見る。

第二次歐洲大戰勃發以來その營業範圍を極度に縮小されたドイツの貿易商は、ドイツの支配圏擴大に伴れて、新領域への進出に努めてゐるが、殊にバルカン及び舊ポオランド領への進出が目立ち、更に占領下舊ソ聯領に對しても進出が行はれてゐる。

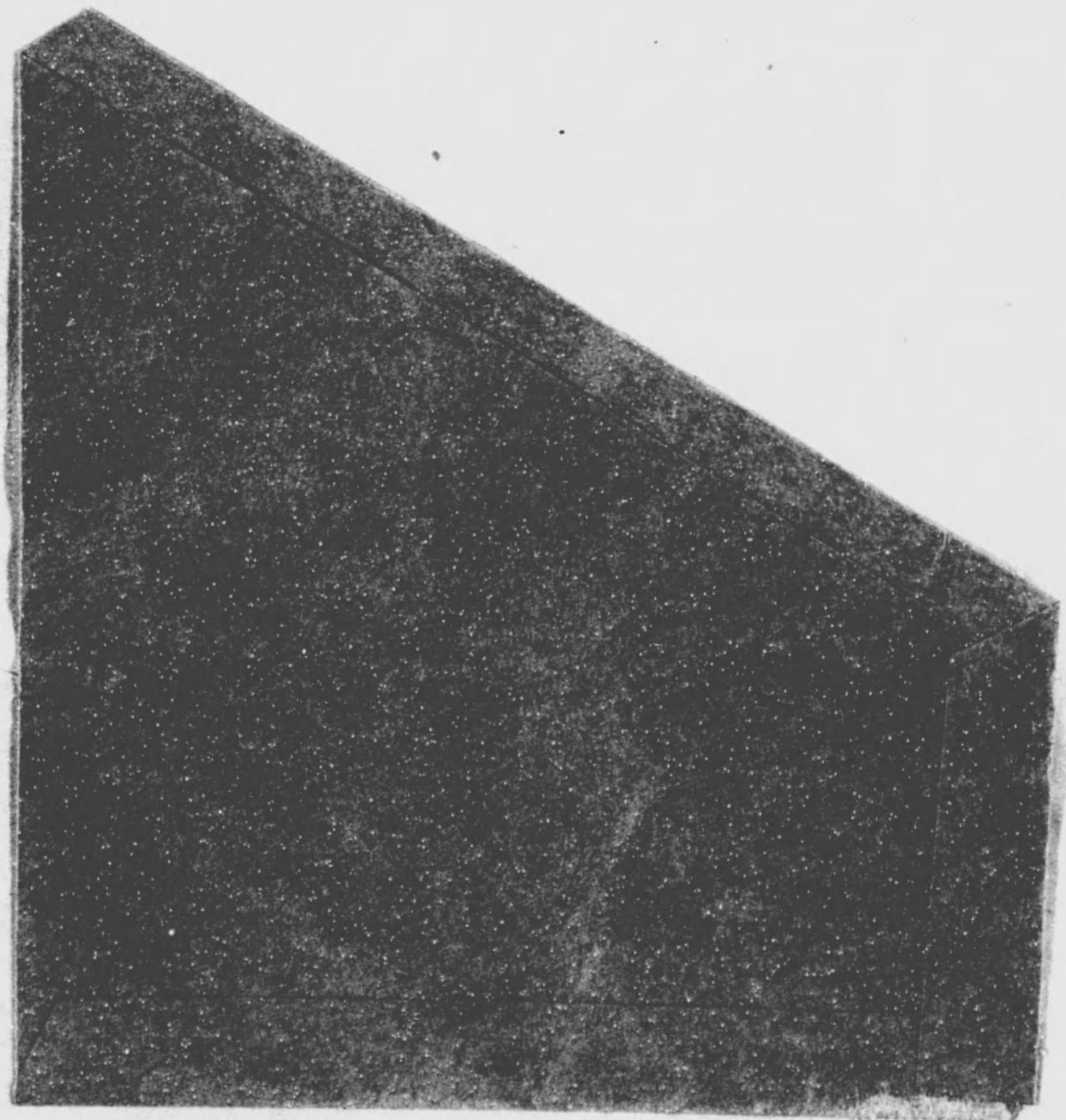
ドイツ經濟の東南歐への進出の門戸はウイーンであり、ハムブルグ、ブレエメン等の有力な貿易商は既に一兩年來ウイーンに支店若しくは子會社を新設し、これを足場としてバルカンに於ける新市場の開拓に努めてゐる。最近では次のやうな進出が行はれ、一段の躍進を示してゐる。

(一)ハムブルグの東亞關係の貿易商イリス商會は資本金二百萬レイの子會社をブカレストに新設して、機械の輸入を行つてゐる。(二)ブレエメンの羊毛輸入商クウレンカムプ・コニツク商會及び機械輸出商フリッツ・デエリング商會はブカレストに資本金二百萬レイの子會社を新設し、主として農業機械、同部分品の輸入販賣を行つてゐる。(三)ブレエメンの棉花商エドゥアルト・シュミット商會及びハムブルグの東洋貿易商ジムセン商會は既に共同でウイーンに東南歐貿易會社を設立したが、今回ソフィアにその子會社を新設し、一般貿易及びドイツ工業會社の代理取

引を行ふこととなつた。かくて最近に至つてドイツの對バルカン貿易に於ける輸入超過が顯著となつて來た事實が注目されなければならぬ。

今ハンガリーの例をとつて見れば、この傾向は特に顯著である。即ち一九四二年四月十日のハンガリー政府發表によれば、同國の一九四一年度對外貿易は輸入約七億三千萬ペンゴ、輸出七億九千萬ペンゴで、對獨輸出は總輸出額中の六〇%を占め、前年の一一%に比して正しく飛躍的な増加である。この結果一九四〇年には六千八百萬ペンゴの輸入超過であつた對獨貿易尻が一九四一年には逆に四千六百萬ペンゴの輸出超過となつてゐる。同じやうな傾向はブルガリアに就いても見られる。

尤もかういふドイツの輸入超過傾向の増加は廣域圏の將來にとつて必ずしも健全な状態ではないから、最近ドイツはこれらの諸國に對して工業品の供給を増加すると共に、各種の通商協定を結んでその調整を圖つてゐる。



出版會承認い 340446
發行部數 500部

昭和十八年十二月二十五日印刷
昭和十八年十二月三十日發行

非賣品

不許複製

財團法人世界經濟調查會

著作兼發行人 中尾謹三

印刷人 古川一郎

印刷所 東京證券印刷株式會社

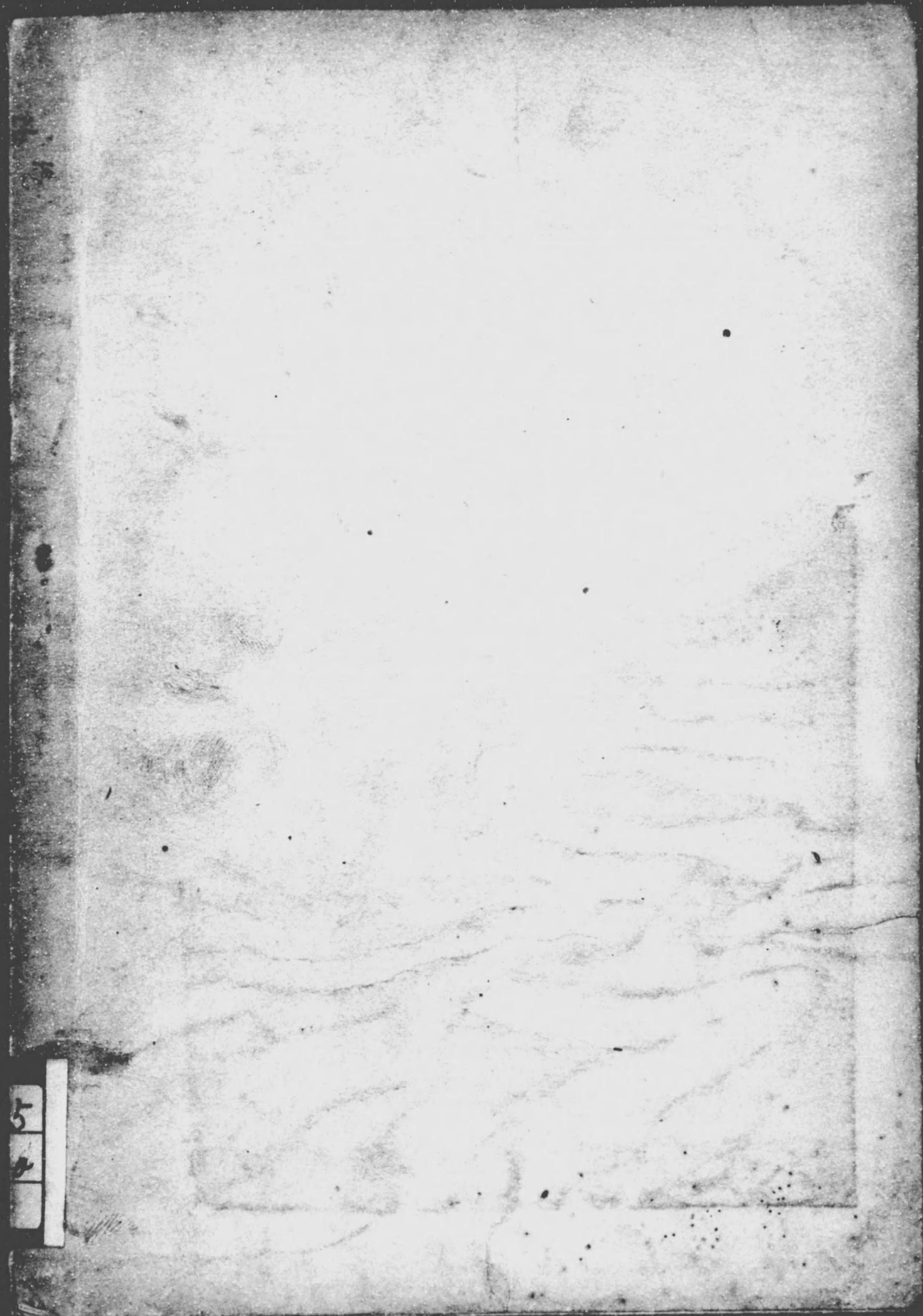
(東京都王子區神谷町一ノ四八二
東京都王子區神谷町一ノ四八二
(東京四四三八)

發行所

財團法人世界經濟調查會

東京都麴町區大手町二ノ八

日本出版會會員番號二一四〇二六番



5
4